

伝梁武帝筆「異趣帖」の伝本系統について

下田章平

はじめに

「異趣帖」は、「愛業愈深、一念修怨、永墮異趣。君不」と行草で書かれた二行一四字の断簡である。^① 制作年月や署名はないが、南宋末の宰相であった賈似道（一二一三―一二七五）の『悦生所藏書画別録』^②に「梁武帝異趣帖」と記されて以来、梁の武帝（在位、五〇二―五四九）を伝称筆者とする説が広く行われてきた。

本稿で「異趣帖」を検討対象としたのは、日中收藏史や中国書法史の研究の進展に裨益すると見られるからである。

稿者は先に、諸本の中で最も信頼すべき墨跡の藤井斉成会有鄰館本（以下、有鄰館本）の收藏に関して検討し、清末民国期の收藏家であった完顔景賢（一八七五―一九三二）^③がその室号を「異趣蕭齋」と名づけるほど珍重し、大正二五年（一九二六）、日本で初めての私設博物館を開設した藤井善助（四代目、一八七三―一九四三）もコレクションの中核と捉えていたことを明らかにした。^④ この前稿は近現代を射程に入れたものであるが、本稿でのさらなる検討によって、各時期における收藏家の活動実態を調べる手がかりとなり、近時研究対象として着目されている收藏史研究の進展に寄与することが期待される。

また、日本の「異趣帖」に関する先行研究は寥々たるものであり、西林昭一氏が「墨跡の遞傳は不明で

ある。」と指摘するように、有鄰館本及び諸本を含めた「異趣帖」の基礎的な検討はほとんど行われていない。そのため、中国書法史における評価も定まっておらず、開館当初は有鄰館のコレクションの中核として捉えられてきた有鄰館本は、『有鄰館名品展図冊』（日本書芸院、一九九二）では取り上げられていない。一方、有鄰館本が日本で私蔵されてきたこともあり、中国大陆でも「異趣帖」の研究は低調であったが、近時、後述の王乃棟『中国書法墨迹鑒定図典』（文物出版社、二〇〇四）や喬柏梁『中国歴代碑帖賞析手冊』（陝西師範大学出版社、二〇〇五）のように再評価の動きが見られる。⁵⁾ただし、前者は図版を提示しながら書跡の真贋などに言及する内容であるが、「異趣帖」の図版として掲載されているのは、検討対象としては不適切な有鄰館本の臨摹本である王世杰旧蔵本（以下、王氏本）である。同じく、後者もまた「御刻三希堂石渠宝笈法帖」（以下、「三希堂帖」もしくは三希堂帖本）の写本をもとに論及している。このように、「異趣帖」の基礎的な検討を経ずに議論が展開されている点には問題があろう。

そこで、本稿では「異趣帖」の基礎的な検討の一環として、墨跡本や法帖に見える「異趣帖」の通伝や歴代の文献の分析を通じて、その伝本系統を明らかにしたい。なお、本稿で人名は通称に従い、「」には稿者が補足した語句、「」には割注を記し、句読点や記号のない引用文献には、稿者が私に附した。漢字の表記に関しては、引用原文は旧字体、それ以外は通行字体を用いた。

一 有鄰館本

有鄰館本（図1）は、藤井善助の旧蔵品である。藤井善助⁶⁾は、鉄道・繊維・金融保険・不動産・ホテルなど多業種を展開した実業家で、政治家としては犬養毅（一八五五—一九三二）との関係が深く、日本及び中国の美術品を収蔵した。特に中国の美術品については、三〇代の頃より収集をはじめたという。

有鄰館本は有鄰館編『有鄰大観』（有鄰館、一九二九）第四三図に収録されて以来、有鄰館学芸部編『有鄰館精華』第五版（財団法人藤井斉成会、二〇〇三）、藤井善三郎『祖先文化へのまなざし——永遠の美』（公益財団法人藤井斉成会有鄰館、二〇一四）等に掲載されてきた。筆者はこれまでに数度ガラス越しに過眼し

たことがあるが、この度藤井善三郎氏の御高配を賜り、平成二六年九月七日の十一時より一六時まで、本幅と附属品の実見調査、さらに写真撮影を行うことができた。以下、この調査に基づいて考察したい。

有鄰館本の本幅は白紙（縦二七・七センチ×横一〇・九センチ）である。⁽⁷⁾恐らくは具引きしてから紙の表面を平滑に磨いたものであろう。本幅左側には胡粉の剝落した部分があり、紙の漉き目が現れていることもその証左といえる。同じく、第一行目の「修」字から第二行目の「怨」にかけて、斜め方向に紙の漉き目が見えている。このような胡粉の剝落は経年変化に加え、数度の改装によって生じたものと考えられる。

図1 有鄰館本本幅

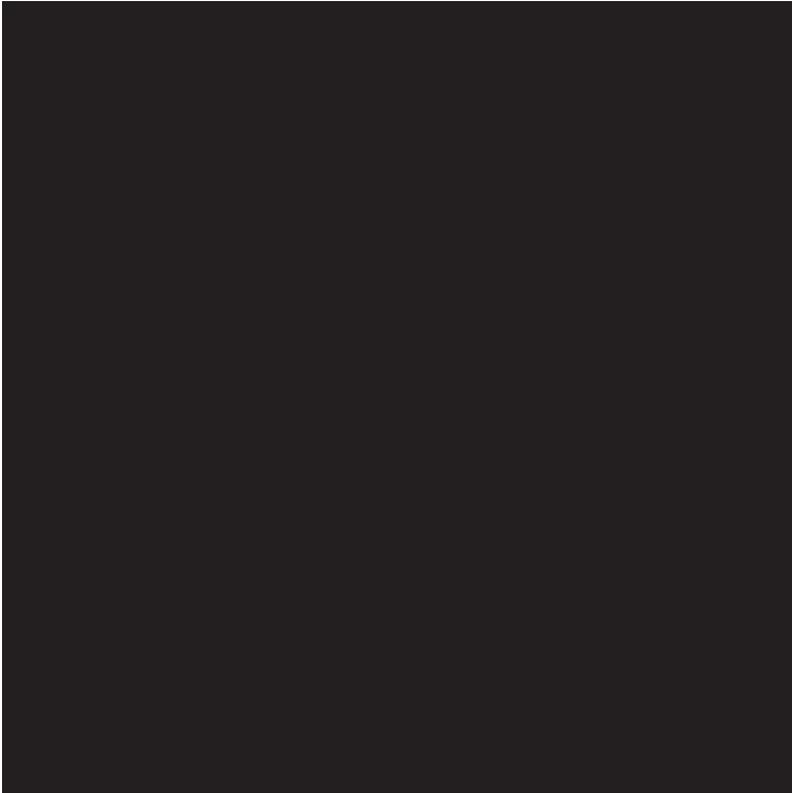


図2 有鄰館本

a 「異」字



b 「修」字



濃墨が用いられ、上述の加工紙に書かれたためか、滲みは極めて抑制的で、墨色もまるで書かれた直後のような美しさを保っている。

筆跡に関して、附載する長尾雨山（一八六四—一九四二）大正一五年（一九二六）跋に、

……唐初多摹古蹟、凡唐摹本世傳以等眞蹟、右軍・大令諸蹟皆然、此本亦是也。

（唐初古蹟を摹すること多く、凡そ唐摹本は世よ伝へて以て眞蹟に等しとす。右軍〔王羲之〕・大令〔王獻之〕の諸蹟皆な然り、此の本も亦た是れなり。）

とあり、中田勇次郎（一九〇五—一九九八）も「搨摹本」とし、有鄰館の展示室の解説には、「宋以前の雙鉤顛墨」との指摘がある。しかし、この度の実見調査よって有鄰館本は臨摹本であると判断した。⁽⁸⁾ 臨摹本とは原本の上に紙を置き、細線や淡墨などで下書きし、それをもとに原本と対照させながら摸写した、臨本と摹本の要素を兼ね備えた摸写本である。有鄰館本をよく観察すると濃墨の細線で下書きが施されている。例えば「異」字（図2a）下部の横から左斜めの線条に向かう細線にそれが顕著に残存し、また、誤って下書きされたと見られる不自然な細線が「異」字上部の半印に沿って見られる。また、「修」字（図2b）の偏から旁につづく細線のゆれや、その傍に見える三点の筆画の墨だまりは、臨本に特徴的に見える筆脈が途切れた特徴をよく示している。このほかにも、「深」字旁の点画、「怨」字の「心」に見える線条、「君」字初画における起筆の打ち込みには、不自然さが見られる。

有鄰館本には、表1に示したように、金の章宗（在位、一一八八—一二〇八）、明の王肯堂（一五四九—一六一三）・王野、清の王頊齡（一六四二—一七二五）・乾隆帝（在位、一七三五—一七九六）・嘉慶帝（在位、一七九六—一八二〇）・周寿昌（一八一四—一八八四）、清末民国期の陸樹声・完顔景賢、日本の長尾雨山の印章がある。また、王肯堂・王野・王頊齡・乾隆帝・周寿昌・完顔景賢・長尾雨山の題跋、そして藤井善三郎・善嗣両氏の観記（氏名・日時・場所、あるいは同伴者などを簡便に記した鑑賞記録）が見えるため、まずはこれらの真偽を確かめておきたい。真印を原寸採録した上海博物館編『中国書画家印鑑款識』（文物出版社、一九八七）に見られる範囲内で検討したところ、乾隆帝及び嘉慶帝の印璽は真印と判断される。

乾隆帝は史上最大の文物コレクターと目されており、その收藏に関して、すでに先行研究でも論じら

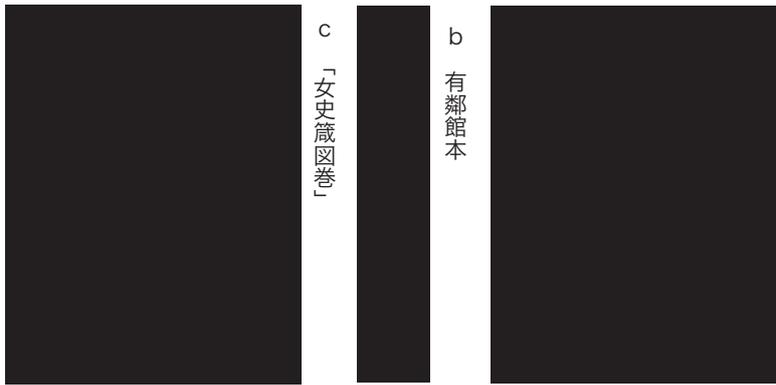


図3 「羣玉中秘」
a 「搗練図巻」

れてきた。⁽¹⁰⁾ 有鄰館本にはいわゆる乾隆八璽をはじめ、乾隆帝晩年の「古希天子」「八徵耄念之宝」「太上皇帝」も見える。加えてその御識には、

……今墨蹟傳入内府、展閱一再、覺江左風流、上與「三希」相輝映。……乾隆庚午嘉平廿有六日御識。
（……今墨蹟伝はりて内府に入り、展閲すること一再、江左の風流を覚え、上せて「三希」と相ひ輝映せん。
……乾隆庚午嘉平廿有六日御識す。）

とあるように、有鄰館本は、伝王羲之筆「快雪時晴帖」（国立故宫博物院蔵）、伝王献之筆「中秋帖」（北京故宫博物院蔵）、王珣「伯遠帖」（同前）の「三希」とともに、「三希堂帖」に刻入されたことがわかる。事実「三希堂帖」第三冊に見えるが、この御識の紀年に見える乾隆一五年（一七五〇）一月二六日から考えると、かなり異例のことである。すなわち、「三希堂帖」は乾隆一二年（一七四七）に勅命を受け、同一五年七月（第三冊末の編者の跋文参照）には完成されおり、有鄰館本の刻入はこれ以後のことだからである。⁽¹¹⁾ しかも、著録としては乾隆五六年（一七九一）完成の『欽定石渠宝笈続編』第五十二、寧寿宮蔵九、列朝名人書画一（以下、『石渠宝笈続編』⁽¹²⁾）に見え、その初編には間に合っていない。ゆえに、有鄰館本は乾隆帝の意向によって「三希堂帖」の完成後に追刻されたと見られ、かつ乾隆帝が晩年まで何度も過眼したことによって、収蔵品の中で特に重視していたことが考えられる。こうした背景もあつてか、次の嘉慶帝の過眼も経ている。

このほかの印章は本書に未掲載であるが、下記の検討によって真印と判断される。まず金の章宗の「羣玉中秘」朱文方印は右側の一部分が残存している。この半印は『石渠宝笈続編』の按語に、「羣玉」半印乃金章宗『羣玉中秘璽』也。（「羣玉」の半印乃ち金の章宗の「羣玉中秘璽」なり。）とあることによつて初めて明らかにされた。金の章宗は数多くの名品を収蔵したことで知られるが、近時高木義隆氏によつて金の章宗の璽印には偽印が存在し、それが押された作品群があることが指摘されている。⁽¹⁴⁾ つまり、「羣玉中秘」には伝徽宗摹張萱筆「搗練図巻」（図3a、ポストン美術館蔵）などに見える真印グループと、伝顧愷之筆「女史箴図巻」（図3c、大英博物館蔵）などに見える偽印グループがあるという。「異趣帖」に押されたのは前者と一致するため、真印と見られる。

王肯堂と王野の印章は、ともに跋後に押された印章である。王肯堂¹⁵⁾、字は字泰、号は捐庵、鬱岡齋、金壇（現在の江蘇省金壇市）の人。万曆一七年（一五八九）の進士、官は福建参政に至る。王肯堂による『鬱岡齋筆塵』や『鬱岡齋墨妙』には有鄰館本は見えない。王野については、『石渠宝笈統編』の按語に、「王野、字太古、歙人。著覺非齋詩、鑿餘藁。」（王野、字は太古、歙の人。覺非齋詩、鑿餘藁を著す。）とある。ただし、王野跋には「太原王野題。」（太原の王野題す。）とあるように、籍貫（本籍）が異なるため、これと単純に同定することはできない。ところで、王肯堂と王野の印章及び跋文は、明の張丑（一五七七—一六四三）『真蹟日録』二集（知不足齋別刊本）に全文採録されている¹⁶⁾。この内容の記載については、張丑が有鄰館本

表1 有鄰館本の印章・題跋

金章宗	羣玉中祕〔朱文方印、半印〕
王肯堂	此帖前後不全、當是子敬得意書。或者見其作釋氏語、遂以爲梁武帝書。壹何陋也。肯堂題。時萬曆丙午冬仲十有四日。 王肯堂印〔朱文方印〕
王野	大令書法外拓而散朗多姿、此帖非大令不能辦。彼恐一念墮於異趣、而書法又深含奇趣耳。太原王野題。 王野之印〔白文方印〕
王頊齡	梁武帝異趣帖、全學大令書法。自隋唐迄宋元、流落民間、未登天府、故無祕殿收藏璽印。萬曆初、藏韓存良太史家、董玄宰刻石戲鴻堂中、以冠歷代帝王法書之首。至是而千秋墨寶、始烜赫天壤間矣。其後王宇泰署名公改題爲子敬眞蹟。蓋欲推而上之、然審淳化閣搨本武帝腳氣帖。正與此筆意相類、似不必遠托晉賢、方爲貴重。況文敏清鑒博識、定有所據。故余仍改題從董云。康熙五十六年、歲在丁酉十日朔、華亭王頊齡謹識於京邸之畫舫齋。 王頊齡書畫印〔白文方印〕・瑯湖珍祕〔朱文方印〕・瑯湖〔朱文長方印〕・瑯湖〔白文方印〕
乾隆帝	〔御筆積文〕愛業愈深、一念修怨、永墮異趣。君不。御筆釋文。 〔御識〕是卷十四字、冲澹蕭散、得晉人神趣。歷代官帖未經收入、是以嗜古博辨之士。及鑒藏家、舉未論及。董香光始以刻之戲鴻堂帖中、定爲梁武帝書。而鬱岡王氏、則謂是大令得意筆、要亦未有確證。第以腳氣帖驗之、則董說爲長。矧其爲書家董狐。不妄許可者耶。今墨蹟傳入內府、展閱一再、覺江左風流。上與三希相輝映、他日倘并得腳氣帖眞本。當共爲一室貯之。乾隆庚午嘉平廿有六日。御識。 石渠定鑑〔朱文方印〕・寶笈重編〔白文方印〕・古希天子〔朱文方印〕・壽〔白文長方印〕・八徵耄念之寶〔朱文方印〕・寧壽宮續入石渠寶笈〔朱文方印〕・三希堂精鑑璽〔朱文長方印〕・宣子孫〔白文方印〕・乾隆御覽之寶〔朱文方印〕・樂壽堂鑑藏寶〔白文長方印〕・石渠寶笈〔朱文長方印〕・乾隆鑑賞〔白文方印〕・乾〔朱文方印〕・隆〔朱文方印〕・幾暇臨池〔白文方印〕・太上皇帝〔朱文方印〕・天府珍藏〔白文長方印〕・幾暇鑒賞之璽〔朱文方印〕・落紙雲煙〔白文方印〕
嘉慶帝	嘉慶御覽之寶〔朱文方印〕

周壽昌	<p>〔旧外題簽〕梁武帝異趣帖、寶唐閣珍祕。同治二年冬月、重裝于武昌省治之借山居。</p> <p>〔第一跋〕梁武帝異趣帖十四字真蹟、向入內府、刻之三希堂帖中。道光朝、以賜某制府、比年寇亂、制府家遭蕩毀。其子孫、以所餘書籍字畫、輾轉出售、予以重直購得此種。昔人得蕭子雲一字「顏」、以居曰「蕭齋」。予今得此視古人、尤爲厚幸。或者寶唐一閣有進而愈上之意乎。姑誌此以待。同治二年歲次癸亥重九日、書於顎城之借山居。長沙周壽昌符農氏識。</p> <p>〔第二跋〕初來售時、尙有題記一段、書賜出年月并制府結銜、名諱。後其子孫截去此跋、且固囑、不必言其姓字。吁雲煙過眼、變滅何常、天上人間、轉徙無定。今日之幸、落我手者、他日知更誰得之、但求至寶、流傳不致失所、則於彼於此、皆可作平等、觀此君亦何不達之甚也。壽昌再識。</p> <p>〔第三跋〕張青父『清河書畫舫』、引『悅生別錄』所載書畫名品、內有梁武帝「異趣帖」、則題名梁武、自宋已然至思翁乃益顯。又案帖上有「御府」兩字半印、似宋以前。曾入內府後、始爲葛嶺所收。當日流傳必有據依、惜輾轉失傳。致鬱岡復有大令之疑耳。張氏釋文末二字、作「君示」二字、草法不類。謹遵御定作「君不」爲是。同治三年甲子仲冬、書於京邸之宜南寓廬。壽昌。</p> <p>〔第四跋〕甲子冬日、估人携右軍「行穰帖」真蹟來售。恐其出自內府、且索直過昂、留觀一夜還之。昔東坡云、「君家兩行十二字、氣壓鄴侯三萬籟」。吾得此已自豪、何敢奢望、以干造物之忌。同治六年丁卯仲秋月之念一日、積雨春晴、齒痛新愈、閒窗兀坐、檢書畫。各名蹟觀之、此尤甲觀之上者。壽昌重識於京寓之退思閣。</p> <p>〔第五跋〕武帝萬幾之暇、書學取深觀其『論草書狀』及『觀鍾繇書十二意』、知於此道三折肱矣。而尤莫詳於『荅陶宏（弘）避諱』景論書書。『（書）末云、「一聞能持、一見能記」。天寶之總益之劬習。宜夫、龍章鳳姿、照耀千古、雖起子敬眎之、亦不能不降以屈服也。每一展臨、不覺移情永日。季秋月下澣之六日、曉窗用冒巢民紫雲、硯試方于壘。</p>
陸樹聲	<p>臣陸樹聲〔白文方印〕·歸安陸樹聲所見金石書畫記〔白文方印×3〕</p> <p>周壽昌符農氏所藏〔朱文方印×2〕·壽昌符農氏所藏〔朱文方印〕·□□□□〔白文方印〕·符農〔朱文方印〕·應甫〔朱文方印〕·長沙周氏〔朱文方印〕·符農氏〔白文長方印〕·壽昌〔白文方印〕·符農〔朱文方印〕</p>
完顏景賢	<p>茫茫千載邁隋唐、異趣帖傳字兩行。大令誤題笑鬱岡、董狐鑒定是蕭梁。眞名久著悅生當、別錄曾將武帝詳。祕篋清河表列張、米菴得自韓南陽。拜觀御跋仰純皇、賜本先朝憶道光。散失收于周壽昌〔本余家物、庚申失去〕、穠梨壓卷復騰驥。誰能腳氣卜存亡、硯果留爲汲古償。四十八年小劫長、戊申春日始歸藏〔堂誤當〕。異趣蕭齋主人賦。</p>
長尾雨山	<p>異趣蕭齋〔朱文方印×2〕·景行維賢〔白文方印〕·小如庵祕笈〔朱文方印×8〕·完顏景賢精鑒〔朱文方印〕·景長樂印〔白文方印〕·金章世系景行維賢〔白文長方印〕·任齋銘心之品〔朱文方印〕</p> <p>異趣帖十四字、王冠堂謂王大令、董香光謂梁武帝。後之覽者、附和偏袒、不衷一是。及入乾隆祕府、御跋定以董說爲長、於是聚訟決、既刻入「三希堂法帖」。不知何時散出人間、爲長沙周符農壽昌所得。遂又海歸于藤井氏有鄰館。唐初多摹古蹟、凡唐摹本世傳以等真蹟、右軍·大令諸蹟皆然、此本亦是也。故妮古博辨之士、無一語究話中郎虎賁。已今獲親觀寶章、私喜厚幸、因記歲月、以志墨緣。大正十有五年丙寅十二月、長尾甲。</p>
藤井善三郎 藤井善嗣	<p>長尾甲印〔白文方印〕·雨山〔朱文方印〕</p> <p>有鄰館所藏、藤井善三郎·藤井善嗣、平成十八年十一月十三日。</p>
不明	<p>不明〔朱文方印、半印×3〕·御府〔朱文方印、半印〕·汪藁〔朱文方印〕·吳廷之印〔白文方印〕·充符〔白文長方印〕·汪棠之印〔白文方印〕</p>

図4 印章と題跋の比較

a 周寿昌跋（部分、有鄰館本）

b 周寿昌跋（部分、「西岳華山廟碑」四明本）

c 王頊齡「瑠湖珍秘」（有鄰館本）

d 王頊齡「瑠湖珍秘」（『中国鑑蔵家印鑑大全』）

e 完顔景賢「景行維賢」（有鄰館本）

f 完顔景賢「景行維賢」（駿骨図巻）

を初めて過眼した崇禎元年（一六二八）以後のことである（後述の張丑跋）。ゆえに、王肯堂跋（万曆三十四年、一六〇六）はその書写年代にごく近い時期に採録されており、後述する韓氏父子との関係を考えると、かなり信憑性の高いものと判断できる。また、王肯堂跋と同じ跋紙（題跋が書かれた紙）にあり、その直後の位置に書かれた王野跋及び跋後に押された印章も同じく明末までのものであろう。

王頊齡¹⁷の印章は、跋後の印章及び収蔵印である。王頊齡、字は顓士、号は瑠湖、松喬老人、室名は画舫齋、諡は文恭、華亭（現在の上海市松江區）の人。康熙一五年（一六七六）の進士、官は工部尚書・武英殿大学士に至る。王鴻緒（一六四一—一七二三）の兄であり、顔真卿「祭姪文稿」（国立故宮博物院蔵）を収蔵したことで知られる。『中国鑑蔵家印鑑大全』所収の基準印である「瑠湖珍秘」と有鄰館本のものとは合致するため、王頊齡の他の印章や題跋も信頼してよからう（図4c・d）。また、王澍「積書巖帖」第二六冊（国立故宮博物院蔵）に、

梁武帝「異趣帖」墨蹟、在華亭相公家。曩在京時、曾欲借觀未果。今相公已薨、未知尙存不也。丁未臘二日。

（梁の武帝「異趣帖」の墨蹟、華亭相公の家に在り。曩に京に在りし時、曾て借觀せんと欲するも未だ果たさず。今相公已に薨じ、未だ尙ほ存するや不やを知らざるなり。丁未〔雍正五年、一七二七〕臘二日。）とあるように、かつて王頊齡が収蔵していたことは明らかである¹⁸。

周寿昌¹⁹の印章も、跋後の印章及び収蔵印である。周寿昌、字は応甫・苻農・介福・自菴、室名は思益堂・宝唐閣・退思閣、長沙（現在の湖南省長沙市）の人。道光二五年（二八四五）の進士、官は内閣学士兼礼部侍郎に至った。『思益堂日札』十巻本の巻三には金石関係の跋文が二六条があり、それにも精通していたことが窺われる。周寿昌は光緒八年（二八八二）に「西岳華山廟碑」四明本に題跋を書いている（図4b）。その署名を見ると、周寿昌の「壽昌」を「周」字と同等の大きさで一字のように書く特徴があり、有鄰館本（図4a）もこれと共通する。加えて、周寿昌第一跋から第三跋までの二五行は、陸心源（二八三四—一八九四）『穰梨館過眼録』巻一収録のものとは符合する。この著録は周寿昌後の書画著録としては直近のものであるため、その印章と題跋は信頼できる。

(有鄰館本)



(「駿骨図巻」)

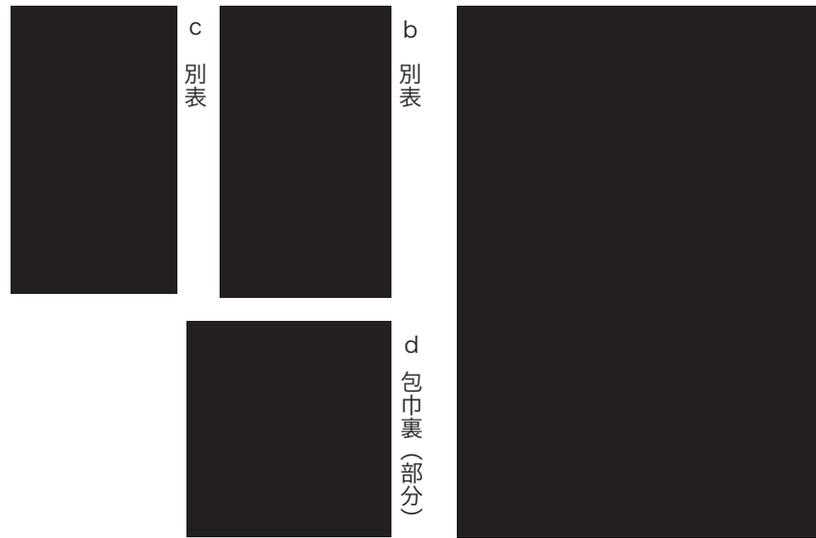


陸樹声は収蔵印、完顔景賢は跋後の印章と収蔵印が見られる。両者の印章がともに見え、有鄰館本と通伝が同一の龔開「駿骨図巻」(大阪市立美術館蔵)に見える印章(図4f・h)と比較すると、完顔景賢の「景行維賢」白文方印(図4e)、陸樹声の「帰安陸樹声所見金石書画記」白文方印(図4g)はともに一致するため、真印と判断される。また、完顔景賢跋も彼の題跋類の書風と一致するため、真筆と見てよい²⁰。両者の有鄰館本の収蔵についてはすでに拙稿で検討したので、その概略のみ述べておく²¹。陸樹声は帰安(現在の浙江省湖州市)の人。陸心源の三男であり、父の死後その蔵書や書画を管轄、有鄰館本もその一卷であった。ただし、陸心源の旧蔵品は陸氏兄弟の共有財産であり、収蔵印だけで陸樹声の収蔵品であるとはいえない。完顔景賢の字は享父・任斎、号は樸孫、室名は真晉堂・三虞堂・虞軒・異趣蕭齋・咸熙堂・小如齋・猷厂・米論四希書画巢主人、満洲鑲黄旗の人である。清末から民国期にかけて主に北京において活動した書画碑帖・古籍版本の収蔵家として名高く、有鄰館本は光緒三十四年(一九〇八)に陸氏兄弟から獲得されている。なお、この度の調査で初めて明らかとなった完顔景賢無紀年跋(光緒三十四年頃)に、「……戊申春日始歸藏。」(戊申の春日始めて帰蔵す。)とあることによつて、その収蔵は光緒三十四年の春と特定された。

長尾雨山には題跋及び内箱蓋表書(図5a)があり、各々に印章が見える。長尾雨山、名は甲、通称は楨太郎、字は子生、号は雨山・石隱・古矜子・无悶道人・睡道人、室名は無悶室・何遠楼・思齋堂・艸聖堂・漢磚齋・夷白齋・猗々園・蘆中亭。中国書画に造詣が深く、京都学派の内藤湖南(一八六六—一九三四)や美術商の博文堂などとの関わりから、日本に流入した中国書画などを鑑定し、多くの題跋や箱書を残している²²。「異趣帖」のものもそれらと共通するため、真印・真筆と判断してよい。なお、有鄰館には他に伝許道寧筆「秋山蕭寺図」(重要文化財)にも長尾雨山の箱書があり、彼と懇意にしていたことが窺われる。この跋文により、藤井善助の収蔵となったのは、大正一五年(一九二六)頃と特定された(注3拙稿①では大正一四—一五年とした)。

藤井善三郎・善嗣両氏の観記も真筆である²³。藤井善三郎氏は三代目藤井斉成会有鄰館館長、善嗣氏は現館長として活動されている。善三郎氏によると、同館から散佚させてはならない優品には観記を記したと

図5 有鄰館本の附属品
a 外箱・内箱概観



いう。

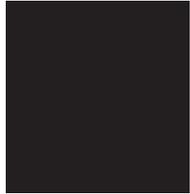
ちなみに、有鄰館本には「吳廷之印」白文方印(図6a)が見える。明末の収蔵家吳廷の印章とも考えられるが、この印章の類例はなく、「余清齋帖」にも見えない。また、『真蹟日録』二集(知不足齋別刊本)には、本幅の前に「仁喆私印」と「朱方内史」(朱方外史の誤り)の二印が見えるが、誰の収蔵印かは不明である。ただし、この二印と思われるものが元の楊桓・蕭料・趙孟頫「三体書無逸篇卷」(北京故宮博物院蔵)に見える(図6b)。両印は騎縫(紙絹の継ぎ目)にセットで押された騎縫印であり、元代以後の収蔵家によって押されたものと考えられる。

有鄰館本には本幅の他に附属品が見られる(図5)。有鄰館本は外箱と内箱に納められるが、外箱は重厚感があり、外箱蓋表には「梁武帝異趣帖」と記され、蓋を含めた外箱表面には精緻な意匠が施され、塗装によって黒くつややかである。箱の内側には模様の施された絹布で覆われた箱が入れ籠の状態に入れられている。一方、内箱蓋表には「石渠寶笈梁武帝異趣帖長尾甲署」とあり、「子生」朱文方印が押されるが、内箱蓋裏には書き入れがない。内箱表の側面に「卷本九號梁武帝異趣帖卷」の紙片が貼られている。

外箱は類例を見ず、制作時期も明らかではない。しかし、表面は模様の施された絹、裏面は光沢のある白絹で、その中央に「梁武帝異趣帖」[上等](図5d)と記された包巾が残されていることは着目される。趙幹「江行初雪図」(国立故宮博物院蔵)も有鄰館本と同じく乾隆内府の旧蔵品であり、それには有鄰館本のものと同種の包巾が伝わるからである。また、「江行初雪図」にもこの包巾に加え緻密な意匠の施された木箱も存する。ゆえに、有鄰館本の外箱も乾隆内府収蔵時に作られ、この包巾に包まれて保管されていた可能性もあろう。なお、内箱はその形状から考えて、日本に有鄰館本が伝わってから外箱に納まる寸法で作られたものである。

内箱の内側には、玉製の別(図5b・c、別子ともいう。卷子の留め具)、紙の整理札、「鳩居堂特製」と刷られた朱罨用紙に墨書で書かれた解説²³⁾が見られる。玉製の別の裏側には隸書の金象嵌で「乾隆御題 梁武帝異趣帖」とあり、乾隆内府収蔵時に制作されたものであり、有鄰館本の卷子から外れた状態にある。整理札には「筆者」「畫題」「表装」欄が印字された薄手の紙片に、各々「梁武帝」「梁武帝異趣帖」「卷」と

a 「吳廷之印」



b 「仁詰私印」(上)・「朱方内史」(下)



記されている。解説は主に後述の張丑跋を引用したものであり、筆者は文中に見える「長元」と見られるが委細は不明である。なお、後二者は有鄰館収蔵以後のものである。

ところで、上記の検討結果及び関連文献によつて、有鄰館本の伝来について確認しておきたい。有鄰館本は金の章宗の収儲まで遡ることができる。また、賈似道の印章は見られないが、上掲『悦生所蔵書画別録』にその名が見えており、章宗の後に賈似道の有に帰した可能性もある⁽²⁶⁾。

明代後期になると、詹景鳳(一五二八—一六〇二)『東函玄覽編』⁽²⁷⁾に見えるが、有鄰館本と同定するだけの根拠に乏しい。卞永誉(一六四五—一七二二)『式古堂書畫彙考』書卷六の「梁武帝異趣帖」「冷金牋本」の条の釈文の後に載せられた崇禎元年(二六二八)の張丑跋に、

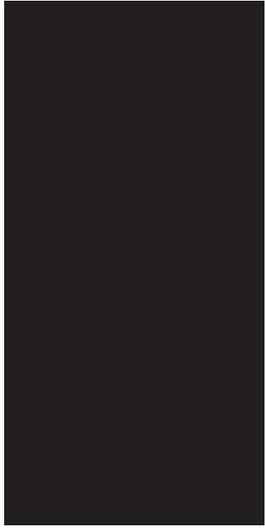
右梁武帝「異趣帖」、冷金紙上書、全學王子敬家法。自隋唐迄宋元、流落民間未知名。我朝萬曆初、藏韓存良太史家、得董玄宰刻石戲鴻堂中而始顯。其後王肯堂・王野改題爲子敬真蹟非也。崇禎紀元元旦之又明日、朝廷世兄出以相示。爲之擊節歎賞、漫成口號云、「異趣兩行十四字、氣壓千秋百萬籤。王家此事差前列、平復曹娥堪竝肩」。晉書一變、茲其附庸。張丑⁽²⁸⁾。

(右梁の武帝「異趣帖」、冷金紙上に書し、全て王子敬の家法を学ぶ。隋唐自り宋元に迄びては、民間に流落して未だ名を知らず。我が朝万曆の初め、韓存良太史の家に蔵し、董玄宰石を戲鴻堂中に刻すを得て始めて顯はる。其の後王肯堂・王野題を改めて子敬の真蹟と爲すは非なり。崇禎紀元元旦の又た明日、朝廷世兄出して以て相ひ示す。之が爲に節を撃ちて歎賞し、漫ろに口号を成して云ふ、「異趣兩行十四字、氣圧す千秋百万籤。王家の此事差や前に列ね、平復曹娥肩を並ぶるに堪ふ」と。晉の書一變し、茲れ其の附庸なり。張丑。)とある。これによると、有鄰館本は万曆初年に韓世能(二五二八—一五九八)⁽²⁹⁾に収蔵され、その没後は子の韓逢禧(一五七八頃—一六五三後)が継承し、崇禎元年に張丑が過眼したという。張丑が編纂した韓世能の書画目録である『南陽書畫表』卷上にも言及があり、この記事の信憑性は高い。ゆえに、少なくとも万曆年間には韓氏父子の収蔵であったと見てよい。

韓世能、字は存良、号は敬堂、長洲(江蘇省蘇州市)の人。隆慶二年(二五六八)の進士、官は礼部左侍郎に至った。明代の嚴嵩(一四八〇—一五六五)・嚴世蕃(?—一五六五)父子の旧蔵品の獲得をめぐって項



図8 「式古堂法書」卷四



元汴（一五二五—一五八六）・王世貞（一五二六—一五九〇）と競った³⁰。韓逢禧、字は朝廷、半山老人、室名は日華堂。韓氏父子は收藏家として名高く、董其昌（一五五五—一六三六）とも関係が深かった。董其昌にとつて韓世能は館師（塾師）であり、折に触れてその收藏品を過眼し、借り出して摹書や臨書に励んだ。また、子の韓逢禧とも晩年に至るまで書画を通じた交流を行っている。有鄰館本は万曆三十一年（一六〇三）刻成の「戲鴻堂法書」卷二（図7、以下、戲鴻堂法書本）に見えるが、恐らく韓氏から借り受けて摹勒（摹本を作成して、木や石に刻すこと）したものと考えられる。王肯堂も韓世能の門人であり、³¹その没後も韓氏との関係が深かったために万曆三十四年（一六〇六）に跋文を書く機会を得たのだろう。なお、委細は不明だが、王野跋も明末までに書かれたものと推定される。

崇禎年間には張丑³²が收藏した。張丑、初名は謙徳、字は叔益、青甫（青父とも）、号は米庵・亭亭山人、室名は宝米齋・真晉齋、崑山（現在の江蘇省崑山市）の人。張氏五世の書画目録である張丑『清河書画表』の「廣徳」（張丑を指す）の欄に「梁武帝異趣帖」と見える。上述のように、張丑は『南陽書画表』を編纂するほど韓逢禧と懇意にしており、陸機「平復帖」（北京故宮博物院蔵）といった名品も韓逢禧から獲得している。³³よつて、有鄰館本も同じような経緯で入手されたことが考えられる。

清の康熙二年（一六六三）、卞永譽が「式古堂法書」卷四（以下、式古堂法書本）に有鄰館本を刻した。その完本が静嘉堂文庫に所蔵されており、この部分（図8）を有鄰館本と対照させると、字形やその傾きまだが正確に再現されており、有鄰館本を祖本として刻されたことがわかる。ただし、有鄰館本には卞永譽の印章や題跋がなく、他の收藏者から借りて刻されたとも考えられる。また、同時期の收藏家である安岐（二六八三—一七四三後）『墨縁彙観』法書統録にも見えるが、有鄰館本と同定するだけの根拠に乏しい。³⁵その後王頊齡の有に帰し、康熙五十六年（一七一七）に跋文を書いている。

清内府に有鄰館本が収められたのは御識の紀年にある乾隆一五年（一七五〇）以前である。乾隆帝は急遽「三希堂帖」の完成後に追刻を命じるほどの優品と捉え、晩年に至るまで愛玩した。次代の嘉慶帝も過眼したが、道光帝（在位、一八二〇—一八五〇）の時に麟慶（一七九一—一八四六）に賞賜として与えられた。裴景福（一八五四—？）「梁武帝深愛帖卷」（『壯陶閣書画録』卷二）³⁶に完顔景賢の言及が採録されている。

……景賢云、「其曾祖・麟慶見亭公、在南河總督任、兼署兩江總督、以河工安瀾、被賜。後爲家奴竊去、近再得之。計自道光戊戌年賜出、至同治元年失去、於戊申年再得、前後歷四十八年、亦云異矣」。見樸孫自記此卷。

(……景賢云ふ、「其の曾祖・麟慶見亭公、南河總督の任に在り、兼ねて兩江總督に署し、河工を以て安瀾し、賜を被る。後に家奴が爲に窃去せらるるも、近ごろ再び之を得たり。道光戊戌の年に賜出して自り、同治元年に失去し、戊申の年に再び得るに至るを計ふるに、前後歷ること四十八年、亦た異なりと云ふなり」と。樸孫自ら此の卷に記すを見る。)

前稿(注3拙稿②)では裴景福の言う「同治元年」に従ったが、この度の調査によつて咸豐一〇年(一八六〇)が正しいことが判明した。すなわち、有鄰館本附載完顏景賢光緒三四年跋(表1)の割注に、「本余家物、庚申失去。」(本もと余の家の物、庚申に失去す。)とあるからである。これを踏まえて裴景福の言を整理すると、道光一八年(一八三八)、治水の功によつて道光帝から完顏景賢の曾祖父にあたる麟慶に賞賜され、咸豐一〇年に完顏氏の使用人によつて持ち出された。そして、巡り巡つて光緒三四年(一九〇八)に完顏景賢が獲得したということになる。麟慶³⁷、字は伯余・振祥、号は見亭、室名は凝香室・雲蔭堂・水木清華之館・永保尊彝之室・仏寮・近光楼・知止軒・拜石軒・退思齋・流波華館・瑯環妙境・蓉湖草堂。嘉慶一四年(一八〇九)にわずか一九歳で進士に及第、江南河道總督・兩江總督などを務めた。金石学の泰斗で書画碑帖にも造詣の深かった阮元(一七六四―一八四九)の「再伝の弟子」と目された人物であり、その関係から阮氏旧蔵品が完顏氏にもたらされている。

その後、有鄰館本は完顏氏の後人によつて売りに出され、同治二年(一八六三)までに周寿昌の手に渡つた。有鄰館本附載周寿昌第一跋(同治二年)に、

……道光朝、以賜某制府、比年寇亂、制府家遭蕩毀。其子孫以所餘書籍・字畫、輾轉出售。予以重直購得此種。

(……道光朝、以て某制府に賜ふも、比年の寇亂もて、制府の家蕩毀に遭ふ。其の子孫余る所の書籍・字画を以て、輾轉出售す。予重直〔値〕を以て此の種を購得す。)

とあり、また第二跋（紀年なし）に、

初來售時、尙有題記一段、書賜出年月并制府結銜・名諱。後其子孫截去此跋、且固囑不必言其姓字。

（初めて來售する時、尙ほ題記一段、賜出年月並びに制府の結銜・名諱を書する有り。後に其の子孫截ちて此の跋を去り、且つ固く必ず其の姓字を言はざることを囑す。）

とある。この完顏景賢と周寿昌の言を比べると、周寿昌第一跋の「某制府」は麟慶を指し、完顏氏が手放した時期と周寿昌の購入時期はほぼ一致する。ただし、有鄰館本を手放した理由として完顏景賢は使用人による窃盜とするが、周寿昌は兵乱に際しての売却とし、購入に先立って賞賜の年月・氏名・官職が記された題記が切り取られ、かつ購入元を明らかに固く口止めされたとも指摘する。この両者の齟齬は恩賜の事情に起因するものであり、周寿昌の記載のほうが信憑性が高いといえる。

周寿昌の没後は、一時期費念慈（一八五五—一九〇五³⁸）を介して、裴景福に抵当として預けられた。費念慈、字は杞懷、号は西蠡・芸風老人・婦牧山人・君直、室名は婦牧齋・趁齋、武進（現在の江蘇省常州市）の人。書画や古籍版本の收藏家としても名高い。裴景福、字は伯謙、陝閩・睫庵、室名は壯陶閣・吟雲軒、霍丘（現在の安徽省六安市）の人。光緒一二年（一八八六）の進士、書画・碑帖の收藏家として著名である。上掲「梁武帝深愛帖卷」に、

……余於戊子・己丑間、見之費杞懷齋中。并松雪「三門記卷」、以四百金質予齋、旋爲陸誠齋觀察奪去。予影摹入帖。

（……余 戊子・己丑の間に、之を費杞懷齋中に見る。松雪「三門記卷」と并はせ、四百金を以て予齋に質するも、旋ち陸誠齋觀察が爲に奪去せらる。予影摹して帖に入らしむ。）

と記され、また同種の記事が「壯陶閣帖目」利一（上掲『壯陶閣書画録』）に、

……光緒戊子、京估攜此卷暨梁武帝「深愛帖卷」、至吳門求售。杞懷太史代爲和會、以四百金、同質予齋。逾年來議、益二百金賣斷、忽陰有持之者角張而罷。後知「深愛帖」爲陸誠齋觀察所得。

（……光緒戊子、京估此の卷「三門記」暨び梁の武帝「深愛帖卷」を攜へ、吳門に至り售るを求む。杞懷太史代はりて和會を爲し、四百金を以て、同に予齋に質す。年を逾えて議を來し、二百金を益して売斷するも、

忽ち陰かに之を持す者に角張有りて罷む。後に「深愛帖」陸誠齋觀察の得る所と為るを知る。」

と見える。すなわち、光緒一四年（一八八八）、北京の商人が有鄰館本と趙孟頫「玄妙觀重脩三門記」（東京国立博物館蔵）を蘇州に売りに来た。費念慈は裴景福に代わって交渉し、四〇〇金で両本を裴景福の抵当とした。翌年まで割愛の交渉を行い、二〇〇金を加増することで交渉が一旦成立したが、突然相手の態度が変わって交渉が決裂した。後になって陸心源（一八三四—一八九四）の有に決したことがわかったという。ここには裴景福と陸心源の有鄰館本をめぐる駆け引きがあり、有鄰館本単品だけで四五〇元という値をつけた陸心源が入手することになったのである。³⁹ なお、裴景福は自身の手元にあった時に摹写して、後に「壯陶閣統帖」子冊（民国一一年、一九二二）に諸跋も含めて刻している（以下、壯陶閣統帖本⁴⁰）。

陸心源⁴¹、字は剛甫（剛父）、号は子稼・存齋・誠齋・潜園・潜庵・潜園老人・穰梨館主、室名は甯宋樓・守先閣・十万卷樓・千巒亭・邾鍾鼎室・鬲鼎樓・閑閑草堂・儀顧堂・穰梨館・松竹堂、帰安の人。咸豐九年（一八五九）の挙人で、官は福建塩運使に至る。清末四代蔵書家の一人で、文物の収蔵家としても著名であった。上述のように、光緒一五年（一八八九）頃に陸心源は有鄰館本を入手し、その書画収蔵目録である『穰梨館過眼録』（光緒一七年〔一八九一〕刊）の巻首に置くほど珍重した。つまり、陸心源は収蔵品を精査して『穰梨館過眼録』に収録したようであり、本来であれば収録されてもおかしくないはずである。「梁代」以前の王羲之「行穰帖」（米国プリンストン大学附属美術館蔵）や王献之「送梨帖」（所在不明）を収録していないこともその証左といえる。⁴²

陸心源以後の通伝については、すでに前稿（注3拙稿①・③）で論じているため、その概略だけを記しておきたい。有鄰館本は陸心源の没後に陸氏兄弟によって管理されていたが、彼らの経済的な困窮によって、光緒三四年（一九〇八）の春に完顔景賢に売却された。完顔景賢は曾祖父の麟慶、そして遠祖と目する金の章宗が収蔵した有鄰館本の獲得を大いに喜び、自身の室号を異趣蕭齋と名づけ、『京師書画展覽会出品録』（民国六年、一九一七）の巻頭に据えるほど珍重した。上掲「梁武帝深愛帖卷」に、「乙卯夏、入京再見於半畝園。」（乙卯の夏、京に入りて再び半畝園に見る。）とあるように、民国四年（一九一五）、裴景福は完顔景賢の邸宅である半畝園を訪れ、有鄰館本を再び過眼、上述の完顔景賢が収蔵した顛末を上掲『壯陶閣

『書画録』に記している。民国一五年（一九二六）頃に日本に舶載、藤井善助によって二八〇〇〇円以上の巨費で購入され、現在は藤井齊成会有鄰館に収蔵されている。ちなみに、日本にもたらされた事情に関して、啓功（一九二二—二〇〇五）は、「……此帖、昔由西充白氏售諸海外。」（……此の帖、昔西充の白氏由り諸を海外に售る。）と指摘する。ここに見える「白氏」とは、白堅（一八八三—一九六一後）を指す。白堅は段祺瑞（一八六五—一九三六）の臨時政府に職を得てから再び汪兆銘（一八八三—一九四四）の南京政府で働くまでの十余年間は、少なくとも日本に書画をはじめとする美術品を転売するブローカーとして活躍したという。日本に舶載された時期はちょうど白堅のブローカーとして活動した時期とも一致するため、啓功の指摘は信憑性が高い。

二 王氏本

王氏本（図9・表2）は民国期の王世杰（二八九一—一九八二）の旧蔵品である。王世杰⁽⁴³⁾、字は雪艇、室号は芸珍堂、崇陽（現在の湖北省崇陽県）の人。国民党の要人で外交部部長などを歴任した。また、中国書画の収蔵家であり、「黄州寒食詩卷」（国立故宮博物院蔵）などの優品を収蔵したことでも知られる。民国二二年（一九三三）に教育部部長、並びに故宮博物院理事会の当然理事に就任以来、没年までの長きにわたって故宮の文物政策に関与した。そうした故宮との関係によって、王世杰の収蔵品は国立故宮博物院へ寄贈、もしくは同院によって購入されたものがある。このほかに、王世杰の没後に遺族によって寄託された七七件の中国書画があり、国立故宮博物院編輯委員会編『王雪艇先生続存文物図録』（国立故宮博物院、一九八八）に纏められている。その遺族が寄託という形を取ったのは、台湾当局が再び大陸を回復した際に、王世杰が曾て校長を務めた武漢大学にその収蔵書画を寄贈したいという遺志を尊重したためである。

王氏本も寄託品の一件であり、『芸苑遺珍』法書一（開発股份有限公司、一九六七）以後、『中国歴代法書名蹟全集』一（漢華文化事業股份有限公司・東京堂出版、一九七八）、『芸珍堂書画』（二玄社、一九七九）、上掲『王雪艇先生続存文物図録』などに採録・解説されているが、詳細な検討はあまり行われてこなかった。そこ

で、二〇一三年五月、国立故宮博物院に問い合わせたところ、文物統一編号「寄存 000003N00000000000」、「品名「南朝梁武帝異趣帖卷」として同院書画処に保管されていることが明らかとなった。その後、同院の御厚意により、同年二月一九日の一四時から一六時に同院書画処の一室で特別観覧の機会を得、研究員立ち会いのもとで、王氏本の実見調査を行うことができた。

まず王氏本の本幅・印章・題跋類・附属文書などについて見ておきたい。王氏本の本幅の紙は空罫を含めた罫線が施されておらず、油紙のようなやや透明感のある硬質で黄ばみのある紙（いわゆる硬黄紙）に書

図9 王氏本本幅

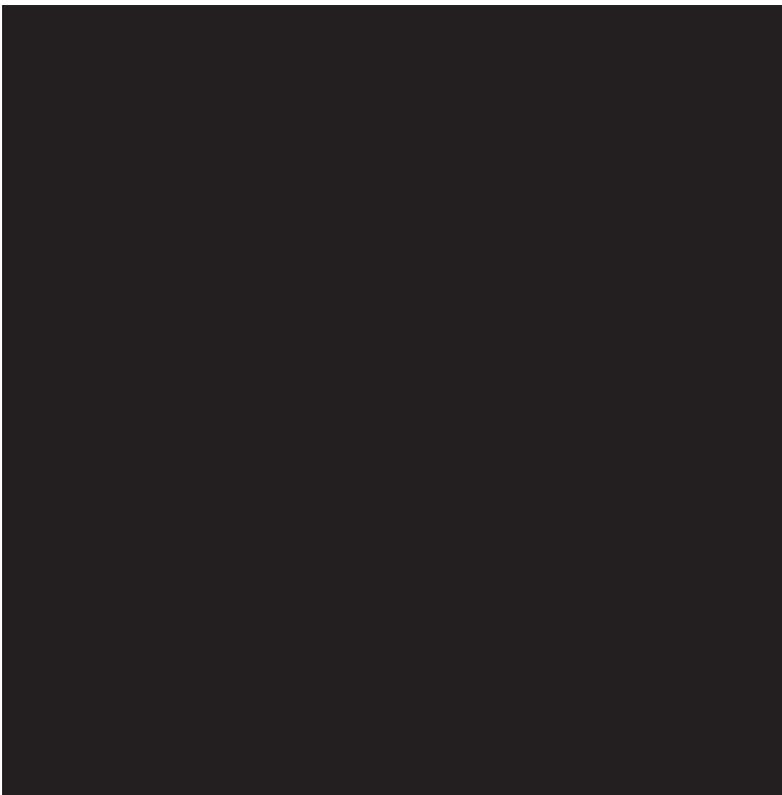


表2 王氏本の印章・題跋

金章宗	羣玉中祕〔朱文方印、半印〕
王肯堂	此帖前後不全、當是子敬得意書。或者見其作釋氏語、遂以爲梁武帝書。壹何陋也。肯堂題。時萬曆丙午冬仲十有四日。
	王肯堂印〔朱文方印〕
王野	大令書法外拓而散朗姿、此帖非大令不能辨。彼恐一念墮於異趣、而書法又深含奇趣耳。太原王野題
	王野之印〔白文方印〕
王頊齡	梁武帝異趣帖、全學大令書法。自隋唐迄宋元、流落民間、未登天府、故無祕殿收藏璽印。萬曆初、藏韓存良太史家、董玄宰刻石戲鴻堂中、以冠歷代帝王法書之首。至是而千秋墨寶、始烜赫天壤間矣。其後王宇泰諸名公改題爲子敬真蹟。蓋欲推而上之、然審淳化閣搨本武帝腳氣帖。正與此筆意相類、似不必遠托晉賢、方爲貴重。況文敏清鑒博識、定有所據。故余仍改題從董云。康熙五十六年、歲在丁酉十日朔、華亭王頊齡謹識於京邸之畫舫齋。
	頊齡〔朱文長方印〕・瑁湖〔白文長方印〕
乾隆帝	〔御筆積文〕愛業愈深、一念修怨、永墮異趣。君不。御筆釋文。 〔御識〕是卷十四字、冲澹蕭散、得晉人神趣。歷代官帖未經收入、是以嗜古博辨之士。及鑑藏家、學未論及。董香光始以刻之戲鴻堂帖中、定爲梁武帝書。而爵岡王氏、則謂是大令得意筆、要亦未有確證。第以脚氣帖驗之、則董說爲長。矧其爲書家董狐。不妄許可者耶。今墨蹟傳入內府、展閱一再、覺江左風流。上與三希相輝映、他日倘并得脚氣帖真本。當共爲一室貯之。乾隆庚午嘉平廿有六日。御識。
	石渠定鑑〔朱文方印〕・古希天子〔朱文方印〕・壽〔白文長方印〕・八徵耄念之寶〔朱文方印〕・寧壽宮續入石渠寶笈〔朱文方印〕・三希堂精鑑璽〔朱文長方印〕・宜子孫〔白文方印〕・乾隆御覽之寶〔朱文方印〕・樂壽堂鑑藏寶〔白文長方印〕・石渠寶笈〔朱文長方印〕・乾隆鑑賞〔白文方印〕・乾〔朱文方印〕・隆〔朱文方印〕・幾暇臨池〔白文方印〕・太上皇帝〔朱文方印〕・乾隆御玩〔白文方印〕・天府珍藏〔白文長方印〕・幾暇鑒賞之璽〔朱文方印〕・落紙雲煙〔白文方印〕
嘉慶帝	嘉慶御覽之寶〔朱文方印〕×2・嘉慶鑒賞〔朱文長方印〕
載滢	貝勒載滢〔朱文方印〕・繼澤堂珍藏印〔白文方印〕
溥儒	心畬居士溥儒珍藏〔朱文方印〕・心畬居士〔白文方印〕・省心齋圖書印〔朱文長方印〕×2・省心齋〔朱文長方印〕
丁振鐸	宣統庚戌立冬日、丁振鐸・陸潤庠同敬觀。
陸潤庠	巡卿〔丁振鐸、朱文連珠印〕・鳳石〔陸潤庠、朱文方印〕
王世杰	王雪艇氏欣賞章〔朱文方印〕・雪艇王世杰氏爲藝林守之〔朱文長方印〕※以上、本幅のみ
不明	困勉學齋圖籍〔朱文長方印〕・慈□陀〔朱文方印〕・長白保氏藏書畫之印〔白文長方印〕・謙齋〔朱文方印〕・結翰墨緣〔白文方印〕・楊晉借觀〔朱文方印〕・董曲江〔白文方印〕

図10 「心畬居士」

a 「平復帖」



b 王氏本



かれている。また、肉眼でもはつきりと本幅全体に淡墨の下書きの痕跡があり、それに基づいて書かれているが、下書きに完全に沿わない部分もある。上掲の図録類ではあまりわからないが、本幅の汚れかと思われる部分がこれに当たる。こうした現象は、伝張旭筆「古詩四帖」(遼寧省博物館蔵)にも見られるものであり、王氏本は本幅に用いられた紙を原本の上に直に置いて淡墨で摹し、その後に原本と対照させながら臨書した臨摹本と推定される⁽⁴⁷⁾。

王氏本に見られる印章は、乾隆帝以前の印章がすべて有鄰館本と共通し、それ以後は全く異なる(表1-2)。そこで、上掲『中国書画家印鑑款識』に見られる範囲内で検討したところ、乾隆帝及び嘉慶帝の諸璽はすべて偽印であると判断されるが、王肯堂・王野・王頊齡の印章は本書に掲載されていないため、検討できなかった。なお、王肯堂跋の下方に一印押されていたが、削り取られている⁽⁴⁸⁾。また、上掲書の載溼(二八六一―一九〇九)の項には該当する印章が掲載されておらず、溼儒(二八九六―一九六三)・丁振鐸(?―一九一四)・陸潤庠(二八四一―一九一五)の印章については項目すら立てられていないが、これらは真印である可能性が高い。民国期の收藏家で溼儒と親交があり、後に彼から「平復帖」を購入した張伯駒(二八九八―一九八二)は、その收藏について、

……又目内梁武帝《異趣帖》真迹卷、《墨緣彙觀》所載謂筆勢雄偉、然不敢許其爲梁武。余于溼心畬家見一卷、又于他處見一卷、不真。目内卷注明爲景氏自物、是否溼心畬卷爲景氏之物、不得而知⁽⁴⁹⁾。

(……又た目「三虞堂書画目」内の梁の武帝「異趣帖」真迹卷、『墨緣彙觀』に載す所に筆勢雄偉と謂ふ、然れども敢へて其れを梁武と爲すを許さず。余溼心畬の家に一巻を見、又た他処に一巻を見るも、真ならず。目内の巻に注明して景氏(完顏景賢)の自物と爲すも、是れ溼心畬の巻景氏の物爲るや否やは、而して得て知るを得ず。)

と言及する。張伯駒は溼儒の家で「異趣帖」を見たというが、これは王氏本と見られるため、溼儒の旧蔵品であることを示す傍証となろう。加えて、例えば王氏本の「心畬居士」白文方印は溼儒旧蔵の「平復帖」にも見える(図10a)。それらを比較すると、印泥の付き方で線条の太細に差異が見られるが、同一の印章と判断できる。ゆえに、王氏本は溼儒の旧蔵品と見られ、その父である載溼の印章も信が置けよう。した

がつて、王氏本は載澄、そして子の溥儒へと継承されたものと判断できる。なお、「他處」の一本は不明であるが、『三虞堂書画目』所載の「異趣帖」は有鄰館本を指している。

載澄⁵⁰は恭忠親王・奕訢（一八三二—一八九八）の第二子で清の宗室。字は湛甫、号は怡庵、別号は清素主人・雲林居士・懶雲道人、室号は雲林書屋・一山房・繼沢堂。同治七年（二八六八）に多羅貝勒を襲封したが、光緒二六年（一九〇〇）九月、義和團事件の罪により爵位を剝奪され、失意の内に病没した。溥儒⁵¹は載澄の次子。字は仲衡・心畬、号は旧王孫・西山逸士・岳道人・釣鯨魚父・松巢客・咸陽布衣、室名は省心齋・二樂軒・曼陀羅室・寒玉堂。三絶を善くし、張大千（一八九九—一九八三）とともに「南張北溥」と称される。また、収蔵家としても名高く、祖父の奕訢が収蔵した古書画を、実質的に管理していた。⁵²

丁振鐸⁵³、字は循卿（巡卿）、号は声伯、筆名は振鐸、羅山（現在の河南省羅山県）の人。同治一〇年（一八七二）の進士で、雲貴総督・雲南巡撫、民国期に審計院長などを歴任した。陸潤庠⁵⁴、字は雲灑、鳳石、別号は固叟、諡号は文端、元和（現在の江蘇省蘇州市）の人。同治一三年（一八七四）の状元で、工部尚書・吏部尚書・参預政務大臣・東閣大学士・弼徳院院長などを歴任し、辛亥革命後に溥儀の師傅に就任した。彼らの印章は「宣統庚戌立冬日、丁振鐸・陸潤庠同敬觀。」（宣統庚戌立冬の日、丁振鐸・陸潤庠同に敬いて観る。）という観記（図11a）の側に押されている。これと同文同印を持つ観記が、伝顔真卿筆「自書告身帖」（図11b、台東区立書道博物館蔵）に見られる。これもまた清内府の旧蔵品であり、奕訢、そして溥儒へと伝えられた。後に復辟運動に際して三菱の質に入れられ、昭和五年（一九三〇）七月三〇日、中村不折（一八六六一—一九四三）が三万円で購入した。⁵⁵ よって、王氏本は丁振鐸と陸潤庠が宣統二年（一九一〇）一月初旬に、溥儒のもとで「自書告身帖」とともに過眼したものと判断できる。

王氏本には明の王肯堂跋、王野跋、清の王頊齡跋、乾隆帝の御識並びに跋、清末の丁振鐸・陸潤庠の観記が附されているが、丁振鐸・陸潤庠の観記以外は、すべて有鄰館本と共通する（表1・2）。王氏本の乾隆帝跋の字形は若干異なり、全般的に細線の部分に微妙な揺れが確認される。加えて上述のように乾隆帝の諸璽が偽印と認められることによつて、この乾隆帝跋は臨本と判断される。また、後述のように、王氏本が清内府の収蔵時期に制作されたことを鑑みれば、王氏本にある王肯堂・王野・王頊齡の跋は臨本であ

図11 丁振鐸・陸潤庠観記

a 王氏本



b 「自書告身帖」



図12 王肯堂跋「梁」字

a 有鄰館本



b 王氏本



り、有鄰館本から移配されたものとは考えにくい。王肯堂跋に見える「梁」字(図12)を見ると、有鄰館本の本紙の夾雑物を王氏本では一画と捉えていることによっても明らかであろう。なお、この三跋の字形や線条には摹本や臨本に見られるような下書き、線条の揺れ、筆脈が途切れるといった不自然さはあまり看取されないが、このことは、かなり自由な態度で臨書されたことに起因する。

王氏本は本巻と附属文書四件がともに錦囊に納められている。この錦囊の外側は鮮やかな青色、内側は白色である。これは台湾で制作されたものであり、行楷で書かれた「南朝梁武帝異趣帖」の題簽は現常務副院長の何伝馨氏によるものという。附属文書は本巻の外側に巻き付けるように保管されており、これらは王世杰由来のものと判断される。

図13
王世杰跋



第一の「石渠寶笈續編（寫本）着〔著〕録」は、原稿用紙（縦二六センチ×横三七・八センチ）二枚に、『石渠寶笈統編』に見える「異趣帖」記載部分を楷書で写されたものである。使用された原稿用紙は、版心上部だけに魚尾を持ち、その下に「國立北平故宮博物院」と印字され、それを挟んで左右に一〇行ある。界格等すべて深い赤色で印刷されており、左右両方の欄外に各々二カ所の穴（ステープラーをはずしたものか）がある。なお筆跡から見て王世杰とは別手であり、彼がおそらく故宮博物院の関係者に委託して筆写させたものだろう。

第二の周寿昌第三跋の写しは、王世杰自筆と判断される紙本墨書（図13、縦二九・七センチ×横一七・五センチ）である。「此帖舊有周壽昌三跋、見陸心源『穰梨館過眼録』、今不存。茲錄其第三跋于後」（此の帖旧と周寿昌の三跋有り、陸心源『穰梨館過眼録』に見るも、今存せず。茲に其の第三跋を後に録す。）と冒頭に記すように、陸心源『穰梨館過眼録』からその第三跋のみを抄録したものである。

第三の「淳化閣帖」所載梁武帝「脚氣帖」部分の白黒写真（縦一七・三センチ×横二六センチ）は、写真裏面中央に「淳化閣帖中梁武帝脚氣帖複印本」と万年筆で記されるが、これも王世杰の自筆と見られる。

第四の王世杰跋は紙本墨書（図13、縦二八・七五センチ×横二七・五センチ）。跋の末尾には、「民国廿六年六月九日、崇陽王世杰記于南京。」（民国廿六年〔一九四七〕六月九日、崇陽の王世杰南京に記す。）とある。『王世杰日記』一九四七年六月五日の条に、「近有人持示梁武帝「異趣帖」、字甚好、紙亦佳、爲清宮舊藏。」（近ごろ人の持して梁の武帝「異趣帖」を示す有り、字甚だ好く、紙も亦た佳く、清宮の旧蔵為り。）とあり、王氏本は民国三六年六月五日に王世杰のもとに持ち込まれ、六月九日にはその収蔵となったことがわかる。また、王世杰跋に『石渠寶笈統編』の記載、また『王世杰日記』一九四七年七月六日の条に『穰梨館過眼録』とそこに見える周寿昌跋の言及が見える。したがって、王世杰跋を除く附属文書は民国三六年頃に王世杰の調査研究に供する目的で作成されたものと推定される。なお、王世杰跋は日記の記載から考えると、書き直された可能性が高い。

以上の調査結果をもとに、王氏本の考察を行いたい。本幅をはじめとして乾隆帝以前の印章や題跋が有鄰館本と共通する。このことは、王氏本と有鄰館本が同系統に属することを意味する。上述のように有鄰

館本は乾隆帝の諸璽も真印であると認められるため、清内府に伝わった「異趣帖」と判断される。他方、王氏本には臨摹の形跡が見られ、乾隆帝の諸璽は偽印ではあるが近似し、鈐印位置までも共通する。このことから、王氏本は有鄰館本を祖本とする臨摹本と判断される。

図14 有鄰館本と王氏本の比較

a 王氏本



b 有鄰館本



c 王氏本



d 有鄰館本



ところで、王氏本はいつ頃、誰によって制作されたものであろうか。王氏本は有鄰館本に見える乾隆諸璽と共通し（押されていないものもある）、特に乾隆帝の晩年に押された「太上皇帝」朱文円印、「古希天子」朱文円印、「八徵耄念之宝」朱文方印が見られることは着目される。しかし、次代の嘉慶帝の諸璽はすべて異なっている（図14）。まず有鄰館本の本幅左にある黄絹の騎縫には「嘉慶御覽之宝」朱文方印が見えるが、王氏本では同位置にあるものの「嘉慶御覽之宝」朱文橢円印に置き換えられ、同朱文橢円印が王肯堂跋の右側の騎縫にも押される。また、有鄰館本に見えない「嘉慶鑒賞」朱文長方印が、王氏本の本幅右の黄絹に捺されている。これらの王氏本に見える嘉慶帝の諸璽もすべてが偽印であるが、真印と酷似する。また上述の「嘉慶御覽之宝」朱文橢円印の鈴印位置などを鑑みると、王氏本の制作者は嘉慶帝の諸璽やその鈴印形式を熟知していた人物と見られるが、有鄰館本に捺された嘉慶帝の諸璽は実見に基づかずには押された可能性が高い。よって、王氏本は乾隆帝の晩年以後に制作され、嘉慶年間以後に嘉慶帝の諸璽が加えられたものと推定される。なお、上述のように有鄰館本は道光一八年に麟慶に賞賜され、清内府から流出しているため、この年を王氏本の制作時期の下限とすることができる。また、王氏本に見える王肯堂・王野・王頊齡の跋は臨本とすることができる。

王氏本の制作時期は有鄰館本が清内府に収蔵された時期と重なる。このことは、その制作者も清内府のコレクションを自由に閲覧することのできた、清宗室と関わりの深い人物と見なすことができる。制作者までは特定できないが、王氏本の伝来もその傍証となろう。王氏本が制作された乾隆帝以後の逡伝をみると、まず目に入るのが清宗室の載滢であるからだ。また、こうした王氏本の制作背景を考えると、王氏本は売買目的に作られた偽作ではなく、学書に供するための副本的性格を持ったものと判断できる。

最後にこれまでの検討をもとに、王氏本の載滢以後の伝来を確認しておきたい。載滢の次子の溥儒に継承され、宣統二年（一九一〇）、そのもとで丁振鐸と陸潤庠が「自書告身帖」とともに過眼、時期は不明だが張伯駒も眼福に与っている。民国三六年（一九四七）に王世杰が購入、民国七十七年（一九八八）、その遺族によって国立故宫博物院に寄託され、現在に至る。

三 その他の諸本

上掲二本のほかになくとも「異趣帖」は四本存在する。第一に、清初の顧復『平生壯觀』卷一（康熙三十二年（一六九二）自序⁽⁵⁷⁾）に、

「異趣帖」、白紙、草書十四字、紙高八寸、濶三寸許、草書兩行。……無款無跋、不知定爲梁武者、何時何人。

（「異趣帖」、白紙、草書十四字、紙高八寸、濶三寸許、草書兩行。……無款無跋にして、定めて梁武と爲す者は、何時の何人たるかを知らず。）

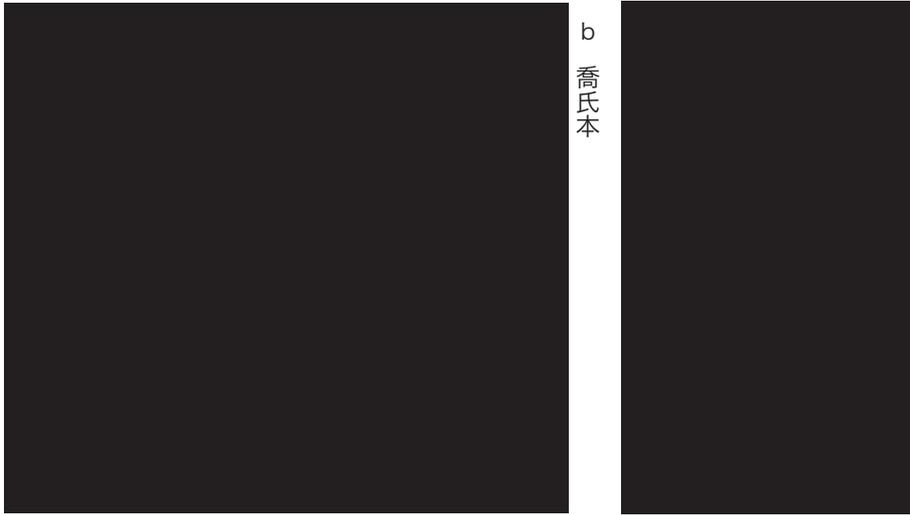
とあるもの（以下、顧氏本。所在不明）である。文字数・寸法・行立てから考えると、本幅は有鄰館本系統のものと同定されるが、印章や跋文がないという点が異なっており、顧復の過眼したのは別本と見られる。

第二に、楊恩寿（一八三五—一八九一）『梁武帝異趣帖真蹟卷』「榮古齋藏」（『眼福編二集』卷三、南北朝初集の自序は光緒二十一年⁽⁵⁸⁾）に、

紙本。漢尺長一尺三寸、寬二尺、凡七行、草書二十九字。幅尾之首「緝熙殿寶」朱文方璽一。幅尾押角「米芾審定」朱文方印一、「神品」朱文長印一、紙本跋一幅。梁武帝手劄「大觀二年」御筆一行、瘦金書體、「大觀」朱文小長璽一、鈐御題二字上。幅尾「臣米黻奉勅審定」行書二行。幅前押角「沈度」朱文方印一、「項氏珍玩」朱文方印一。幅尾之首「元玉中祕」朱文方璽一、「内府藏書之印」朱文長印一。幅尾押角「子京」朱文瓢印一、「嚴氏藏書畫圖記」朱文長印一、「停雲」朱文圓印一、「亭亭山人」白文方印一、「平生眞賞」朱文方印一。按此帖疊見『南陽法書表』、『清河書畫表』、殆韓存良所藏後、又屬張廣德耳。

（紙本。漢尺長さ一尺三寸、寬二尺、凡七行、草書二十九字。幅尾の首に「緝熙殿寶」朱文方璽一。幅尾押角に「米芾審定」朱文方印一、「神品」朱文長印一、紙本跋一幅。梁の武帝手劄せし「大觀二年」御筆一行、瘦金書体にして、「大觀」朱文小長璽一、御題二字の上に鈐す。幅尾に「臣米黻奉勅審定」行書二行。幅前押

図15 「異趣帖」の諸本
a 「鄰蘇園法帖」卷三



b 喬氏本

角に「沈度」朱文方印一、「項氏珍玩」朱文方印一。幅尾の首に「元玉中秘」朱文方印一、「内府藏書之印」朱文長印一。幅尾押角に「子京」朱文瓢印一、「嚴氏藏書画図記」朱文長印一、「停雲」朱文円印一、「亭山人」白文方印一、「平生真賞」朱文方印一。按ずるに此帖疊ねて『南陽法書表』・『清河書画表』に見れば、殆ど韓存良〔韓世能〕所藏の後に、又た張廣徳〔張丑〕に属するのみ。

と見えるもの（以下、楊氏本。所在不明）であり、王紀園（榮古齋）の所藏であったという。王紀園の委細は不明だが、同治三年（一八六四）に太平天国の乱が平定された折に金陵（現在の江蘇省南京市）の偽王府で獲得された漢から清に至る約千巻の書画を収儲したという。

ところで、『眼福編二集』に記された本幅の寸法・行数・字数や鈐印された諸印はことごとく先行する上掲諸本と異なり、かつ『眼福編二集』以外の歴代著録にも確認できないものである。すでに『眼福編』採録の漢代から唐代までの作品は、すべて贋品であり、宋以後の作品も真跡に乏しいと指摘されるように、本作も「異趣帖」とは命名されているものの、上掲諸本や歴代著録にも全く依拠しない贋作であろう。

第三に、楊守敬（一八三九—一九一五）が光緒一八年（一八九二）に刻した「鄰蘇園法帖」卷三に見える一本で、有鄰館本系統に属する二行本である（図15 a、以下、鄰蘇園法帖本⁽⁶¹⁾）。本幅のみの刻入で、題跋などは収録しない。楊守敬「評帖」（『学書適言』、宣統三年自序⁽⁶²⁾）に、

「異趣帖」、「戲鴻堂帖」刻之。余別得單刻本、殊佳。「三希堂」亦刻之。或以為梁武帝書、近之。

（「異趣帖」、「戲鴻堂帖」に之を刻す。余別に單刻本を得るに、殊に佳なり。「三希堂」にも亦た之を刻す。或ひと以て梁の武帝の書と為すは、之れ近からん。）

とあり、この単刻本をもとに刻されたものと見られる。清末までに編纂された楊守敬「法帖部字画部仏教部十」（湖北省博物館編『鄰蘇園藏書目錄』⁽⁶³⁾）に、「○遂初齋 ○梁武帝異趣帖」と見える。この条は楊守敬の手になる集帖と見られる全八冊中の第一冊に含まれるもので、出典のもとに帖名が銘記されている。この法帖は「鄰蘇園法帖」の内容とは異なるが、この単刻本が遂初齋（委細不明）が刻した帖に基づく可能性がある。なお、「梁武帝異趣帖」（楊守敬『激素飛清閣評帖記』、同治七年自序⁽⁶⁴⁾）にも、

眞蹟今藏内府、刻「三希堂」。用筆豐腴而遒厚、「遂初堂」刻之、「戲鴻堂」刻之。

(真蹟 今内府に蔵し、「三希堂」に刻す。用筆豊腴にして遒厚、「遂初堂」に之を刻し、「戲鴻堂」に之を刻す。)

とその名が見えている。

第四に、喬柏梁氏が指摘するものである(図15b、以下、喬氏本⁶⁵)。題名、乾隆帝の印章、「異趣帖」の三行という行立てなどはすべて三希堂帖本(図15c)と共通するため、それをもとにした写本と推定されるが、制作時期の委細は不明である。なお、喬氏の解説には「御筆釈文」も本幅と同一人物のものであると判断するが、上述のようにこれは乾隆帝の手書であり、明らかな事実誤認である。

おわりに

本稿では墨跡本や法帖に見える「異趣帖」の通伝や歴代の文献の分析を通じて、「異趣帖」の伝本系統を検討した。その結果、有鄰館本が金の章宗の時期まで遡ることができ、諸本の祖本として位置づけられることが明らかとなった。以下、本稿で確認することのできた諸本の概略(表3⁶⁶)について整理しておきたい。

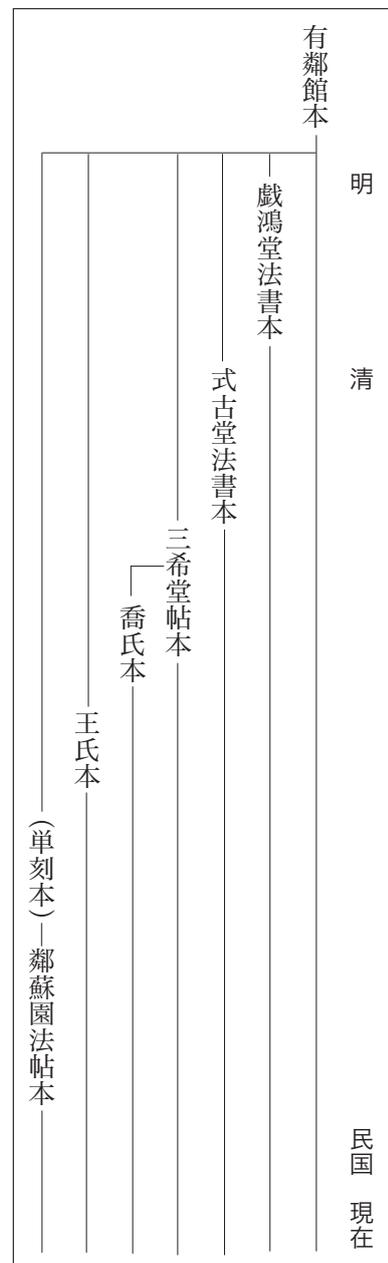
法帖には明代後期以後に、次に挙げる五本が見られるが、どれも有鄰館本系統のものである。第一の戲鴻堂法書本は、董其昌が万曆三一年に刻したものであり、彼が韓氏から有鄰館本を借り受けて摹勒したものと見られる。第二の式古堂法書本は、卞永譽が清の康熙二年に刻したものである。本帖は有鄰館本の字形やその傾きまでが正確に再現されており、それを祖本として刻されたものと見られる。ただし、有鄰館本には卞永譽の印章や題跋がなく、他の収蔵者から借りて刻したとも考えられる。第三の三希堂帖本は、乾隆一五年一二月二六日以前に有鄰館本を入手した乾隆帝が急遽「三希堂帖」に追刻したものであり、その時期は乾隆一五年から一十九年の間と推定される。第四の鄰蘇園法帖本は、楊守敬が家蔵の单刻本(遂初齋本に基づくか)をもとに光緒一八年に刻したものと見られる。第五の壯陶閣続帖本は、民国一一年に裴景福が刻したものである。裴景福は光緒一四年から翌一五年頃に、費念慈を介して有鄰館本を抵当として預

かつており、この法帖はこの時の摹写に基づいている。

墨跡には以下の四本が確認されるが、楊氏本以外は有鄰館本系統のものと推定される。第一の顧氏本は、清初の顧復『平生壯觀』卷一（康熙三二年自序）に見えるもの（所在不明）である。文字数・寸法・行立てから考えると、本幅は有鄰館本系統のものと推定されるが、印章や跋文がないという点の有鄰館本とは異なっており、顧復の過眼したのは別本と見られる。第二の王氏本は、乾隆帝の晩年以後に制作され、嘉慶年間以後に嘉慶帝の諸璽が加えられたものと推定される。その制作者も清内府のコレクションを自由に閲覧することのできた、清宗室と関わりの深い人物と見なすことができ、かつ売買目的に作られた偽作ではなく、学書に供するための副本的性格を持ったものと判断される。なお、その制作時期の下限は、有鄰館本が麟慶に賞賜された道光一八年とすることができる。第三の喬氏本は、題名、乾隆帝の印章、「異趣帖」の三行という行立てなどはすべて三希堂帖本と共通するため、それをもとにした写本と推定されるが、制作時期の委細は不明である。第四の楊氏本は、楊恩寿『眼福編二集』卷三（初集の自序は光緒十一年）に見える王紀園所蔵のもの（所在不明）である。『眼福編二集』に記された本幅の寸法・行数・字数や鈐印された諸印はことごとく先行する上掲諸本と異なり、かつこれ以外の歴代著録にも確認できないものである。ゆえに、本作は「異趣帖」とは命名されているものの、上掲諸本や歴代著録にも全く依拠しない贋作であろう。

最後に「異趣帖」の収蔵史上の価値と今後の検討課題を示して本稿を結びたい。表3に見るように、明代後期以後に「異趣帖」の諸本が多く見られるようになった。このことは、収蔵家の間で「異趣帖」に対する評価や関心が高まったことを示している。上述のように、明の張丑は「異趣帖」について王羲之「此事帖」よりやや下り、陸機「平復帖」と晉人の「孝女曹娥碑」に比肩すると評し、清の乾隆帝は完成後の「三希堂帖」に追刻を命じるほどの優品と捉え、晩年に至るまで愛玩した。清末には、陸心源と裴景福が有鄰館本を巡る駆け引きし、競り勝った陸心源は他の収蔵品を差し置いて、『穰梨館過眼録』の巻首に掲載した。また、完顔景賢は曾祖父の麟慶、そして遠祖と目する金の章宗が収蔵した有鄰館本の獲得を大いに喜び、自身の室号を異趣蕭齋と名付け、『京師書画展覽會出品録』（民国六年）の巻頭に据えるほど珍重した。

表3 「異趣帖」の伝本系統



日本の藤井善助も巨費を投じて購入し、そのコレクションの中核と捉えた。このように、「異趣帖」は日本の歴代収蔵家によって極めて重要な書跡として、その価値が認められてきたことが明らかとなった。

今後は、諸本の祖本として位置づけられる有鄰館本を用いて、「異趣帖」の原本の制作時期について検討したい。本稿で検討したように、有鄰館本は臨摹本であり、金の章宗の収蔵時期を制作時期の下限とすることができるとは、したがって、その原本もそれ以前に制作されたことになる。「異趣帖」の筆者については、王乃棟氏とその書風の分析を通じて、米芾（二〇五—一一〇七）の臨本の臨摹本と推定している⁶⁷。今後は、こうした先行研究での議論を踏まえつつ、有鄰館本の本文や書風の検討を通じて、原本の制作時期を推定したい。

〈注〉

- (1) 本文については、いくつかの解釈が成り立つと考えられるため、訓読は行わなかった。後日の検討としたい。
- (2) 『美術叢書』第四集第一〇輯、江蘇古籍出版社、一九九七、二九四九頁。卞永誉『式古堂書畫彙考』書卷之四、李調元『諸家藏書簿』卷五にも見える。
- (3) 拙稿①「民国期における完顔景賢の書畫碑帖の収蔵について」（『中国近現代文化研究』一一号、二〇一〇、四四—八三頁）、拙稿②「完顔景賢の書畫碑帖収蔵の目的について」（『中国近現代文化研究』一二号、二〇一一、一三—二八頁）、拙稿③「第二期における完顔景賢の書畫碑帖の収蔵について」（石田肇教授退休記念事業会編『金壺集——石田肇教授退休記念金石書學論

叢——』、二〇一三、二六四—二七八頁。

(4) 西林昭一「武帝(南朝梁)・異趣帖」(同『中国書道文化辞典』)、柳原出版、二〇〇九、八〇四—八〇五頁。

(5) 以下、本稿で引用しなかった先行研究を挙げる。啓功「景賢買物券」(『啓功叢稿』)、中華書局、一九八一、三二八—三二九頁、林志鈞「三希堂帖考」(『帖考』)、華正書局、一九八五、二二—二九頁、劉正成編『中国書法全集』二〇(榮宝齋出版社、一九九七、三三四頁)、劉濤『中国書法史・魏晉南北朝卷』(江蘇教育出版社、二〇〇二、二九—一頁)。

(6) 前掲注(3) 拙稿①、展覧会図録『シリーズ近江商人群像 藤井善助と有鄰館』図録(近江商人博物館、一九九九)、藤井善三郎「藤井善助」(関西中国書画コレクション研究会編『中国書画探訪 関西の収蔵家とその名品』)、二玄社、二〇一一、二六—二七頁、同「祖先文化へのまなざし—永遠の美」(公益財団法人藤井齊成会有鄰館、二〇一四)。

(7) 法量は上掲『有鄰館精華』第五版の作品解説による。なお、有鄰館本の紙については、文献によって異同が見られる。以下、本文で引用する『式古堂書画彙考』書巻六では「冷金牋本」(同書掲載張丑跋も同じ)、『石渠宝笈統編』第五十二では、「白麻紙本」、「壯陶閣書画録」巻一では「白紙本」とする。

(8) 中田勇次郎「南北朝の書」(『中田勇次郎著作集』二、二玄社、一九八四、四一—四四七頁)による。この部分は「南朝の法帖」(『書道全集』五、平凡社、一九五七、二四—三三頁)を初出とするが、その図版のキャプションには「真蹟本」とある。また、前掲注(4) 西林論考では、「原件を見ないが、雙鉤顛墨本ではなさそうである。」と指摘する。

(9) 徐邦達『古書画鑑定概論』の第五章「作偽和誤定的実況」(文物出版社、一九八一、六三—八二頁)を参考にした。

(10) 乾隆帝の収蔵に関しては、外山軍治「明清の賞鑒家」(『書道全集』二二、平凡社、一九六一、二八—三三頁)、古原宏伸「三希堂清鑑璽(一)」(『書論』一六、一九八〇、一一七—一二八頁)、同「三希堂清鑑璽(二)」(『書論』一八、一九八一、二二—四—二六頁)、西林昭一「三希堂と乾隆帝」(『不手非止』八、一九八三、一一七—一三六頁)、楊仁愷「第五節 清内府書画収蔵所用所鈐璽印」(『中国書画鑑定学稿』)、遼海出版社、二〇〇〇、三二—三二七頁)、菅野智明「乾隆帝の文物清玩と書の地平」(展覧会図録『北京故宮書の名宝展』、毎日新聞社・NHK・NHKプロモーション、二〇〇八、一七三—一七五頁)等参照。

(11) 「欽定秘殿珠林石渠宝笈統編凡例十二則」(清内府抄本、《統修四庫全書編纂委員會》編『統修四庫全書』、上海古籍出版社、一九九五)に、「内府書畫初入選者、鈐用璽五、曰『乾隆御覽之寶』、曰『乾隆鑒賞』、曰『三希堂精鑑』、曰『宜子孫』、或曰『秘殿珠林』、或曰『石渠寶笈』。今擇其尤精入書者各加鈐璽二、或曰『秘殿新編』、曰『珠林重定』、或曰『石渠定鑑』、曰『寶笈重編』。貯五處者分鈐璽一、曰『乾隆宮鑒藏寶』、『養心殿鑒藏寶』、『重華宮鑒藏寶』、『御書房鑒藏寶』、『寧壽宮續入石渠寶笈』。以上每件俱同書中統紀八璽全五處外、別貯者則七璽、全以歸簡易。」とある。

(12) 「三希堂帖」の跋文は「三希堂帖」の完成後に作成されたと思われるが、実際の完成時期は数年先までずれ込んでいる。万依「『三希堂法帖』考」(中国美術出版社編『中国の名筆——三希堂法帖』、株式会社美之美、二〇七—二一五頁)によると、「三希堂帖」は少なくとも乾隆一八年には未完成であったという。王連起「『三希堂法帖』簡説」(中国法帖全集編輯委員會編『中国法帖全集』一五、湖北美術出版社、二〇〇二、五一—六頁)は乾隆一九年正月に「三希堂帖」五二部を初めて乾隆帝に進呈していることから、乾隆一八年年末から同一九年初めの完成と見ている。跋文記載の完成時期と実際の完成時期に齟齬が生じたのは、乾隆帝の意向によって「異趣帖」のように追刻された作品があったためであろう。

- (13) 前掲注(11)『統修四庫全書』。
- (14) 高木義隆「金章宗の所蔵印と瘦金書」、『書学書道史研究』一三三、二〇一三、二五―三四頁。なお、本文引用の『中国書画家印鑑叢識』には「女史箴図卷」の「羣玉中秘」が採録されており、使用できなかった。
- (15) 以下、王肯堂の伝記は、『明史』卷二二一(乾隆四年武英殿原刊本、中華書局、一九七四、五八一―五八二頁)、国立中央図書館編『明人伝記資料索引』(同前、一九六五、四〇頁)、王連起「談談明《鬱岡齋墨妙帖》」(中国法帖全集編輯委員會編『中国法帖全集』一四、二〇〇二、二九九―三〇二頁)。なお、王肯堂は自身の籍貫を金壇とも延陵とも記す。「鬱岡齋墨妙」にある王肯堂の諸跋参照。完顔景賢撰・蘇宗仁編『三虞堂書畫目録』三虞堂論書畫詩卷上には、「王肯堂復刻鬱岡齋」改題爲王子敬書。」とあるが誤りか。
- (16) 以下、張丑の著録は、『清河書畫舫(他四種)』(四庫芸術叢書本、上海古籍出版社、一九九二)を用いるが、『真蹟日録』については、四庫全書本には全く言及のない印記についても記録されているため、知不足齋別刊本(中国書画全書編纂委員會編『中国書画全書』四、上海書畫出版社、一九九二)を用いる。
- (17) 以下、王頊齡の伝記は、趙爾巽他撰『清史稿』卷二六七(関外二次本、中華書局、一九七七、九九七―九九七四頁)、鍾銀蘭主編『中国鑒藏家印鑒大全』上(江西美術出版社、二〇〇八、一一〇頁)。
- (18) 何伝馨「王澐《積書巖帖》及其書学初探」(『書海觀瀾——楹聯・帖学・書芸國際研討會籌備委員會』、香港中文大學芸術系・香港中文大學文物館、二〇〇八、四二四―四四七頁)では、「相公」を王頊齡とする。
- (19) 以下、周寿昌の伝記は、前掲注(17)『清史稿』卷四八六(二三三四頁)、周礼昌「誥授光祿大夫内閣學士兼礼部侍郎銜周公符農府君行狀」(繆荃孫『統碑伝集』卷八〇、宣統二年自序、中国名人伝記叢編、文海出版社、一九八〇)、陶湘『昭代名人尺牘小伝統集』卷一五(宣統三年汪洵署檢、近代中国史料叢刊統編七五輯、文海出版社、一九八〇)、支偉成『清代樸学大師列伝』考史学家列伝一五(民国一三年自序、芸文印書館、一九七〇、四二―四三頁)、『清史列伝』卷七三(民国一七年上海中華書局排印本、一九八七、六〇五―六〇六頁)、許逸民点校『思益堂日札』(中華書局、一九八七)、金梁輯『近世人物志』(一九三四年自序、近代中国史料叢刊統編第六八輯、文海出版社、一九七九、一六八―一六九頁)、陳玉堂編著『中国近現代人物名号大辞典』全編増訂本(浙江古籍出版社、二〇〇五、八一頁)。
- (20) 前掲注(3)拙稿②二八頁図7、関西中国書画コレクション研究会編『関西九館所蔵中国書画録Ⅰ』(同、二〇一三、五八頁)所収の燕文貴「江山樓觀図」(大阪市立美術館蔵)附載完顔景賢宣統二年(一九一〇)跋とも共通する。
- (21) 前掲注(3)、拙稿④「庚子以前における完顔景賢の書画碑帖の収蔵について」、『中国文化』六八、二〇一〇、五四―六五頁。
- (22) 以下、長尾雨山の伝記は、杉村邦彦「長尾雨山とその交友第二回」(『墨』一七、一九九五、一六八―一七二頁)所収の長尾礼之(正和)「長尾雨山」による。また、長尾雨山の箱書を含む書画鑑定については、前掲注(20)『関西九館所蔵中国書画録Ⅰ』。なお、杉村邦彦・樽本照雄・松村茂樹の各氏に専著があるので参照されたい。
- (23) 以下、藤井善三郎・善嗣両氏の伝記は、前掲注(6)『祖先文化へのまなざし―永遠の美』所収「藤井家家系図」(九一―九二頁)、「著者プロフィール」(一六六頁)。
- (24) 劉芳如「書画装池之美」、国立故宫博物院、二〇〇八、一五五頁。

- (25) 「梁武帝真跡 歷代書畫舫」と題した後には、「愛業愈深、一念修怨、永墮異趣。君不。右梁武帝『異趣帖』、冷金紙上書、全學王子敬家法。自隋唐迄宋元、流落民間未知名。我朝萬曆初、藏韓存良太史家、得董玄宰刻石戲鴻堂中而始顯。其後王肯堂・王野改題爲子敬真跡非也。崇禎紀元元旦之又明日、朝延世兄出以相示。爲之擊節嘆賞、漫成口語云、『異趣兩行十四字、氣壓千秋百萬籤。王家此事差前列、平復曹娥堪並肩。晉書一變、茲其附庸。時米菴張丑纂修書史、作梁武載記卷第一。』〔長元按、梁武帝『異趣帖』有王肯堂跋語。詳見『真蹟日錄』中。〕とある。
- (26) 外山軍治によると、章宗の收藏書画で賈似道に帰したものが多いう。外山軍治「賈似道について」(『書道全集』一六、平凡社、一九五五、二五―二七頁)、同「五章宗收藏の書画について」(『金朝史研究』、東洋史研究会、一九六四、六六〇―六六九頁) 参照。
- (27) 民国三六年北平故宫博物院拋中央研究院藏明鈔本(『美術叢書』五集第一輯、芸文印書館、一九七五)に、「梁武帝異趣帖真跡、秀爽圓融、蘊深得厚。大歸得諸逸少爲多。墨濃紙精、瑩白如新。」とある。
- (28) 吳興蔣氏密韻樓藏本鑑古書社景印本、正中書局、一九五八。張丑跋はもとは有鄰館本に附載されていたと見られるが、『式古堂書画彙考』にしか見えない。ただし、有鄰館本を実見した下永誉の引用であるために信憑性が高い。「王家此事」は伝王羲之筆「此事帖」(北京文博研究所藏)、「平復曹娥」は陸機「平復帖」と伝王羲之筆「孝女曹娥碑」を指す。
- (29) 以下、韓世能の伝記は、前掲注(15)『明人伝記資料索引』(八九二―八九三頁)、韓逢禧は本文引用の『中国書画家印鑑款識』(二五一―二五二頁)。董其昌と韓氏父子との関係は、任道斌編著『董其昌繫年』(文物出版社、一九八八、二四・二五・二八・四八・七四・八三・九七・一〇一・一一二・一八二・二四九・二六七頁)、鄭威編著『董其昌年譜』(上海書画出版社、一九八九、二〇・二二・三三・九九頁)。
- (30) 沈德符「好事家」、『万曆野獲編』卷二六。
- (31) 「宋李唐文姬婦漢図」「二冊」(英和他撰「欽定石渠宝笈三編」延春閣藏一三、列朝名人書画、故宫珍本叢刊、海南出版社、二〇〇一)に見える万曆一九年(一五九一)韓世能跋に、「……余每携至公署、教習督課之餘、常披玩之、時同觀者、門人陶望齡・焦竑・王肯堂・劉日寧、爲余和墨作字者黃輝、焚香從事者董其昌、執筆者世能也。時萬曆辛卯十月十五日、禮卿學士韓世能書於翰林院之瀛州亭。」とある。本作は国立故宫博物院に蔵するが題跋部分は未見。
- (32) 以下、張丑の伝記は、張丑『清河書画表』、本文引用の『中国書画家印鑑款識』(九三二頁)。
- (33) 張丑「真晉齋記」(『真蹟日録』卷四)に、「……歲在戊辰(崇禎元年、一六二八)、復得陸士衡『平復帖』于朝廷所。……朝廷蓋名家子、與予善。家傳歷代名蹟甚夥、一一甲于江南。」とある。
- (34) 二〇一三年二月二四日に実見調査を行った。『叢帖目』一(中華書局香港分局、一九八〇、三五七―三六四頁)とかなりの異同がある。容庚が「後五卷、北京圖書館藏、拓本恐有殘缺。」(三六二頁)と指摘するのもその一因であろう。今後の検討をしたい。
- (35) 嶺南美術出版社本(二九九四)の「梁武帝異趣帖」の条に、「草書、冷金紙本。甚佳、筆勢雄偉、然未敢許其爲梁武帝書。」とある。
- (36) 台湾中華書局、一九七一。
- (37) 以下、麟慶の伝記は、麟慶『鴻雪因緣図記』(北京古籍出版社、一九八四)、前掲注(19)『中国近現代人物名号大辞典』全

編増訂本（一三五三頁）。麟慶と阮元の関係は、前掲注（21）拙稿④。

(38) 以下、費念慈の伝記は、前掲注（19）『昭代名人尺牘小伝統集』巻二四・『近世人物志』（三一〇頁）・『中国近現代人物名号大辞典』全編増訂本（九四五頁）、盛鍾『清代画史増編』巻三〇（民国十一年有正書局本、国家図書館蔵古籍芸術類編、北京図書館出版社、二〇〇四）、張維驥『清代毗陵名人小伝稿』巻九（民国十六年鄭氏序、民国三十三年蔣維喬跋、近代中国史料叢刊統編第一三輯、文海出版社、一九七五、二四頁）。

(39) 陸心源『穰梨館書畫簿』（抄本、静嘉堂文庫蔵）に、「梁武帝異趣帖卷四百五十元」とある。本冊は『穰梨館過眼録』には見えない書画やその購入金額、陸心源の評価などが記され、巻末に日記等の雑記を附す。

(40) 容庚編『叢帖目』二、中華書局香港分局、一九八一、八八二―八八七頁。

(41) 以下、陸心源の伝記は、前掲注（19）『中国近現代人物名号大辞典』全編増訂本（六五二頁）、顧志興『湖州南宋樓藏書流入日本静嘉堂文庫真相考評』（黄建国・高麗新主編『中国古代蔵書樓研究』、中華書局、一九九九、一六五―一八一頁）。

(42) 前掲注（39）『穰梨館書畫簿』。

(43) 啓功『啓功論書絶句百首』、榮宝齋出版社、一九九五、二五―二六頁。初版本は未見。

(44) 高田時雄「李滂と白堅——李盛鐸旧蔵敦煌写本日本流入の背景——」、『敦煌写本研究年報』一、二〇〇七、一一―二六頁。

(45) 以下、王世杰の伝記は、『民国人物小伝』五（伝記文学出版社、一九九一、六一―一〇頁）、薛毅『王世杰伝』（武漢大学出版社、二〇一〇）。王世杰コレクションと国立故宮博物院の関わりは、上掲『王雪艇先生続存文物図録』秦孝儀序。

(46) 拙稿「伝張旭筆「古詩四帖」に関する一考察」、『芸叢』二四、二〇〇八、八三―一〇三頁。

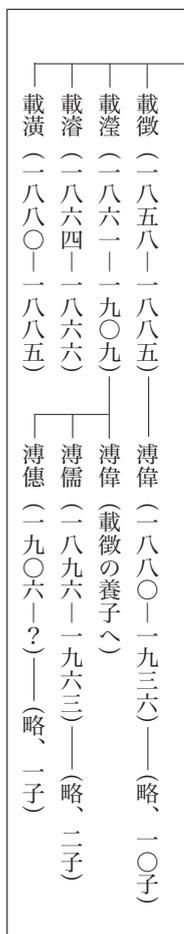
(47) 赤井清美『中国書道史』（東京堂出版、一九七九、三三―三五頁）も「臨摹本」と指摘する。赤井氏は上掲『中国歴代法書名蹟全集』の編纂時に過眼した可能性が高い。

(48) 有鄰館本の該当部分に印章はなく、それとの関連性はない。

(49) 叢碧（張伯駒）「北京清末以後之書画収蔵家」、同編『春游瑣談』巻一、中州古籍出版社、一九八四、一一―四頁。

(50) 以下、載澄の伝記は、前掲注（19）『中国近現代人物名号大辞典』全編増訂本（九七五頁）、宗譜編纂処編『愛新覚羅家譜』一甲冊一（学苑出版社、一九九八、一八―二〇頁）、王家誠『溥心畬伝』増訂新版（九歌出版社有限公司、二〇〇八）。

【恭忠親王家系図】（上掲『愛新覚羅家譜』一甲冊一による）
道光帝——奕訢（第六子、一八三二―一八九八）——



(51) 以下、溥儒の伝記は、前掲注（17）『中国鑒蔵家印鑒大全』下（九九九―一〇〇〇頁）、前掲注（50）『愛新覚羅家譜』一甲

- 冊一(一八一―一九頁)、『溥心畬伝』、盧輔聖主編『近現代書画家款印綜滙』下(上海書画出版社、二〇〇二、一〇一―一〇一六頁)。なお、溥儒には国立故宫博物院編輯委員會編『溥心畬先生詩文集』(国立故宫博物院、一九九三)があるが「異趣帖」の言及はなく、収載する「記書画」(『華林雲葉』)に「平復帖」の言及が見えるだけである。
- (52) 啓功『溥心畬先生南渡前的芸術生涯』、国立故宫博物院編輯委員會編『張大千溥心畬詩書画學術討論會論文集』、一九九四、二二七―二五四頁。なお、書画類を除く恭親王コレクションは、一括して山中商會に売却されている。富田昇『流転清朝秘宝』(日本放送出版協會、二〇〇二)参照。
- (53) 以下、丁振鐸の伝記は、前掲注(19)『近世人物志』(三一九頁)・『中国近現代人物名号大辞典』全編増訂本(七頁)、費行簡『近代名人小伝』(民国初期刊、近代中国史料叢刊第八輯、文海出版社、一九六八、二二二―二三三頁)。
- (54) 以下、陸潤庠の伝記は、前掲注(17)『清史稿』卷四七二(二二八―二二八八頁)、前掲注(19)『近世人物志』(二五二―二五四頁)・『中国近現代人物名号大辞典』全編増訂本(六五七頁)、前掲注(53)『近代名人小伝』(二五一―二五二頁)、吳郁生『端公行状』・葉昌熾『皇清誥授光祿大夫太保東閣大學士贈太傅陸文端公墓志銘』(閔爾昌『碑伝集補』卷二、民国二二年燕京大學國學研究所排印本、前掲注(19)中国名人伝記叢編所収)、葉昌熾『太保東閣大學士贈太傅陸文端公墓志銘』(汪兆鏞『碑伝集三編』卷三、鈔本、前掲注(19)中国名人伝記叢編所収)、蔡冠洛編『清代七百名人伝』第二編政治政事(一九三六年自序、近代中国史料叢刊第六三輯、文海出版社、一九七一、五五―一五五三頁)、賈逸君編『中華民國名人伝』下(北平文化學社、一九三七、一八一―一九頁。民国叢書第一編[上海書店、一九八九]に再録)、福本雅一『陸潤庠』(初出は『書』一九八一年七月、『書の周辺 瘦墨集』(二)玄社、一九八四、一〇一―一〇六頁)に再録)。
- (55) 杉溪六橋・高田竹山・後藤石農・松代聰濤・中村不折『孔固亭雅集』(『書道』第二卷第二号、一九三三、五四―五七頁)、中村丙午郎『不折と書道博物館』(『書道研究』二二、一九八九年三月、五六―六一頁)、鍋島稲子『書道博物館収蔵の顔真卿作品―真蹟本『自書告身帖』と宋拓本―』(『書に遊ぶ』一月号、二〇〇一、二八―三一頁)、同『中村不折コレクション 顔真卿『自書告身帖』について』(台東区立書道博物館編『台東区立書道博物館蔵 中村不折コレクション』唐 顔真卿自書告身帖解説・釈文)、財団法人台東区芸術文化財団、二〇〇六、三―七頁)。なお、『自書告身帖』の真偽に関しては、石田肇『南宋初期の顔氏と顔真卿評価―自書告身をめぐって―』(『書論』二七、一九九一、一〇八―一一七頁)参照。
- (56) 『王世杰日記』第六冊(手稿本、中央研究院近代史研究所、一九九〇、八三―八四頁)。なお、近時、林美莉編輯校訂本(二〇一二)が刊行された。
- (57) 北平莊氏洞天山堂藏清仿宋精鈔本、漢華文化事業股份有限公司、一九七一。
- (58) 長沙楊氏坦園藏板本、文史哲出版社、一九七一。
- (59) 『眼福編初集』楊恩寿の自序に、「……同治甲子、瀋水王紀園隨大軍復金陵、於某僞王府得大槓、十有六皆名蹟也。自漢唐迄國朝約千有奇、凱旋築榮古齋度之。」とある。なお、楊恩寿『坦園日記』には当年の事情は記されていない。
- (60) 謝巍編著『中国画学著作考録』、上海書画出版社、一九九八、六六―五頁。
- (61) 木鷄室所藏本による。卷数は前掲注(40)『叢帖目』二(八五―八五七頁)による。
- (62) 文物出版社本、一九八二、七二頁。
- (63) 上海世紀出版股份有限公司・上海辭書出版社、二〇〇九、三三二頁。原本は湖北省博物館蔵。

(64) 陳上岷整理『楊守敬評碑評帖記』、文物出版社、一九九〇、一一六頁。

(65) 喬柏梁『中国歴代碑帖賞析手冊』、陝西師範大学出版社、二〇〇五、一六五頁。その解説に、「蕭衍的存世作品極少、恐怕與侯景之亂有關。現在能够見到的是一是紙本墨迹《異趣帖》、草書3行14字、御筆釋文加款2行。行書與楷書釋文都能够明顯見出是獻之一路書風、筆性好、筆勢熟、骨體淳厚、筆畫精到、布白疎朗、墨韻喜人、流暢通脫、一派妍媚自得的神情。楷法應規中矩、平穩工整、靜穆純和、有王獻之《洛神賦十三行》的遺風、略遜其爽利、小真書釋文直逼《黃庭經》、略少其古質。」とある。

(66) 壯陶閣統帖本・顧氏本・楊氏本については実見しておらず、しかも図録でも確認できていない。そのため、表3に他の諸本と同列に位置づけることには問題が残るため、これらを除外した。

(67) 王乃棟『中国書法墨迹鑒定図典』、文物出版社、二〇〇四、一〇〇頁。ただし、序でも述べたように、王氏本をもとに論じている点には問題がある。

〈図版出典〉

図1 有鄰館編『有鄰大観』、有鄰館、一九二九。

図2 ともに稿者撮影。

図3 a・cは外山軍治『金朝史研究』（東洋史研究会、一九六四、扉頁・六七三頁）、bは上掲『有鄰大観』。

図4 a・c・e・gは稿者撮影、bは『西岳華山廟碑』（中国書店、一九九二）、dは『中国鑒藏家印鑒大全』上（江西美術出版社、二〇〇八、一二〇頁）、f・hは『大阪市立美術館紀要 龔開筆『駿骨図』（同前、一九八三）。

図5 すべて稿者撮影。

図6 aは稿者撮影、bは金運昌『故宮博物院藏品大系』書法編5元（故宮出版社、二〇一三、一六頁）。

図7 木鶏室提供。

図8 静嘉堂文庫提供。

図9 国立故宮博物院藏品。

図10 aは『原色法帖選』三五（二玄社、一九八九）、bは『芸苑遺珍』法書一（開発股份有限公司、一九六七）。

図11 aは上掲『芸苑遺珍』法書一、bは財団法人台東区芸術文化財団による複製本（二〇〇六）。

図12 aは稿者撮影、bは上掲『芸苑遺珍』法書一。

図13 国立故宮博物院藏品。

図14 a・cは国立故宮博物院藏品。b・dは上掲『有鄰大観』。

図15 aは木鶏室提供、bは喬柏梁『中国歴代碑帖賞析手冊』（陝西師範大学出版社、二〇〇五、一六五頁）、cは『三希堂法帖』第一冊（上海書店、一九九〇、一三九―一四〇頁）。

附記 本稿は平成二五年度第一回公募 公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成による成果である。国立故宮博物院・静嘉堂文庫・藤井齊成会有鄰館には、御厚意により調査の機会や貴重な資料の提供を賜った。また、伊藤滋氏には資料の御提供、

成澤麻子氏・藤井善三郎氏・藤井善嗣氏には調査において多大なご支援を賜り、土屋幸子氏・松村茂樹氏には論文の執筆に際して多大な御教示を賜った。志民和儀氏には、有郷館本の実見調査の結果を本稿に反映させるための特段の御配慮を賜った。記して御礼申し上げたい。

本論文中の図版は、web上からの無断転載のおそれを勘案し、これを不掲載とした。載録される詳細図版については、国立国会図書館等に収蔵される本学術研究助成成果論文集にて参照いただきたい。

(注：公益財団法人 日本習字教育 財団 学術研究助成運営委員会 事務局)

江戸時代日記史料にみる近世宮廷社会の古書跡の諸相

高田智仁

はじめに

室町時代後期からさまざまな階層で文化が成熟し、戦国の世が終結して太平の時代へとはいった江戸時代は日本文化史上において多様な趣をもった時代となった。日本書道史上の変化としては、書跡が尊ばれて膨大な量が記録の上に登場すること、そして茶会の流行等に伴って掛軸や手鑑といった様々な鑑賞形態が登場したことが挙げられるだろう。

日本における文化の担い手の一つには公家らの属する宮廷社会を挙げることができる。宮廷社会が自らの文化のなかで長らく書跡を愛好・尊重してきたことは、平安から室町時代の公家日記等の史料を紐解けば明白であり、江戸時代にあっても書文化における一翼を担っていた。

勿論、これまでの書道史研究においても宮廷文化と書跡については一つの大きなテーマとして碩学の述べるところ大きく、多くの研究蓄積がある。特に、春名好重氏、小松茂美氏の研究における貢献は大きく、「古筆」については緻密な形で調査がなされ、当代における鑑賞実態などから書跡が如何に尊重されてきたのか、その位置づけについての論及がなされてきた。¹⁾ 両氏の研究によつて、「古筆」については今日まで続く基礎が形成されたといつても過言ではないだろう。

ただ、いま敢えて古筆に括弧を付したのは、これまでの研究がおおよそ室町時代までを下限とした書跡を

対象としてきたためである⁽²⁾。また、これまでの「古筆」研究にあつては三跡、伏見天皇、尊円親王といった能書家、藤原定家を中心とした歌人に重きがおかれてきた。無論、そうした人物の筆跡が江戸時代の書跡文化の実相を顕す重要な遺品であることには相違がない。しかしその一方で、安土桃山時代頃からの政治的・文化的変動と、それによって生じた新たな書跡の鑑賞スタイルが波及したことを受け、宮廷社会でも書跡尊重の姿勢は一貫していても、その相対の仕方には微妙な変化が生じてきている。そうした動勢についてはなお一考を要し、これまでの「古筆」研究の概念からは一步離れた視点からの考察がなされる余地があるものと考ええる。

本稿では、先行研究⁽³⁾に加え、これまで対象とされてこなかった範囲にまで視野を広げることで、当時の社会における書跡文化の在り様をより明らかにすることを一つの目的とする。そのため、「古筆」の語に少なからず有される限定性から離れる意味でも、「古筆」ならびに「墨跡」をも包括する概念として当時の史料に記された古人の筆跡全般を便宜上「古書跡」という語を用いて表し、これまでの「古筆」とは区別を行なうことでその様相について言及してゆく⁽⁴⁾。

本研究では当時の様相を明らかにするにあたって宮廷文化人の日記を主として用いてゆく。日記に記載された多くの古書跡は、「実際に古書跡が使用される」↓「その古書跡を記録する」というプロセスを経て留められており、そのまま記主の関心事や宮廷社会の世相を反映しているものといえる。

言うまでもなくこれまでの書道史研究のなかでも鳳林承章の日記『隔蓑記』、『妙法院史料』(『堯恕法親王日記』ほか)などの史料を下敷きとして大きな成果が収められてきているが、既に用いられてきた史料であつても言及されていない部分があるほか、今日まで伝来する江戸時代の日記等の記録のなかには古書跡の記述を含んでいながら未だに手が付けられない、あるいは部分的な指摘に止められてきた史料もなお多く存在する。

よつて、江戸時代が始まった後陽成天皇(一五七二―一六一七)から寛永文化の旗手として宮廷文化を形作った後水尾天皇(一五九六―一六八〇)、その子としては最後に天皇に即位した靈元天皇(一六五三―一七三二)までの時代を一つの区切りとして、『隔蓑記』らの諸史料とともに、これまであまり取り上げられる

ことのなかった宮廷関係者の日記『時慶卿記』、『葉室頼業記』等のほか、宮廷における文化サロンの一翼を担った、南都興福寺一乗院の門跡を勤めた真敬法親王（一六四九―一七〇六）、尊賞法親王（一七〇〇―一七四六）の二人の日記『一乗院門跡入道真敬親王御日記』、『一乗院門跡尊賞法親王日記』⁵といった史料に目を向けることとする。

そして、それらに登場する古書跡の収集整理を行なうことで、宮中を巡る古書跡の諸相に対して言及し、改めて江戸時代における書跡文化史の一端を明らかにしていく。

第一章 『時慶卿記』と『葉室頼業記』の古書跡

本章では、江戸時代における宮廷文化人と古書跡について言及するにあたり、江戸時代前半期を生きた西洞院時慶（一五五二―一六四〇）の記した日記である『時慶卿記』、ならびに江戸時代中期にかけて宮中で活動した葉室頼業（一六一五―一六七五）の『葉室頼業記』⁶の二つの公家日記について触れていきたい。これまでの研究では部分的に言及されるに留まっていたが、⁷両日記とも多くの古書跡が記されており、その全体像については概観する価値があるものと考ええる。

一、『時慶卿記』に登場する古書跡

『時慶卿記』は、天正十五年（一五八七）から途中欠落はあるものの寛永十六年（一六三七）までの長きにわたって執筆された日記である。その記主である西洞院時慶は、飛鳥井雅綱の子である安居院僧正覚澄の子として生まれ、初め河鱈家を継いだ後、天正三年（一五七五）に断絶していた西洞院家を継いだ。官位は最終的に従二位参議にまで至り、寛永元年（一六二四）八月には出家して円空と称して同十六年に八十八歳にて没した。後陽成天皇の慶長勅版の刊行に携わるなど江戸時代前半期における宮廷にて活動した公家の一人である。

その時慶が記した足掛け五十年にわたる日記中に古書跡の記事がみえることは、熊倉功夫氏の『寛永文

化の研究』にて既に触れられている。元和七年（一六二一）の六月四日より始まった禁中文庫の虫干しにおいて、時慶は聖徳太子ほか、伏見天皇、後醍醐天皇といった宸翰に加えて小野道風、弘法大師、藤原定家、藤原俊成などの多くの名跡を目の当たりにしている。⁸⁾ さて、同日記から主要な古書跡を抜き出すと、のべ百五十回弱（「墨跡」登場記事三十回弱を含む）となる。ひとまず、『時慶卿記』に登場する古書跡について抜き出したものを【『時慶卿記』古書跡一覧表】と

【『時慶卿記』古書跡一覧表】

	人 名
宸翰 13 ④	伏見天皇 3 後醍醐天皇 2 ① 後陽成天皇 2 ② 後鳥羽天皇 1 後光厳天皇 1 後土御門天皇 1 後柏原天皇 2 ① (*1) 後奈良天皇 1
親王 2	尊円親王 1 古竹門（覚恕法親王か） 1
公家 56 ⑧	藤原定家 22 ⑥ 三条西実隆 6 後京極良経 3 冷泉為和 3 小野道風 2 飛鳥井雅親 2 藤原為家 2 二条為氏 2 一条兼良 2 藤原鎌足 1 紀貫之 1 藤原佐理 1 藤原公任 1 藤原俊成 1 世尊寺行能 1 冷泉為相 1 ① 滋野井教国・蛭川某 1 三条西公条 1 ① 北少路俊孝 1 近衛前久 1 近衛信尹 1
歌人 23 ④	里村紹巴 12 ② 西行 3 ① 正徹 2 牡丹花肖柏 2 (*1) 頓阿 1 浄弁 1 東常縁 1 連歌師某 1 ①
墨跡 22 ⑩	一休宗純 3 ③ 春浦宗熙 3 ③ 北礪居簡 2 虚堂智愚 2 ② 宗峰妙超 2 密庵咸傑 1 ① 拙庵徳光〈金渡の墨跡〉 1 ① 無準師範 1 ① 痴絶道冲 1 ① 白雲慧暁 1 一山一寧〈模字〉 1 ① 徹翁義亨 1 ① 【沢庵宗彭 2 ①】 【玉室宗珀 1 ①】
其他 11 ②	空海 4 菅原道真 2 聖徳太子 1 円珍 1 明恵 1 ① 千宗易 1 ① 千道庵 1 古筆・不明 44 (*2) 墨跡・不明 10 ⑦

* 1 後柏原天皇と牡丹花肖柏交書含む

* 2 本文中「古筆」、「墨跡」として登場したもののほか、同定できないものを含む

【 】付きは登場当時存命 数字後ろの丸付き文字は掛軸を示す

して掲げることしよう。

この表からみえる『時慶卿記』に登場する古書跡の傾向として、当時の茶会における尊重をうけてか、「墨跡」が多数あがっている。同じく時勢を反映するものとして、藤原定家が登場書跡中最も多い回数となっている。また、能書家として知られた尊田親王ほか、三跡では藤原行成がみえないものの、小野道風、藤原佐理の名がみえている。

『時慶卿記』のなかに登場する古書跡のうち特筆すべきものとしては、慶長十五年（一六一〇）一月三十日条に

昨夜一乘院殿預文、陽明へ可給御茶由之間、今朝參上候。先一門へ兩種樽遣入候、御茶自身掛物ハ西行上人文也、圓位トアリ、俊成卿へ文也、後二又一休ノ偈頌ヲ被掛カヘラレ、一門ハ未刻被立候。

として登場する西行の消息が挙げられる。

これは明治にはいつてより近衛家から皇室に献上されて御物となった「西行假名消息」である。日記中の「陽明」は近衛信尹（一五六五—一六一四）を指し、その子孫である近衛家熙（一六六七—一七三九）の言行録である『槐記』享保十年（一七二五）十月二十五日条に「西行ノ文、是ハ近衛家ニテ名高キ一軸ナリトゾ、昔シ三藐院ノ御時ハ、御裳川ノ茶トテ、毎度アリシナリ」とある記述と合致する。

このほか古書跡のなかでは、滋野井教国（一四三五—一五〇〇）の『玉吟集』や短冊、『源氏物語』の筆者として北少路俊孝（？—一五九五）の名前が登場するなど、比較的新しい人物についても名前が記されている。北少路俊孝は近衛家諸大夫を務め、その俊孝の筆跡は連歌師里村昌琢より筆者を尋ねられた結果時慶が判じたもので⁹、当時の社会における古書跡の裾野の広さを窺わせる。

天皇の筆跡では、能書家でもあった伏見天皇が最も多く、歌人として名高い後鳥羽天皇もみえている。しかし、ここで特に言及しておきたいのは比較的下った時代の宸翰が登場する点である。室町時代以降の宸翰が多くみられる点については『時慶卿記』から始まるものではなく、ややさかのぼる山科言継（一五

〇七一―一五七九〕、山科言経〔一五四三―一六一二〕の日記である『言繼卿記』、『言経卿記』¹⁰に既にみることが出来る。一例として『言経卿記』の天正十七年〔一五八九〕一月二十四日条「一、西御方へ罷向、後奈良院敕書一進了、又興門へ桂蓮院殿御文一進了」、ならびに天正十九年〔一五九二〕三月十七日条「一、梅庵罷向了、後小松院、後土御門院御兩代宸筆、又古筆短冊十枚許、廣勻、白氏文集ノ内一冊、源氏聞書等遣了」などが挙げられ、後土御門天皇〔一四四二―一五〇〇〕、後奈良天皇〔一四九五―一五五七〕の名が留められている。西御方とは当時山科家の経済的後盾となっていた興正院左超（興門）の妻（言経の妻の姉）で、大村由己（梅庵）のような古筆収集家以外にも比較的新しい時代の宸翰が求められていたことが窺える。

『時慶卿記』からは、こうした幅広い古書跡を求める流れが江戸時代においても受け継がれていた点を見ることが出来る。

二、『葉室頼業記』に登場する古書跡

次いで江戸時代の様相をみる上で『葉室頼業記』を取り上げることとしたい。

日記の記主である葉室頼業は、もと万里小路孝房の子で、葉室頼宣の養子となって同家を継いでいる。元和九年〔一六二三〕に従五位下に叙任されてより官位は最終的に正二位権大納言に至り、延宝三年〔一六七五〕に六十一歳にて没した。

『葉室頼業記』は承応三年〔一六五四〕がわずかに残っているものの、主として寛文二年〔一六六二〕から死去する前年の延宝二年〔一六七四〕までの人生晩年期を足掛け十二年にわたって記した日記である。頼業は寛文三年より、園基福、東園基賢、正親町実豊らとともに当時幼かった靈元天皇に近侍（のちの議奏）しており、宮中関連の動向、特に禁裏文庫の動向について詳しく留めている。

同日記は従来禁裏文庫との関わりのみならず取り上げられることが多かったが、そのなかには多くの古書跡も記載されており、書道史の面からも取り上げられて然るべき日記であるものと考ええる。

『時慶卿記』と同じく同日記についても管見の範囲で見出しえた古書跡を重複を厭わず抜粋して【『葉室

『葉室頼業記』古書跡一覧表』として掲げることとする。

葉室頼業は靈元天皇に近侍したことから宮中を主たる活動の場としており、西洞院時慶と比して市井の人間との交流による古書跡の記述は多くない。そのため登場する古書跡は少なからず宮廷社会における動向を反映したものであり、その趣向の一端を示すものであるといえる。

【『葉室頼業記』古書跡一覧表】

	人名
宸翰 40 ⑱	後伏見天皇 9 後鳥羽天皇 8 ⑤ (*1) 伏見天皇 7 ③ (*4) 後小松天皇 4 ② (*2) 後宇多天皇 2 後花園天皇 1 ① 後光厳天皇 1 後土御門天皇 1 ① 後奈良天皇 1 後陽成天皇 1 ① 後光明天皇 1 ① 【後水尾天皇 4 ④】
親王 6 ①	尊円親王 5 (*1) 中和門院 1 ①
公家 48 ⑳	藤原定家 12 ⑥ 小野道風 7 (*4) 藤原行成 2 (*4) 藤原頼輔 2 ② 式子内親王〈定家書入〉2 ② 藤原有家 2 ② 西園寺公経 2 ② 藤原範光 2 ② 飛鳥井雅経 2 ① 万里小路宣房 2 ① 世尊寺行尹 2 (*4) 烏丸光広 2 ② 藤原佐理 1 九条道家 1 二条為重 1 二条為世・為藤・為重 1 堀川具世 1 三条西実隆 1 飛鳥井雅敦 1 万里小路孝房 1 万里小路綱房 1
歌人 10 ⑤	頓阿 3 ① 寂然 2 ② 俊恵 2 顕昭 2 ② 西行 1
墨跡 6 ⑤	張即之 2 ① 了庵清欲 2 ② 一休宗純 1 ① 【隠元隆琦 1 ①】
其他 9 ①	空海 5 豊原敦秋 1 足利義尚 1 後土御門天皇勾当内侍 1 ① 昭乗・江月・遠州 1 古筆 4 (*3) 筆者不詳 1

* 1 写しを含む

* 2 能阿弥絵の勅賛を含む

* 3 本文中「古筆」として登場したもののほか、同定できないものを含む

* 4 透写を含む

【 】付きは登場当時存命 数字後ろの丸付き文字は掛軸を示す

同日記には百十回ほど古書跡の名前が挙がっているが、『時慶卿記』より数十年を経た古書跡の傾向をみると、「墨跡」が減った代わりにますます宸翰の類が増え、また古書跡の形態が掛軸に移っていることが分かる。¹¹⁾

表中の古書跡について具体的な形で幾つか補足を行っておく。

日記中に二回登場する西園寺公経、藤原範光は、後鳥羽天皇宸翰の脇幅として三幅一对を構成する掛軸である。該当の記事を挙げると

◎寛文三年（一六六三）十二月十七日条

一、今日中院大納言ヨリ後鳥羽院・範光・公経之三幅壹對禁中へ被上候也、則園大納言、野宮中将御文庫へ被入候也。

◎寛文四年（一六六四）六月十日条

今日四人參、此十二月中院より被上候三幅壹對後鳥羽院宸筆・（西園寺）公経・範光之懷紙、題荻風増戀一首之懷紙也、右中院被上之故、從禁中黄金五十枚・絹五疋中院へ被下候也。

*（ ）内は傍注

とある。歌題を「荻風増戀」とする一首懷紙であることから、正治二年（一一二〇）六月二十八日の歌会の折に書されたもので、今日宮内庁に所蔵される御物「熊野類懷紙」が一致する。¹²⁾ この三幅一对の「熊野類懷紙」は中院通茂（一六三一—一七二〇）によって靈元天皇に進献され、のち文庫に収められたことが本日記から判明する。¹³⁾

また、表中にみえる飛鳥井雅経の筆跡について、一つは寛文五年（一六六五）二月二十七日に開かれた後西上皇の茶会にて用いられた掛軸で、いま一つは歌題を「山路眺望」とする二首懷紙となり、これは現在湯木美術館の所蔵する重要文化財の「熊野懷紙」が該当する。

このほか、藤原頼輔、藤原有家、寂然、顕昭らについては、寛文六年（一六六六）三月十三日条、十六日

条にみえていゝもので、後水尾法皇から禁中の文庫に納められたもの。日記には「懸物四ツ頼輔・有家・顯昭・寂念法師之懷紙二首也、八品、述懷二首之題也。又俊惠法師一枚以上五ツ也。此分黄金十五枚也。二より申候、禁中之御文庫へ申候、禁中の御文庫へ可被入候由仰也」とあり、これらは現存する刑部卿頼輔（方便品）、少納言有家（信解品）、沙弥寂念（法師品）の「一品經和歌懷紙」を指すのではないかと思われる。¹⁶

『葉室頼業記』にはみえていゝ顯昭の懷紙は今日では散佚してしまつてゐるが、現在掛幅である藤原有家の懷紙¹⁷を除いて、ほか二枚は同じ「一品經和歌懷紙」とともに折帖に仕立てられてゐる（現・京都国立博物館蔵）。これらの懷紙は興福寺一乗院に伝来してゐたことが明らかとなつており、一乗院の尊賞法親王が靈元天皇の皇子であることからすれば、その頃に下賜されたものではなからうか。¹⁸

以上のように『葉室頼業記』には禁裏文庫形成に関与する事跡が記されてゐるため、それに付随して古書跡についても今日まで伝わる名跡が多々登場してゐる。

ほか、『葉室頼業記』に登場する古書跡の特徴として、透写の対象とされるものが非常に多い点が挙げられる。²⁰表中に掲げた古書跡のなかでは、伏見天皇、尊円親王、小野道風、藤原行成、世尊寺行尹ら能書家の筆跡が頼業によつて透写されてゐる。

まずはじめに寛文三年十二月二十七日条に「一、伏見院宸筆之願文一卷、白川二すき寫可申付之由仰也」として、伏見天皇の宸筆願文の名があがつてゐる。この写しを仰せ付けたのは後水尾法皇で、その意図したところは当時十歳ほどであつた幼帝・靈元天皇の手習いのためであつた。同四年三月十八日条の

伏見院宸筆、白川三位殿被寫候寫一卷、宸筆一卷、寫裏打出來故、法皇へ懸御目候へは、寫は禁中上御手本可被成之仰也、又宸筆ハ青蓮院殿返進可仕之仰二而、則東園中納言請取歸宅也、寫は則頼業禁中へ上申候也。

の記述によれば、青蓮院所蔵であつた伏見天皇の願文は写し終えられた後、東園基賢によつて同寺へと返

却され、作成された写しが禁中（靈元天皇）へ御手本として献上された。

後水尾法皇の指示によって透写されたものとしては、寛文六年十月十六日条にみえる尊円親王の筆跡がある。日記には「従法皇、日光院殿御使にて輪門御所持被成候、尊圓ノ長恨哥一卷スキ寫可申付之由、四人ノ衆へ可申渡之由仰也」とある。

このほかにも

寛文四年三月二日条 「不參、尊圓ノ手本一卷スキ寫仕也、則大經師へ裏うち申付也」

寛文四年三月十四日条 「從今日世尊寺行尹之字寫之也、行尹之字二枚仕也」

寛文四年三月十五日条 「不參、世尊寺行尹之寫六枚仕也」

寛文四年十月七日条 「今朝道風・行成之假名之物寫申候也」

といったように、特に寛文四年は頼業が精力的に透写の作業に打ち込んだことが記されている⁽²⁾。いずれも能書家とされる人物達の筆跡の透写で、これらも伏見天皇宸筆願文と同じく手本として作成されたものではないかと思われる。

『葉室頼業記』と合わせて、現在、林丘寺に蔵される後水尾天皇から靈元天皇までの宸翰を所収した「手鑑」についても触れておきたい。同寺に伝わった手鑑のなかには即非如一、隱元隆琦らの筆跡の写しと並んで「伏見院眞翰透寫」の題箋が貼られた写しが押されている。いつ頃のものかは不明だがいずれも後水尾天皇の手と思われ、同天皇による伏見天皇の書への評価が垣間見えるとともに、その学書の過程の一端を伝えている。

これら透写の事例は、能書家の筆跡の当時における地位を窺い知ることができるのみならず、江戸時代の天皇と書の研究を巡って当時の天皇の学書過程を知る上でも貴重といえよう⁽²⁾。

第二章 日記にみえる江戸時代に顕れた古書跡の諸相

前章において『時慶卿記』ならびに『葉室頼業記』の二つの日記に関して、それらに登場する古書跡を概観しながら江戸時代書文化に関わる事跡について触れた。本章では、前章で挙げた二つの公家日記から看取しえた当時の古書跡を巡る様相について言及したいと思う。

一、「歌人」の尊重

本節では、宮廷社会における「歌人」の尊重について改めてみてゆくこととする。とはいえ、歌人と古書跡の尊重については殊に藤原定家を巡って既に多くが論じられてきたところであるため、本節ではこれまであまり言及がなされてこなかった、宮廷歌人以外の「歌人」を対象にその書と尊重について触れることとしたい。

前掲【『時慶卿記』古書跡一覧表】中に登場数二位として顕れているように、江戸時代にはいつてからの宮廷文化人らの日記にみえる大きな特色の一つとして、公家以外の「歌人」の筆跡も地位を得るようになった点が挙げられる。

もとより浄弁、頓阿、東常縁といった「歌人」達の筆跡は『實隆公記』、『言經卿記』にもその名前が挙がっていたが、その多くは歌書を始めたとしたテキストであった。『時慶卿記』では時慶をはじめとした公家らのなかで、これら「歌人」達の筆跡が地位を確立していった様子を垣間見ることができる。

◎文禄二年（一五九三）四月一日条

蜻庵ヨリ頓阿自筆哥一首拝領候。

◎慶長七年（一六〇二）十一月八日条

一、昌叱へ見廻、又近衛殿へ見廻、則渡御（中略）無別人抄物共一覽、古今ハ淨辨自筆、逍遙院、紹

巴等ノ一見、行能ノ朗詠一見候、連哥師ノ文共一軸、又稱名ノ文、源氏・伊勢物語傳授之旨在之、一軸懸也。

前者は歌一首とあることから頓阿自筆の断簡か短冊であろうか、断簡であれば管見の範囲では比較的早い段階での「歌人」の古書跡断簡の事例となる。また、後者では三条西実隆・公条の筆跡とともに浄弁・里村紹巴、連歌師某の筆跡が鑑賞されている。

特に『時慶卿記』では里村紹巴へ一五二五―一六〇二の筆跡が目立っており、

◎慶長九年へ一六〇四〇閏八月一日条

一、古法古共撰、紹巴筆共、又詠草見出。

◎慶長十四年へ一六〇九〇八月十一日条

少納言方へ八條殿ヨリ有御書、予へ御云傳候、紹巴出座ノ懷紙御借用候、則五借進入候。

(*少納言〓時慶の息子、西洞院時直)

◎慶長十五年へ一六一〇〇四月二十七日条

龍山へ參候御脉診、又哥連哥御物語在之、盃重疊給、又紹巴筆蹟共一箱被見候、取テ賜周覽。

◎寛永九年へ一六三二〇十月五日

一、紹巴發句ノ掛物ヲ内記ヘミス、同澤庵ノモミス。

など、多々登場する。紹巴は慶長七年四月に没しているが、『時慶卿記』のなかでは紹巴の死とともにその名前が挙がるようになる。こうした嗜好が時慶個人に起因するものではないことは、紹巴の筆跡と共に八条宮のほか、時慶が家礼として近侍していた近衛家の名前がみえていることから明らかで、宮廷社会において死後その筆跡に需要が生じていたことが窺える。

このほか、同時期の公家の一人、舟橋秀賢へ一五七五―一六一四の『慶長日件録』には牡丹花肖柏の筆

跡が登場する。また、『中院通村日記』のなかでは後水尾天皇が諸卿に下賜した古書跡のうち、後柏原天皇、飛鳥井雅康らの筆跡に交じって「ソ眼假名連歌付句之切」すなわち連歌師素眼の名が記されている。⁽²³⁾

これは『時慶卿記』の頓阿の事例と共に、テキストとしての歌書だけが重んじられるのではなく、宮廷社会において「歌人」の筆跡に古書跡としても価値が生じていたことを示す意味で興味深い。

これら「歌人」のなかでも頓阿(二二八九—一三七二)の筆跡は時代が下ったあたりでも度々登場しており、『隔莫記』明暦三年(一六五七)十月十二日条では藤谷為条が開いた茶会にて頓阿の掛軸が用いられている。⁽²⁴⁾ また、『葉室頼業記』にも頓阿の筆跡は登場し、寛文三年(一六六三)五月二日条には靈元天皇即位の祝儀として後水尾天皇より常徳院内大臣(足利義尚)筆の『伊勢物語』とともに頓阿筆の『続千載集』一巻が贈られている。このほか同四年十二月十四日には頼業も頓阿の筆跡を手にいれ、翌年一月十一日に表具の依頼を行なっている。

『隔莫記』、『葉室頼業記』の事例は先に挙げた『時慶卿記』の慶長七年の事例と同様に、「歌人」の筆跡がいわゆる手鑑のような古書跡を網羅的に収集する形で求められたものではなく、鑑賞に供するに足るものとして宮廷社会に認められていたことを示し、その浸透ぶりを象徴するものといえる。

以上、ここまで挙げた事例から、江戸時代の宮廷文化人のなかにおいて、藤原定家のような大歌人以外の「歌人」の筆跡にも十分な価値が認められていたことは疑いようがない。

こうした現象を江戸時代の歌論からも補強しておく、後水尾天皇の詠歌に関する教えを記した靈元天皇の『麓木鈔』に「也足は頓阿歌をほめし也。」とみえている。也足は江戸時代前半を代表する宮廷歌人である也足軒中院通勝(一五五六—一六一〇)を指す。また、三条西実教の教えを正親町実豊が記した『和歌聞書』などでは「一、俊成卿、爲家卿、家隆卿、頓阿等の歌、同風躰に被申たる、と也」と大歌人らと同列の評価を受けている。

江戸時代においては、とかく定家の歌人としての地位とその筆跡への尊重が喧伝されるが、宮廷文化においては歌学における尊重の姿勢が古書跡としての「歌人」の書に同じく価値を与えていたことをみることが出来る。

二、「家」の古書跡を巡って

次いで、本節では江戸時代における古書跡尊重の多様性をみる上での特徴として、先祖（本稿では便宜上「家」と呼ぶ）の筆跡に対して非常に注目が集められている点について言及しておきたい。

江戸時代において地下官人として実務を担当した家の一つに壬生家があるが、その壬生家の当主であった壬生忠利（一六〇〇—一六六三）が記した日記『忠利宿禰記』²⁶は古書跡についても多く記録している。そこから手始めにいくつかの「家」の古書跡を巡る事例を抜き出してみよう。

◎寛永二年（一六二五）七月二日条

五條少納言依所望、爲賢詩懷昏進之、件替爲廣卿懷昏賜之。

◎寛永十七年（一六四〇）十月十六日条

東福寺開山忌向見物、禰家國宗宿禰筆跡有之。

五條少納言は五條為適（一五九七—一六五二）で、為適が忠利に所望した詩懷紙の筆者である為賢は五條家の先祖にあたる五條為賢（一四五八）を指すものと思われる。その為賢の詩懷紙を譲る代わりに、忠利は為適から為広、すなわち冷泉為広（一四五〇—一五二六）の懷紙を受け取っている。

これは公家間で古書跡の交換による流通が行われていたことを示すとともに、その収集の対象として歌人や能書家とは別に、「家」の人物の筆跡が挙がっていたことを示している²⁷。また、忠利自身も開山円爾弁円の忌日の法会に東福寺に赴いた折、平安末から鎌倉時代にかけて活動した先祖の壬生国宗の筆跡を目の当たりにしたことを書き留めている。

目を移して近衛信尋の息子である近衛尚嗣（一六二二—一六五三）の日記をみると、正保三年（一六四六）八月一日条に「道嗣之懷紙一枚、黄金一枚買得シテ今日宗和方へ表具頼遣之。有禮物令對面勸盃了」²⁸とある。尚嗣は近衛家の先祖である道嗣（一三三二—一三八七）の懷紙を購得したことを日記に記し留めており、

ここでも「家」の人物の筆跡が珍重されている。そして、「家」の古書跡を手に入れてより、尚嗣は早速後水尾天皇ら宮廷文化人と交流があり、表具の名手でもあった金森宗和に表具を依頼して掛軸に仕立てている。恐らくこの後、茶会などでの鑑賞に供したのであろう。

また、本稿で取り上げた『葉室頼業記』のなかでは、万里小路宣房（二二五八―一三四八）の筆跡を入手したこと、ならびに万里小路孝房（一五九二―一六一七）、綱房（二六一二―一六四二）の懐紙について書き留めている。⁽²⁹⁾ 万里小路宣房は後醍醐天皇の近臣として著名ではあるが古書跡として取り立てて記される類のものではなく、『葉室頼業記』にみえる古書跡のなかではかなり趣を異としているといつてよい。

また、特に綱房は没後まもない人物であるが、その懐紙は寛文十年（一六七〇）六月二十三日に「萬里中納言所へ淨花院靈寶之目録、先斗仕候、奥書仕遣候也、又綱房之懐紙二枚進入申候也」として、頼業から万里小路家へと進めたものである。万里小路家において「家」の古書跡が求められているのはともかくとして、ここで一考したいのが頼業が万里小路家の出身であるという点である。すなわち、頼業は葉室家に入った後もその出自の「家」について少なからず意識していたことが推察される。

こうした「家」の筆跡が求められる記述が江戸時代の史料に多々散見されるようになった背景として、根底に先祖への尊崇の意識が存在していたことはもとより、当時における古書跡の需要が多様な形で急増したことが要因の一つとして考えられる。

後陽成天皇、後水尾天皇、後西天皇が当時積極的に古書跡を収集していたことは既によく知られているところであるが、先に紹介した『忠利宿禰記』の寛永二年にもそうした収集過程の片鱗が記されている。

◎寛永二年（一六二五）五月十九日条

古筆百廿一枚并狀共付進四辻中納言、是内可備 叡覽之由、依有其示也。

◎寛永二年（一六二五）六月二日条

依召參 禁中、以四辻中納言被仰出云、内々令獻覽古筆百廿五枚之内、懐昏五枚、文廿五通可獻之由有仰、予先可寫留之故申其旨、歸宅

古筆等
隨身之

◎寛永二年（一六二五）六月二日条

昨日之狀廿五通（帙數）書寫了、今日付進四辻中納言。

禁中とは言うまでもなく後水尾天皇であり、この記事によれば忠利は天皇の所望によって自身が所持する古書跡百二十五枚を叡覽に供し、そこから天皇の御眼鏡に適った懐紙五枚と書状二十五通が召し上げられることとなった。そのため、忠利はそれらの写しを作成してから献上する旨の返事をして帰宅し、早々に写しの作成に取り掛かって後、天皇のもとに献上している。

そして、再び壬生家から「家」の古書跡が召上げられたことが明暦二年（一六五六）五月六日条にみえている。

一、自 禁中番衆所有召即參之、清閑寺大納言被出逢云

故孝亮宿禰短冊一枚可献上之由 仰云々。即歸宅之後

件短冊一枚隨身之、歸參附進清閑寺大納言。

九月十三夜 よひのまはくもれとさすかなにめて、

月そひかりを四方にみせける 孝亮

ここでは後西天皇より清閑寺共綱を通じて、忠利の父である没後間もない壬生孝亮（一五七五—一六五二）の短冊を提出するように命が下っており、忠利は帰宅してから孝亮の短冊を献じている。

後西天皇が没後まもない孝亮の短冊を求めたのは、恐らく短冊手鑑作成のためであろう。後西天皇と古短冊を巡る記述は諸記録にみえ、妙法院門跡である堯恕法親王（一六四〇—一六九五）の記した『堯恕法親王日記』のなかには短冊三千枚を収めた五冊組みの手鑑が登場する。

◎延宝八年（一六八〇）三月七日条

一、今日依召參新院、御庭ノ彼岸櫻盛也。及晩御手鑑拜見、堯仁親王・亮仁親王等之短冊有之。惣御手鑑五冊、裏表皆短冊也、短冊三千枚也。尤天下希有之手蹟とも有之、奇妙事也。⁽⁴⁾

また、近衛家熙の言行録『槐記』にも千枚手鑑を作成するにあたって一条冬良の短冊を後西天皇が求めたエピソードが収められている。⁽⁵⁾

忠利が後水尾天皇に献上した古書跡も、多くは壬生家に伝わった「家」の人物の筆跡と推測され、後水尾天皇の手鑑あるいは掛軸の制作に用いられたのではなからうか。

手鑑に押される古書跡は、宸翰から始まり親王、撰家……とならぶ「手鑑行列」に則って配置されることが多い。そのため、天皇が手鑑を作成するにあたってはその家々より古書跡を集めることで隙間を埋めるのが最も早く、各家はそうした要求を満たすことが求められた。

「家」の古書跡が求められた事例として、靈元天皇が久我家より献上させた事例もこの機に紹介しておく。靈元天皇が上皇の時分に久我家の当主であった、久我通誠(一六六〇―一七一九)の日記である『通誠公記』⁽³⁾には、上皇が久我通光(一一八七―一二四八)ならびに土御門定通(一一八八―一二四七)の書状等を求めたことが記されている。

◎元禄二年(一六八九)十一月七日条

爲仙洞御使、刑部卿來仰云、曩祖後久我殿并土御門定通公等消息令所持可獻云々、件兩公御手蹟不限御消息、不所持候之條、不立御用候。若久世殿・東久世殿御消息爲御用者、可獻歟之旨示之。先可獻云々、然者猶文庫一見之後、可談之旨答了。

◎元禄二年(一六八九)十一月二十一日条

朝間開文庫、重寶披見之處、久世殿御消息二通^{白馬節會外辨事一通、播磨國這田庄事一通}、東久世殿御消息二通^{申文之事狀一通、尾張國一宮石橋庄事一通}、取出之間、及晩景向刑部卿亭。件四通可被披露、若爲御用者可獻之旨示之、且又後久我殿・土御門定通公等御消息不所持之旨、宜預披露之旨示之了。

◎元禄二年（一六八九）十一月二十四日条

朝間、刑部卿來、先日之御消息仙洞御覽之處、久世殿御消息一通節會之事、東久世殿御消息一通中文之事、被召上、這田庄事・石樽庄事之御消息被返了、且又東久世殿御消息一通直衣始之事、拜領也。厚恩祝着、可令參謝之旨、示于刑部卿畢。

今またその経過を追うと、元禄二年十一月七日に上皇よりの使者として刑部卿竹内惟庸が久我家を訪れ、通誠に久我通光、土御門定通の書状を献上するようにとの上皇よりの内意が示された。しかし、久我家には両名の筆跡は皆無であるため、通誠は久我具通（一三四二―一三九七）・通尚（一四二六―一四八二）にて代替したい旨、その可否を伺うこととした。十一月二十一日には文庫を開いて両者の書状四通を取り出し、上皇が当初に所望された筆跡は無いことと、その代わりとしていま叡覽に用立てた書状らが内意に沿う場合には献ずる旨を伝えている。そして、その三日後、上皇は久我具通・通尚の書状一通ずつを召上げ、通誠には残りの二通を返却するとともに、新たに久我通尚の書状を下賜している。

上皇が当初所望していた久我通光、土御門定通にこだわらずに、その代替として久我具通・通尚の書状を召上げたところからすれば、この収集の目的が単純に古書跡の収集活動にあつたことは明白である。久我家の側からすれば、上皇の当初の希望には応えられなかつたものの、代わりの「家」の古書跡を献ずることでその面目が保たれたほか、新たに「家」の古書跡を拝領することが適い、その喜びは「厚恩祝着」の一言に表されている。

そして、古書跡需要の増大は鑑定の必要性をも生じさせている。江戸時代における古書跡の鑑定では、その「家」の人間が行なうことがもつとも信頼できるものであつた。例えば冷泉為満、藤谷為賢らには藤原定家から始まる冷泉家の面々の鑑定依頼が持ち込まれ、その根幹が「家」に基づくものであることが指摘されている。³⁴

再び『忠利宿禰記』から承応二年（一六五三）三月五日条の記事を挙げておこう。ここでは忠利が自身の所持していた二条良基（一三二〇―一三三八）とその息である二条師嗣（一三五六―一四〇〇）の書状を二

条康道（一六〇七—一六六六）に見せている。

その日に記された「二條太御所御成（中略）良基公御文一枚奥書拜領、師嗣公二枚御文奥拜領」との記述から忠利が康道より奥書を拝領していることが分かるが、これは恐らく真筆である旨を記した極書であったものと思われる。

このほかにも『慶長日件録』には「飛鳥井亭へ行、新古今集雅縁卿筆蹟或人被見之。則飛鳥井令見之處正筆云々」（慶長九年十一月二十四日条）とある。ここでも、やはり筆者の鑑定が「家」の人物によって行われており、こうした古書跡の社会的需要とその鑑定の需要の増大は公家らにおける「家」の古書跡の持つ価値を高めたと言える。

最後に「家」の古書跡が宮廷文化人にとって重きが置かれていたことを示す事例をもう一つ紹介しよう。

『隔蓑記』にみえる万治元年（一六五八）十二月三十日の飛鳥井雅章（一六一一—一六七九）の茶会、ならびに寛文六年五月十五日に後水尾法皇御前で開かれた高辻豊長（一六二五—一七〇二）の茶会は、当時における「家」の古書跡が単に尊重されるだけでなく、ときに自らの「家」を前面に押し出す一つの手段として用いられるものであったことを示している。

◎万治元年（一六五八）十二月三十日条

午時自飛鳥井亞相公、被相招明王院與哲藏主也。彦藏主亦令同道也。峯宗達老相客也。掛物、後小松院御文也。奥之書院掛物者、榮雅也。

◎寛文六年（一六六六）五月十五日条

先日於 法皇御前、芝山中納言・高辻少納言振舞之勝負圍碁、高辻被負、今日御茶被致獻上故、某亦飯後、先令 院參也（中略）今日御茶屋之床内、後土御門之御懷紙宸翰被掛之也。卷物山間菅神御筆經・逍遙院之筆・章長之筆也。高辻先祖之章長卿也。

飛鳥井雅章の茶会では茶掛として後小松天皇（一三七七—一四三三）の書状、そして雅章にとって「家」の筆跡にあたる榮雅（飛鳥井雅親（一四二七—一四九七）の筆跡が掛けられた。また、叡覧の勝負碁打にて芝山宣豊に負けて法皇の前で献茶を行うこととなった高辻豊長は、その茶会において後土御門天皇（一四六四—一五〇〇）の宸翰を掛けるとともに、座敷飾として三条西実隆、そして天神菅原道真の経文と高辻章長（一四六九—一五二五）の筆跡を用いている。章長は豊長にとって自家である高辻家の先祖であり、菅原氏の嫡流である高辻家にとっては天神菅原道真はもつとも尊崇すべき祖にあたる。

高辻章長の筆跡は「古筆」でもなく、また今日ではほとんど注目がされていないが、豊長は茶会のなかで自らの「家」を表す古書跡を道具のなかに組み込んでいる。

茶会では亭主自ら道具組みを行うため、そこに用いられる道具には畢竟なんらかの意図が含まれることとなる。江戸時代では各家に家職が定められるなど、「家」が意識された時代でもあり、自身の「家」の古書跡を用いることの一つにはやはり出自と「家」への尊崇と自負の念が込められていたのではなからうか。

第三章 宮廷文化における掛軸と宸翰の尊重

ここまで、『時慶卿記』ならびに『葉室頼業記』ほか、江戸時代の諸日記から当時の宮廷文化にみえる古書跡の様相を幾つか挙げた。そして、これまで挙げてきた観点のほかに江戸時代宮廷文化人の日記に登場する古書跡が多く掛軸となっていることを先に指摘した。

一 乗院の真敬・尊賞両法親王の日記をみるとその傾向は顕著で、『一乗院門跡入道眞敬親王日記』では、主だったものとして冷泉為相筆「弘安禮節」一卷、藤原行成筆の「朗詠集」がみえる以外は茶会における座敷飾を除けば古書跡はほぼ掛軸となっている。

『一乗院門跡尊賞法親王日記』においても、寺宝の開帳などを除けば、享保九年（一七二四）に烏丸光広・光慶の奥書のある世尊寺経朝筆『新勅撰集』上下巻、後深草天皇宸翰『古今和歌集』一冊、藤原為家

筆『金玉集』（冷泉為清奥書）、「同時代不同歌合」を叡覧に供したほか、享保十六年（一七三二）に伏見天皇の「後撰集巻物」、尊円親王の筆跡三種が登場するのみで、真敬法親王の日記と同じく古書跡については掛軸の記載が主となっている。

公家の茶会において「古筆」が多く用いられている点については既に指摘があるところであるが、本章では前章末尾で挙げた二人の公家の茶会にて後小松天皇、後土御門天皇の宸翰が用いられている点に着目したい。

宸翰については従来その書風である「宸翰様」について非常に注目が集まる一方で、宮廷文化における受容の様相については、天皇と廷臣とにある主従関係から生じる必然性として捉えられてか、あまり掘り下げられてこなかったきらいがある。しかし、我が国の書跡文化を考える上では、これまでの「古筆」重視の観点から離れてその実態についても改めて明らかにする必要があるものと考ええる。

一、宸翰掛軸の尊重と浸透

宮廷文化において宸翰が尊重されている例は枚挙に暇がないが、『實隆公記』を例にとれば、後光厳天皇（二三三八―一三七四）の筆跡をはじめとして実に多くの宸翰が賞玩されている。同日記ではつとに文龜三年（一五〇三）の牡丹花肖柏所蔵の藤原俊成（住吉百首内）の掛軸、享祿三年（一五三〇）の武野紹鷗所蔵の藤原定家（天ノ原）の色紙掛軸が有名だが、宸翰については名号といった儀礼的な目的を除いて掛軸となった事例はみえない³⁶。

実際から少し下った山科言継の時代ではそうした傾向に変化が生じており、『言継卿記』天文十三年（一五四四）四月十七日条に「後光厳院勅筆表法會申付候了」、同五月二日条には

後光嚴院勅書表法會申付候、昨日出來、後圓融院歎之由相紛之間、青蓮院殿へ持參入見參之處、無御分別云々。禁裏へ可入見參之由候間持參、懸御目之處、後光嚴院勅書之由被仰候、今兩通後光嚴院、後圓融院等勅書入見參之處、一段見事之間、可被寫之由被仰被留置了。

との記述がみえる。「表法會」は表具のことで、後光嚴天皇の宸翰が早くも掛軸とされていることが分かる。また、宸翰を巡って鑑定と写しの作成が行われたことも合わせて記されている点は興味深い。

次いで天文二十三年（一五五四）一月二十五日条には「早瀬民部丞に申付先皇三首御懷紙并正親町被誂年代記等、今日表法會出來到」とみえる。「先皇」は後柏原天皇を指し、没後間もない同天皇の三首懷紙が早くも掛軸とされていたことが判明する。⁽³⁷⁾

また、永祿八年（一五六五）四月二十九日条には

豊後國朽網入道宗業所へ、後小松院敕筆御製和歌九首懸字一軸遣之。紹巴所へ書狀相副、明日下國云々。

として後小松天皇の掛軸も登場するほか、同九年四月二十二日条では

次若宮御方へ參、後柏原院御懷紙一首可被御覽之由被仰之間、兩幅持參懸御目、上へ御持參也。

のように実際に後柏原天皇の懷紙二幅が鑑賞に用いられている。

これらの宸翰掛軸の例は、藤原定家といった「古筆」のみが掛軸とされて賞玩の対象となっていた訳ではないことを示し、当時の宮廷文化における古書跡鑑賞の実態が多様性を有していたことを明らかにする。

先に『時慶卿記』の項にて、同日記に登場する宸翰について触れたが、管見の範囲ではこの『時慶卿記』にみえる後陽成天皇の宸翰掛軸が江戸時代における早い登場例となる。⁽³⁸⁾

◎元和七年（一六二二）十二月九日条

晝、數寄ヤへ後藤德乘、蒔繪屋宗眞、大文字屋宗味、小袖ヤ宗是四人ナリ。針屋宗春ハ隙入テ無來儀、作庵雖呼、町儀ニ隙入テ理ノ爲ニ來儀ス、則皈ナリ。盛勝來儀勝手へ見廻ナリ、川信州勝手へ見廻也。

後段ノ雖用意數寄屋ヨリ皈也。川信盛勝ヲ留テ一盞進候、舊院御文ヲ掛、各感也。

◎寛永十四年（一六三七）四月十四日条

行水祓、陽明へ仙洞國母御幸、已刻ナリ。對面所ノ床二三瓶華、池坊仕、中央ニ天神名號ハ後陽成院御筆ナリ、奥鑲ノ閒床ニハ明惠上人書、一閒卅二下リ、端書四五行見事ナリ。

右記は時慶が大文字屋宗味らを招いた際の茶会と、後水尾上皇、東福門院が近衛信尋邸に御幸した折の記事である。いずれも宮廷に關与する人間による道具立てとなり、なかでも元和七年の記事は墨跡・藤原定家が尊重される当時の世相にあつて、はやくから宸翰が掛けられた事例として着目に値する。

その後の実態はどうであつたのか、試みに公家・親王らの日記に『隔窆記』を加えて、およそ後陽成天皇即位から靈元天皇が崩御する時期までを区切りとして、宮廷文化人が主体となつた記事³⁹を収集したところ、掛軸となつた古書跡は二百二十件余を数えた。そのうち最多になるのがやはり藤原定家で三十二件のぼり全体の一割強を占めている。

宮廷社会において藤原定家の尊重が不変である一方、宸翰も六十件を数える。それら宸翰を抜粋しその内訳を列挙すると左ようになる。

鎌倉			
後鳥羽天皇	11	龜山天皇	3
後深草天皇	1	後宇多天皇	2
伏見天皇	3	後伏見天皇	2
花園天皇	3	後醍醐天皇	7
室町			
後小松天皇	3	後花園天皇	2
後土御門天皇	4	後柏原天皇	1
後奈良天皇	3	後奈良・後柏原天皇	1
正親町天皇	1		
江戸			
後陽成天皇	6	後水尾天皇	4
後光明天皇	2	後西天皇	1
			総計 60

【表1】

【天皇時代区分】	宸翰	親王	宮廷・歌人等	墨蹟・僧侶等	宸翰割合
後陽成・後水尾天皇	2	0	20	8	7%
明正・後光明・後西天皇	17	1	22	24	26%
靈元天皇	29	4	41	17	31%
東山・中御門天皇	12	3	18	7	30%

* 親王は歴代親王・法親王ほか、女院も含む

この表からは、鎌倉時代の後鳥羽天皇が最も多いほか、以後江戸時代までおよそ満遍なくといってもよい形で歴代の宸翰が登場していることがみえる。

公家達にとって宸翰が大きな関心事であったことは『隔蓑記』の

◎寛永十九年（一六四二）六月二十五日条

小川坊城黄門公芳訊、打談、出夕浪、點小團也。龜山院之小色紙并狩探幽法眼筆圖畫、令見黄門公也。

◎万治二年（一六五九）一月二十三日条

自高辻少納言殿、一軸戻也。龜山院宸翰之小色紙也。

といった記事のように、鳳林承章所持の龜山天皇の小色紙に対して公家らが積極的に関わった様子からも明らかである。

では、宸翰を他の古書跡と対照してみよう。江戸時代を初期の後陽成天皇・後水尾天皇、同天皇の子である明正・後西・後光明天皇、そして靈元天皇とその院政時代の歴代（東山・中御門）天皇、として分け、時代順に数量の変遷と割合とでみてみると【表1】のようになる。

無論この割合は採録した量による偏りが含まれるものでもあり厳密なものとはいえないが、およそ時代的変遷からは特に後水尾天皇が明正天皇に譲位して上皇となつて以後、宮廷文化のなかにおいて宸翰が積極的に用いられるようになったことがみてとれる。

ここで宮廷文化において積極的に宸翰が用いられた一例として、一乗院の尊賞法親王の日記をみるとし

よう。
尊賞法親王は靈元天皇の皇子で、真敬法親王のあとに一乗院門跡を継ぎ、先の一覧では「東山・中御門天皇」の区分に属する。尊賞法親王の日記『一乗院門跡尊賞法親王日記』から靈元法皇が死去するまでの間に公家、法皇・天皇を含めた宮廷文化人のなかでどういった古書跡の掛軸が用いられてきたのかを具体的に抜き出して以下に掲示する。

【掛軸所持者】（無記名は尊賞法親王）

後醍醐天皇（色紙）
享保元年十二月十七日
尊賞法親王（歌物）
伏見天皇（歌物）
享保二年三月四日
後光明天皇（白牡丹之詩）
三月十四日
後水尾天皇（詩歌）
享保三年十月五日
中御門天皇

近衛家久
享保四年四月二十七日
慈鎮（歌書切）
近衛家久
享保五年四月二十四日
後水尾天皇（詩歌）
五月九日
藤原定家（文）

近衛家熙
享保六年二月二日
一山一寧（二字）
近衛家久
享保九年一月二十日
藤原忠通（消息）

近衛家久
四月三日
近衛政家（詠草）
八月六日
藤原定家（消息）

近衛家熙
八月二十三日
後京極良経（消息）
近衛家久
十二月十八日
後西天皇（古歌散書）
祝允明（秋興八首）

近衛家久
享保十一年六月四日
後水尾天皇（宸翰）
九月二十三日
後京極良経（消息）

近衛家熙
十月二十六日
後水尾天皇（小色紙^⑩）
享保十三年七月九日
後奈良天皇（かな散書消息）

近衛家熙
享保十四年四月三日
源家長（消息）
有栖川宮職仁
四月二十二日
墨跡

近衛家熙
享保十五年三月三十日
平重盛（文）
靈元法皇
九月二十二日
後水尾天皇（御製散書）

【掛軸】

後醍醐天皇（色紙）
享保元年十二月十七日
尊賞法親王（歌物）
伏見天皇（歌物）
享保二年三月四日
後光明天皇（白牡丹之詩）
三月十四日
後水尾天皇（詩歌）
享保三年十月五日
中御門天皇

近衛家久
享保四年四月二十七日
慈鎮（歌書切）
近衛家久
享保五年四月二十四日
後水尾天皇（詩歌）
五月九日
藤原定家（文）

近衛家熙
享保六年二月二日
一山一寧（二字）
近衛家久
享保九年一月二十日
藤原忠通（消息）

近衛家久
四月三日
近衛政家（詠草）
八月六日
藤原定家（消息）

近衛家熙
八月二十三日
後京極良経（消息）
近衛家久
十二月十八日
後西天皇（古歌散書）
祝允明（秋興八首）

近衛家久
享保十一年六月四日
後水尾天皇（宸翰）
九月二十三日
後京極良経（消息）

近衛家熙
十月二十六日
後水尾天皇（小色紙^⑩）
享保十三年七月九日
後奈良天皇（かな散書消息）

近衛家熙
享保十四年四月三日
源家長（消息）
有栖川宮職仁
四月二十二日
墨跡

近衛家熙
享保十五年三月三十日
平重盛（文）
靈元法皇
九月二十二日
後水尾天皇（御製散書）

【表2】

【天皇時代区分】	宸翰	親王・法親王	女院	絵画・画讃等
後陽成・後水尾天皇	0	0	0	0
明正・後光明・後西天皇	3	0	2	2
靈元天皇	8	0	0	8
東山・中御門天皇	2	0	0	2

近衛家熙

十月六日

九条道家

享保十六年二月二十八日

後奈良天皇（消息）

これらを数字に起こすと、古書跡としては宸翰十件、法親王が一件、宮廷関係者・歌人らが十件、墨跡等が三件となり、尊賞法親王が記録した古書跡のうちでは宸翰の比率が極めて高くなっていることが確認できる。記録の上からではあるが、宸翰に重きがおかれている点については江戸時代の宮廷文化における古書跡の大きな特色の一つといってもよい。

宸翰の位置づけについては、当代の宸翰を巡る実態を加味することで更に一考してみたい。『一乗院門跡尊賞法親王日記』のなかには、

【掛軸所持者（無記名は尊賞法親王）】

【掛軸】

京極宮家仁

享保九年一月十八日

靈元法皇（懷紙⁴¹）

中御門天皇

享保十五年四月七日

靈元法皇（返歌）

として、存命の天皇の宸翰二件が登場する。

こうした、存命中の天皇の宸翰のほか、親王・法親王の書画が用いられた事例を先の区分の一覧に当てはめて【表2】としてみると、こちらも後水尾天皇が上皇になったころからその流れが生じていたことが分かる。

存命中から宮廷文化における掛軸のなかで重きをなしたのは、宮廷に長らく君臨して万事宮廷文化を牽引した後水尾天皇の筆跡であって、その数は九件となる。ほか女院では明正天皇の母東福門院の筆跡が求められた。

さらに古書跡を対象とするためここでは敢えて数えなかったが【表2】最右段に載せた、天皇の御画や妙法院堯恕法親王、一乗院真敬法親王らの絵画ならびに天皇との画讃共作をみても、こうした動きが後水

尾上皇時代から急速に加速していることが分かる。

こうした存命中の人物の筆跡が掛けられる事例は、絵画では狩野探幽が殊に多く、その絵画は存命中から多数使用されている。しかし、書跡の掛軸においては宸翰・親王・女院以外で存命中の人物の筆跡を用いる例は管見の範囲では日記のなかでは非常に稀である。^(註)たとえば宮廷社会における重鎮たる摂政・関白らの筆跡がなく、天皇・親王・女院の筆跡が賞玩されて記録されているのは朝廷において代える事のできない中心的な存在としての認識がこの時期にあつたからにほかならないのではないかと推察する。

そうであれば、宮廷に名を連ねる人々にとって、宸翰とその掛軸の意義は、まさに朝廷の尊重ならびに君臣の一体感の象徴として位置づけることができるだろう。

二、後水尾天皇と後鳥羽天皇宸翰

本節では天皇が宸翰を使用する事例について、後水尾天皇の例を挙げてその意図について触れたいと思う。後水尾天皇は、上皇になってより明正・後光明・後西・靈元天皇までの各天皇の後ろ盾となり、当時の宮廷文化において絶大な影響をもたらした天皇である。

後水尾天皇と掛軸を巡っては、禁裏御本の古筆や歌書類が仙洞御所にとどめられる理由として御書院の掛軸として用いられるためとの指摘があるなど、非常にその制作には熱心であつたことが窺える。

この後水尾天皇の動向については、本稿にて度々登場する『葉室頼業記』に頻繁に記されている。同日記のなかでは宸翰として伏見・後伏見天皇とならんで後鳥羽天皇が多く登場しており、その後鳥羽天皇宸翰に関しては多く後水尾法皇が関わっているのである。

では、後水尾天皇と後鳥羽天皇宸翰の交わりについてみていこう。後水尾天皇と後鳥羽天皇の接点を掛軸と分かるものから列挙すると、以下の三件となる。

◎寛文三年（一六六三）一月二十九日条

今日法皇本院女院始而御幸獻有、法皇ヨリ後鳥羽院懷紙壹幅・西行筆之和歌講式壹卷・金子百兩・生

鶴一羽・古物之箏一ツ御進上也。

◎寛文四年（一六六四）十一月四日条

法皇様へ攝政殿、近衛殿、廣橋儀同、東園中納言、頼業、御振舞參也。御茶屋にて御茶被下、掛物後鳥羽院御懷紙一首、竹花入、次之間探幽鷺之繪御掛物、御舟二乗也。夜御書院にて後たん、うたいなと有之。

◎寛文五年（一六六五）一月二十三日条

從 法皇去年御借被成候後鳥羽院之懷紙之懸物返被進候也。東園中納言、千種前宰相御藏へ被入候也。

このほかにも、後水尾法皇が関与する後鳥羽天皇の懷紙が二度ほど登場している。

『葉室頼業記』のほか、東山御文庫に存在する『洞裏日記』と称する日記⁴⁶中においても法皇の動向のなかではやはり後鳥羽天皇が関わってきている。

◎寛文十一年（一六七二）二月二十一日条

一、水無瀬宰相依所勞被召少將、後鳥羽院御記一軸^{桐箱入}給之、於愚安御對面。

◎寛文十一年（一六七二）四月三日条

三日晴 飛鳥井前大納言參 院、後鳥羽院尊影^{古筆}被入於 叡覽。

法皇が、筆跡のほかにその尊影（肖像画）についても過眼している点は、やはり後鳥羽天皇に対して並々ならぬ感情を持っていた証拠であろう。

先に挙げた『葉室頼業記』の寛文四年十一月四日条で後水尾天皇の茶会にて後鳥羽天皇の懷紙が用いられている点の一つの象徴的事例であり、このほかにも『隔墓記』では後水尾天皇によって二度にわたって後鳥羽天皇宸翰が用いられている。

◎慶安元年（一六四八）十二月十五日条

午時、於 仙洞、御茶御振舞（中略）仙洞之御客、聖門主、青門主、竹門主、實門主、圓門主、若王子僧正、予也。應山公亦御成也（中略）三幅壹對之御掛物兩所、中 後鳥羽院御懷紙、兩脇長房・家長懷紙也。亦中西園寺公宣、有兩脇、皆同時之懷紙也。花有歡色、此題也。

◎寛文三年（一六六三）十二月十五日条

今日於 法皇、而御壺之御口切、予亦被召也。新院御所、照高院宮道晃法親王、八宮、某承章、是而已（中略）御掛物者後鳥羽院之震翰御懷紙也。

後水尾天皇の茶会は管見の範囲では『隔莫記』を中心に三十回ほどを数えることができる。そのなかでは飛鳥井雅経、冷泉為相、後京極良経、藤原忠通、藤原為家といった歌人らの筆跡が用いられるうち、後鳥羽天皇は藤原定家と並んで最も多く用いられているのである（三回）。

後水尾天皇と後鳥羽天皇の関係を巡っては、鈴木健一氏によって和歌の側面からの指摘がある⁽⁴⁶⁾。そのなかでは、後水尾天皇の後鳥羽天皇への憧憬とともに、歌人としても藤原定家、後京極良経らと比肩する存在として捉えていた事が論じられている。また後鳥羽・後水尾両天皇ともに政治的には武家の圧力による挫折を経験しており、そこに一体感を感じ、寛永十六年に催行された後鳥羽天皇四百年忌と後水尾天皇の意識についても言及している。

ここにおいて、後水尾天皇の場合、後鳥羽天皇への憧憬と一体感を表すにあたって一つの表象としての筆跡を愛好し、掛軸にも用いたことは十分に考えられるのではないだろうか。

江戸時代にはいると掛軸は大々的に用いられるようになったが、これらの事例からここでは所有者あるいは使用者の意図を反映する装置としての役割を掛軸が大いに担っていたものと考えられる。そして、公家ら宮廷文化人の間では宸翰が自らの文化社会の中心におかれるべきものとして認識がなされたことで、必然的に用いられる回数も増えていったものと思われる。

むすびにかえて

これまでみてきたように諸史料には古書跡の記事が多々登場する。しかしその一方、古書跡がどのように捉えられていたのかについては当代の人々による直接的な言及が殆どないといつてよい。そういう意味では尊円親王が『入木抄』において「古筆能々上覽候て可有御心得候」と述べた著名な箇所は、当代の人々の間での古書跡の位置付けを探る意味でも非常に貴重な言及でもあった。

日記史料は記主の興味・関心の有無によって取り上げられる事物の内容が大きく変化するため、そこに登場する古書跡は記主にとつて無関心ならざるものであったといえる。これまでも言及がなされてきたように、藤原定家を始めとした大歌人の筆跡は宮廷文化人らの日記に頻出する。合わせて江戸時代の歌論の世界に目を向けても、藤原定家を中心に、藤原俊成、藤原為家、西行、慈鎮、藤原家隆、後鳥羽天皇、三条西実隆らの名前が必ずと言ってよいほど挙げられる。

当代においてそうした歌人達の筆跡こそ尊重して日記に記すべきものとして重点がおかれていたのは間違いない。無論、それらは人物の評価（歌道）と筆跡とが密接に関連していたことを示しており、当時における書跡文化史を考える上では重ねて欠かすことのできない事実であるといえる。

そうしたなかにあつて、本稿では日記史料に登場する古書跡を拾い集めることで「歌」という基準のほかにも、別の観点として先祖（「家」）の筆跡の尊重、そして朝廷の尊崇の象徴として宸翰に重きをおくことが当時の人々の古書跡との相対し方として存在したことについて提示した。

日記とは対照的に、網羅的に書跡を記載した史料として、宝物・什物の目録といったほかに茶会記の存在がある。江戸時代における宮廷文化人の茶会記としては一乘院の真敬法親王が後西天皇の茶会を記した『後西院御茶湯之記』⁴⁷と、近衛家熙の『御茶湯之記』が知られている。『後西院御茶湯之記』は収録回数がそう多くはないが、宸翰の回数は少なく、宮廷の歌人達の所謂「古筆」が重んじられている様子が窺える。一方の『御茶湯之記』は正徳三年から元文元年までの三〇八回の家熙の茶会を留めており、その回数に比

例して非常に多くの書画の掛軸が用いられている。その全体的傾向についてはまだ実態を把握していないため確かなことはいえないが、いまその『御茶湯之記』をみると、宸翰、「家」の古書跡も一定数登場している。

この点からすれば、実際の使用例と日記にみえる使用例には乖離が認められるが、日記に記されたものはそれだけ重きが置かれて抽出されたものであることの傍証ともなるのではないだろうか。

古書跡をみてゆくにあたって、殊に宸翰については宮廷文化人の史料に登場する多様さに比して書道史研究上ではあまり省みられてこなかった部分でもあり、本稿では改めてその様相を概観した。俊成・定家と並んで『言繼卿記』に早くから宸翰の掛軸が登場している事実は書跡の鑑賞史を考えるうえでも見過ごすことができない事象であり、その流れが江戸時代に入ってからまで続いている点は、宸翰が大歌人らの古書跡と並んで当時における一つの中核をなしていたことを示している。本文中においても述べたが、確かに日本史上における天皇の位置づけを鑑みれば、その尊重については必然と言えなくもない。しかし、実際にその尊重の実態を明らかとすることは書跡文化史を構築する上ではまた必須の作業と考える。

江戸時代の書跡文化を考える上で、宮廷文化における書跡の関心が「古筆」のみへの限られたものではないことは明白であり、当時の社会における書跡文化の実状については未だに巨細を問わずに言及して行く必要がある。ここに、本稿で試みた江戸時代の古書跡を巡る様々な様相と宮廷における宸翰の位置づけとの指摘に一つの意義があったものと信じていたい。

末尾となるが、当時の宮廷社会における書跡の位置づけについては本稿では掛軸に関してのみ言及したにすぎず、そのほかについては古人の筆跡をその用途・形態に限らず全てを含めた形で概括せざるをえなかった。しかし、当時の社会においては古書跡はその用途や形態によって多く枝分かれし、人々がそれらに相対するには自ずから異なる意識をもって臨んでいたものと考ええる。

例えば定家筆の歌書、定家筆の日記、定家筆の巻物、定家筆の掛軸、定家筆の断簡らはいずれも筆者を藤原定家とする古書跡となるが、内容や形態からみれば同一とはいえない。歌書についていえば靈元天皇によって貞享二年（一六八五）に行われた冷泉家本歌書の書写活動にみてとれるように、そこにはまず第

一に歌の一段のテキストとしての側面が大きくクローズアップされることとなる。

中院通茂の歌論『溪雲問答』のなかに、「三條西殿に逍遙院筆の源氏あり。豊臣秀次かり被申て一冊紛失せり。それより門外不出にせらる」とみえるほか、禁裏文庫の歌書は歴代天皇に代々相伝されていた。宮廷社会において必須の教養であった『古今集』などをはじめとした歌書や、『源氏物語』、『伊勢物語』の古本は一種不動産的とも言うべきで、贈答・鑑賞に用いられることが一般的ともいえる掛軸や断簡とは趣を異とし、同じ古書跡といえども当代の人々がそれら全てを同列に捉えていたとは到底考えられない。

古書跡がどのような意識のもとで用いられていたのか、古書跡の筆者、書写内容、形態などの点まで加味して掘り下げること、当時の人々による古書跡の価値観、位置付けについてより迫れるのではないかと深く感じ、今後の研究の課題としたい。

〈注〉

(1) 小松茂美氏の研究著作は膨大であるが、なかでも『日本書流全史』（講談社、一九七〇年十二月）のなかに所収された「伏見天皇遺墨年表」、尊円親王を筆頭とした「青蓮院流書跡伝存年表」、「定家の尊重と定家流」にみえる「藤原定家筆跡茶会使用例一覧（室町末期〜江戸時代）」、加えて同氏の手による『古筆』（講談社、一九七二年八月）に所収された「三跡出典表」（著者編）、また「古筆茶会使用例一覧表（室町末期〜江戸時代）」等は、室町時代から江戸時代にかけて尊重された書跡の実像を如実に浮かび上がらせている。また、春名好重氏の「桃山時代の古筆の鑑賞」（『書論』十六号 書論研究会、一九八〇年五月）では同時代の「古筆」鑑賞の流れが論じられており、後陽成天皇、後水尾天皇を含めた宮廷社会での愛好の事例を多々挙げられている。

これらの研究によって当時の「古筆」鑑賞の実態が明らかとされてきた。

(2) 『日本書道辞典』（二玄社、一九八七年十二月）の「古筆」の項に、「ふつうは、平安〜鎌倉時代のすぐれた和様、とくに歌集を書いた筆跡をさす」とある。また、近年刊行された辞典の類をみると、『書の総合事典』（柏書房、二〇一一年十一月）「古筆」の項では「平安時代に和歌を書いた仮名の筆跡を中心に考える狭義の古筆と、奈良時代から室町時代あたりまでの書跡を含めた広義の古筆（写経や和様漢字書を含む）の二つを考えることが一般的である」としており、室町時代を下限とした和様の書を「古筆」として捉える事が一般的になっている。

(3) 前注1で挙げた研究はもとより、今日の江戸時代宮廷文化における書研究は多岐にわたっている。そのなかで宮廷文化と古書跡との様相について触れるものに、川嶋将生氏の『中世京都文化の周縁』（思文閣出版、一九九二年六月）がある。同書、第四章「古筆需要の社会的背景」ならびに第七章「藤谷為賢小論」では、藤谷為賢を軸に古書跡を巡る当時の公家の活動につ

いて考察されている。また、緑川明憲氏による『豫楽院鑑 近衛家熙公年譜』（勉誠出版、二〇一二年七月）が、家熙とそこに関わる古書跡について子細に挙げられており、当時の宮廷文化における様相を明らかにされている。

ほか、『禁裏・公家文庫研究』第一―四輯（思文閣出版、二〇〇三年四月―二〇一二年三月）にみられるように、近年禁裏御文庫の形成についての積極的な研究が進められ、文庫に収められる古書跡のほか、宮廷における古書跡の移動などについて言及がなされている。また酒井茂幸氏『禁裏本歌書の蔵書史的研究』（思文閣出版、二〇〇九年十一月）では、歴代天皇の歌書・古典籍の収集活動について論じており、その収集過程においてみえる天皇と古書跡の関係について言及している。

(4) この問題に対し、増田孝氏は『日本近世書跡成立史の研究』四二二頁（文献出版、一九九六年十一月）において、『言經卿記』文禄元年（一五九二）には花山院政長（一四五―一五二五）の筆跡が既に古筆と呼ばれている事例を挙げ、その語の幅広さについて明示するとともに平安の歌切のみを尊重する見方に一石を投じている。

本稿では室町時代以降の筆跡についても対象に含めるため、汎用される意味との混同をさけるため「古書跡」の語を用いることとし、「古筆」、「墨跡」とも従来の意味で用いる場合には括弧をつけての表記を行う。

(5) 両日記とも東京大学史料編纂所（以下、史料編纂所）所蔵。

(6) 『時慶卿記』の翻刻に際しては、時慶記研究会編の『時慶記』既刊行分第一―四冊（天正十五年より慶長十四年まで）を参照したほか、未刊行分については国立公文書館所蔵の『時慶卿記』を参照した。本稿では『時慶卿記』の名にて統一して表記を行なう。葉室頼業の『葉室頼業記』は自筆原本が宮内庁書陵部に蔵されている。本稿では史料編纂所所蔵の写真帳によった。

(7) 特に『葉室頼業記』は「藤原定家筆跡茶会使用例一覽（室町末期〜江戸時代）」のなかに定家を巡って七例が挙げられているほか、『古筆大辞典』などに断片的に掲載されているのみである。酒井氏の『禁裏本歌書の蔵書史的研究』が後陽成天皇、後水尾天皇の歌書収集活動の過程を明らかにする上で両日記を参照しており、後西天皇の茶会の記事などとともに「古筆」についても触れている。

(8) 第二章「公家衆の生活と文化」一一〇頁（吉川弘文館、一九八八年十月）。該当の記録は元和七年六月七日条「禁中御蟲拂古筆記録所々在之、拜覽。聖德太子、聖廟ヲ始奉。勅筆ハ伏見院、後醍醐院、後光嚴、後鳥羽以來、又道風ヨリ三蹟、弘法大師、大職冠、紀貫之、定家、俊成等以來、西行、兼良公等ノ古筆トモ難見盡」

(9) 慶長十四年十二月十五日条「一、昌琢ヨリ預狀、源氏紅梅卷筆者ノ事見知候歟、如何由候、北少路刑部少輔ト見候由申」

(10) 本稿では統群書類従完成会発行の『言經卿記』、ならびに大日本古記録『言經卿記』を参照した。

(11) 表中にみえる頼阿、藤原定家、万里小路宣房の筆跡は入手してより掛軸とされており、掛軸になる前に登場した回数を含んでいる。

(12) 三幅は同一の箱に収められて伝来している。古谷稔氏「熊野類懷紙筆跡の再検討——原本か摸本かの鑑識の方法——」（『中国書法を基盤とする日本書道史研究』竹林舎、二〇〇八年一月）ではこれらを自筆原本ではなく摸本とする。

(13) 小倉慈司氏「高松宮家伝来禁裏本」の形成過程」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第178集、二〇一三年三月）では、靈元天皇崩御の際の形見分けの目録である『御遺物御配目録』（勅封一八四―七六）のなかに、有栖川宮職仁親王への遺物として「三ふく對 中納言範定卿、後鳥羽院、西園寺入道相國、（*範定はママ）があることを挙げている。同日録未見のためここでは紹介に留めるが、本三幅一対は靈元天皇崩御の折に有栖川宮家に伝わったものと同一家か。

(14) 『葉室頼業記』同日条「新院へ御振舞參也。參衆、攝政、二條大閤、園大納言、飛鳥井前大納言、正親町前大納言、東園中納言、頼業(中略)今日新院御座敷掛物、御書院床唐筆繪、御茶屋三所、定家之ほうくきれ又雅經筆、雪舟繪牛也。御座之掛物即子筆、御座之置物語後小松院歌合一卷、二條家爲世・爲藤・爲重三筆之後撰、御茶屋後光嚴院哥書、後奈良院伊勢物語也、爲家之哥合一卷。入夜退出」

(15) 『古筆大辞典』「熊野懷紙」(山路眺望・暮里神楽)参照。

(16) 「一品經和歌懷紙」を巡っては、小松茂美氏の『平家納經の研究』(講談社、一九七六年六月)に言及があるほか、田村悦子氏の「西行の筆跡資料の検討―御物本円位仮名消息をめぐって―」(『美術研究』214号 東京文化財研究所、一九六一年三月)に詳しい。

(17) 特別展図録『旧桂宮家伝来の美術 雅と華麗』(三の丸尚蔵館、一九九六年九月)では桂宮家伝来とし、後西天皇宸筆の有家略伝を有す。

(18) 前注16の田村氏の論考に詳しく、江戸時代の「一品經和歌懷紙」の白字法帖にみえる橋本経亮の拝見記には寛政七年(一七九五)の年記があることを紹介しており、この頃には一乗院に伝来していたことが分かる。

(19) 前注16の田村氏の論考によれば折帖の仕立ては近衛家熙風とのことであり、尊賞法親王と親交のあった家熙の関与も考えられる。指定文化財を公開する「e 国宝」(http://www.emuseum.jp/top?d_lang=ja)では同帖所収の懷紙が一覧でき、その解説には「土佐光起(一六一七―一九一)の筆になる紅葉図が附属しており、もともと表紙の裏に描かれていたものとされている。これら一連の懷紙が帖装に仕立てられた時期もこの頃までさかのぼることになる。」とある。家熙の関与を考えると、寛文六年から光起の死去した元禄四年(一六九一)までの間に一乗院に渡ったのであろうか。

(20) 小松氏はかつて『平安朝伝来之白氏文集と三跡の研究』(墨水書房、一九七六年六月)において、江戸時代の臨模者として、舟橋秀賢、近衛信尹、近衛信尋、中院通村、近衛家熙の名前を挙げていたが、葉室頼業については言及されていない。

(21) 寛文六年七月三日条にも「スキ寫ノ紙十五枚、大經師へ取遣也」とあることから、頼業は継続的に透写活動を行っていたことが窺える。

(22) 『葉室頼業記』のなかでは道風、行成ともにその写しが作られており、変わらぬ尊重ぶりが窺えるが、江戸時代の歌論の一つである、三条西実教(一六一九―一七〇一)の教えを正親町実豊(一六二〇―一七〇三)が記録した『和歌聞書』のなかから、江戸時代の三跡の筆跡の地位に関する記事を紹介しておきたい。同書には

一、歌は、時代々の風あるゆへに、そのふるめかしき詞を、古今にあればとて、当時よむはたとへば行成卿の手ぶりを、今の世の人の書と同前にて不相應の事なり。

として行成の書を時代遅れとする一文がみえており、こうした考えが当時どれほど一般的であったかは詳らかにし難いものの、『葉室頼業記』と相反の位置づけが当時になされていた事実を伝えている。

(23) 『慶長日件録』慶長八年(一六〇三)五月十八日条「中院殿より平野大炊方へ牡丹花之筆蹟被遣之、予令傳達畢」。同日記は史料纂集本によった。

(24) 『中院通村日記』慶長二十年一月二十一日条
依當番參内、午刻有召參御前(中略)唐ノ押繪石摺ノ文字等有御前雅風朝臣 見通云々予手鑑入見參、又道風眞蹟地繪文字四 予進上之 墨ヲ

波文字ノ色紙ノ入程切ヲキテ入之。色紙之、又ソ眼假名連歌付ノ之切拜領之、又(二樂軒)雅康卿短冊一枚同拜領之、嗣良後柏原院御短冊賜
外金也下重タル紙類有之又表紙以羅縵之

之(御在位以前ノ也)、宣衛卿道増御短冊拜領聖護院、准后也、其他故筆二枚賜之、兼賢拜領何者哉失念。 * (へ)内は傍注

同日記については史料編纂所蔵の謄写本によった。

(25) 前注1の「古筆茶会使用例一覽表(室町末期〜江戸時代)」に採録。

「午時藤谷三位殿口切、被招予、茶之湯也。北野觀音寺、石不動之上人、吉權右衛門、西瀬兵衛被呼也。掛物、頓阿之小色紙也」

(26) 『忠利宿禰記』には忠利の自筆原本と元禄年間に子孫によって書かれた抄出本とがあり、いずれも宮内庁書陵部所蔵。抄出本は元和十年(一六二四)からはじまるが、原本は寛永二十年(一六四三)以降からの伝存のため、本稿で挙げる寛永年間の事例については、抄出本からの引用となる。なお、翻刻にあたっては史料編纂所蔵の写真帳を参照した。

(27) 同日記の寛永二年六月十日条には「北畠少將入來、依所望北畠准后親房 狀進之」ともみえている。北畠少將は中院通勝の息子で北畠家に養子として入って同家を継いだ親顯(一六〇三〜一六三〇)のことか。ただし親顯は元和八年(一六二二)に左近衛中将に叙せられており官位があわない。仮に親顯だとすれば、五条為適と同様に、北畠親房(北畠家の先祖)の筆跡が求められた事例となる。

(28) 『近衛尙嗣公記』。翻刻は史料編纂所蔵の謄写本による。

(29) 万里小路宣房の筆跡については、寛文十三年(一六七三)二月二十二日に「宣房ノ筆一枚裏打仕也」とあり、同二十六日に「宣房筆表具仕也」とある。これは頼業所持のものではなく誰かに依頼されたものではないかと思われる。また、万里小路孝房の懐紙についても寛文六年三月二十八日「孝房卿懐紙今日表具仕也」として表具を行なっている。

(30) 前注1 春名氏論文「桃山時代の古筆の鑑賞」に詳しい。また特に宮廷における手鑑制作を巡っては、近年では高橋利郎氏「宮廷における書跡鑑賞と手鑑編集」(『大東書道研究』二〇号 大東文化大学書道研究所、二〇一三年三月)にまとめられている。

(31) 堯恕法親王はそのなから、敢えて後光厳天皇の皇子である堯仁法親王・亮仁入道親王の二人を記録に留めている。これは両者とも妙法院門跡を勤めた親王であり、その法統を継ぐ身として特に記したものと思われる。『堯恕法親王日記』については妙法院史研究会編の『妙法院史料』を参照した。

(32) 享保十三年(一七二八)七月九日条に「古へ後西院ノ御時、古筆ノ手鑑ハヤリタルコトアリテ、千枚手鑑ヲ御仕立ナサルニ、冬良ノ短冊カ絶テナキモノ也」とある。史料大観本『槐記』(哲学書院、一九〇〇年十月)参照。

(33) 翻刻にあたっては史料纂集本を参照した。

(34) 小松氏は『古筆』にて「定家の古筆の鑑定については、その末裔たる冷泉家が絶対的な權威をもっていた。」とのべ、江戸時代においても冷泉家筋が定家やその一系の人々の鑑定を掌握していたと指摘する。

(35) 谷端昭夫氏『公家茶道の研究』(思文閣出版、二〇〇五年九月)では特に茶会において基本的には「古筆」が用いられることを指摘している。加えて、「古筆」のほかに親王と比較的身近な人物による掛軸が用いられること(常修院宮慈胤法親王の茶会)、また当代からさほど時期を経ない人物による掛軸が用いられていること(近衛家熙の茶会)についても言及されている。

(36) 『實隆公記』長享三年(一四八九)六月三日条には法輪院侍法師が持参した「伏見院宸筆懸字三幅一對」が登場するが、割注には「南無山王云々」とあり、これも恐らく名号の類であると思われる。

(37) 現在、学校法人立命館が所蔵する後柏原天皇宸翰和歌懐紙が該当し、同幅の表具裏書には「此三首懐紙、後柏原院宸筆也」／天文廿三年正月日特進黄門都護郎言繼(印)」とある。(特別展図録『宸翰 天皇の書——御手が織りなす至高の美——』京都国立博物館、二〇一二年十月 「95後柏原天皇宸翰和歌懐紙」解説参照)

(38) 参考までに、存命中を含めれば『言經卿記』慶長八年(一六〇三)八月二十八日条には言經が後陽成天皇に三社託宣・天神名号のほか、「龍虎」字の執筆を依頼している記事がみえる。これらは掛軸とは明記されていないが、「龍虎」字などは現在各所に残る後陽成天皇宸翰と一連のものと考えられ、拝領の後は早々に掛軸に仕立てられたと思われる。

(39) 記事採集にあたっては『兼見卿記』、『隔莫記』、『時慶卿記』、『泰重卿記』、『中院通村日記』、『資勝卿記(涼源院殿御記)』、『慈性日記』、『忠利宿禰記』、『尚嗣公記』、『葉室頼業記』、『洞裏日記』、『基熙公記』、『家熙公記』、『一乘院門跡入道眞敬親王日記』、『一乘院門跡尊賞法親王日記』を参照した。なお、過眼した日記においても掛軸の記事が見当たらないものに関しては除外している。

(40) 尊賞法親王の日記のなかには、近衛家熙・家久父子との会合が多くみられるが、そのなかには近衛家熙の茶会記『御茶湯之記』には記載されていない掛軸も登場する。霊元法皇崩御まででは、享保四年五月九日条、享保九年八月二十三日条、享保十一年十月二十六日条、享保十四年四月三日条に登場する掛軸がそれにあたる。全てを挙げることはできないため、享保十一年十月二十六日条の記事を記す。

入准后御方、於書院對面之後、經處地而三帖臺圍へ入ル。床後水尾院救筆御小色紙掛物臺表具、上下淺黃地金欄桐鳳凰、中白地金欄、一文風帶紫地金欄也、宸翰古歌うへもなきみちをもとむる心にハ命も身もおしむ物かハ也(中略)茶之後於書院物語、床雪舟筆竹虎黒繪名印在之。

同日条にみられる後水尾天皇の小色紙は藤原道長の歌を書いたもので、表具も記載のまま陽明文庫に伝来している。

(41) 本幅は題を「松樹契久」とする懐紙で、同題の霊元天皇懐紙が「桂別業に飾られた品々」(特別展図録『旧桂宮家伝来の美術 雅と華麗』所収)の表中、明治十一年四月に開かれた第七回京都博覧会の際の記録にみえており、明治時代まで桂宮家に伝わったことが分かる。

(42) ただし、近衛家熙の茶会記『御茶湯之記』には近衛基熙存命中に基熙の筆跡を用いている例が正徳三年(一七一三)に二度ほどみえている。その理由は判然としないが、近衛基熙は宝永六年(一七〇九)に太政大臣となつてゐることが理由であるうか。また墨跡の場合には幾度かみえている。

(43) 『禁裏本歌書の蔵書史的研究』一二六・一二七頁

(44) 寛文五年十月十二日条には後水尾法皇より禁中に後鳥羽天皇の「詠八月和哥」懐紙が贈られているほか、寛文六年八月二十八日条には逆に輪王寺宮尊敬法親王より「詠虫声驚夢」の懐紙が後水尾法皇に贈られたことが記されている。これらも掛軸と思われるが、いまここでは別とした。

(45) 原題は『後水尾院御日次記』。米田雄介氏『歴代天皇の記録』などによれば、以前からその存在と史料編纂所に写本があることは知られていたが、具体的な中身には触れられていなかった。稿者が史料編纂所で影写本を裏見の折、扉紙に「仙洞は後

水尾法皇にして(当今靈元、新院後西、本院明正)、本御日記は大半法皇の宸筆に係る。記名宜しく「後水尾院御日次記」など題すべし。和田博士の皇室御撰之研究に著録せず。宸翰英華にも収めざれば、記名の抛るべきものなきなり」との注記がされていたが、内容や書式からして天皇の日記ではなく法皇近侍の院番衆の記録と考える。同じく東山御文庫に所蔵される「表御文庫御目録」所収の「御記目録」には「洞裏日記 自寛文六年到延宝八年 五十二冊」とあり、この『後水尾院御日次記』とあわせることで「御記目録」にみえる「洞裏日記」の執筆期間がほぼ補完できることもそれを裏付けている。名称は「御記目録」によった。翻刻に際しては史料編纂所所蔵影写本によった。

(46) 鈴木健一「後鳥羽院と後水尾院」(『国語と国文学』六十七巻四号 東京大学国語国文学会、一九九〇年四月)。

(47) 一乗院真敬法親王の手によつて書された、後西天皇の延宝六年(一六五九)から貞享二年(一六八五)までの茶会記。翻刻が谷端昭夫氏の『公家茶道の研究』に所収されている。

近代習字教科書の書式教材

清水文博

はじめに

現在、大学生に書式といえは何の書式を思い浮かべるかを問うと、葉書や手紙の書式という答えが返ってくることは少ない。パソコンで文書を書く際の縦書きや横書き等の書式を思い浮かべるといふ反応があったり、そのとき使用される文字の書体が書式であると返答されることもある。「手書きの」と補足すると、手紙等の書式を思い浮かべることが多いようである。現在、一般的に手書きの書式の存在感は薄くなってきたという現状があるようである。手書きの書式学習の一端を担ってきた習字教育は、これまでどのような手書き書式の教育をおこなってきたのであろうか。書式の学習は、現在書写教育において学習事項として位置づけられているが、管見では書写書道教育分野において書式教育についてのみ論じた史的考察がなされてこなかった。

学制以降、学校教育の中の習字は、他教科と同様、幾度かの教育改革を経てきた。教科書史の視点からみると一九三三（昭和八）年に使用が開始された書方手本、いわゆる国定第四期本はそれまでの書方教育を一新するものであり、このときに主張された大字精習主義が現在まで継続されていると評されることがある。この教科書では細字教材がほとんどなくなり、書式教材の定番である手紙教材は、初等科用では第六学年に読本と連携しないものが一教材のみ掲載されることとなった。本論は国定第四期本の書式教材軽

視に至る経緯と、四期本の編纂前夜といえる大正期から昭和初期、書方教育者たちが書式学習をいかに書方として指導しようとしていたかを探ろうとするものである。また、近代以降の習字教科書、特に書式教材の部分は、近世の往来物の要素を継承したものではないかと考えている。往来物的な要素の継承と連続についても着目しながら、書式教材について考察するものとする。

一、書式学習史の研究と現代的意義

(一) 用語について

現代の国語科書写学習における書字学習の系統を論じるにあたっては、小学校学習指導要領の解説にあるように、姿勢や筆記具の持ち方、筆順などの学習事項から、文字群の学習、そして目的に応じた書き方に関する事項の学習へと系統立てて指導していくことが考慮されるべきであろう。目的に応じた書き方の学習ではいかなる形式で書いてゆくかについての学習要素が加味されなければならない。たとえば、縦罫や横罫の書き方、ノート、手紙、ポスター、模造紙発表などである。ここで「形式」と述べたが、現在、学習指導要領では、「書式」ではなく「形式」が使用されている。これは、「書式」よりも広く一般的な書式を指す用語として使用できる「形式」を使用しようとしているととらえられる⁽³⁾。

芸術科書道においても、学習指導要領本文では「形式」が使用されている⁽⁴⁾。これも国語科書写と同様に書式よりも広く一般的に使用されている用語を採用していると見るべきであろう。また、芸術科書道の指導要領本文には「形式」のほか、「様式」についても記されている⁽⁵⁾。「書式」は定められた書の「様式」の一種である。ある一定の書式に則って表現された書、たとえば対幅の伝統的書式に即して書かれた書は、対幅の「様式」で書かれたと言い換えることもできる。「書式」教材史研究は、国語科書写と芸術科書道の「形式」の要素、さらに芸術科書道の「様式」的な要素とも関わってくるのである。

本論において、「習字」「習字教育」「習字教科書」と表記したときには、国語科成立以前の習字やその後

の書方、芸能科の習字・書道といった書教育全般について指すこととする。また、書式のことを「形式」と言うことがあるが、本論では近代に一般的に使用されていた「書式」を使用していく。一九〇〇（明治三十三年）以降、習字は法令上「書キ方」と表記されるが、本論中ではこれを当時教授書等で一般的に使用されていた「書方」と表記することとする。

（二）書式の学習史研究にあたり

書式教材について考察するにあたっては、習字教育を近世から連続する流れのなかで考察していく必要があると考えている。近世に使用されたテキストである往来物は、その名称から分かるようにもともと「往」と「来」の手紙の模範文を集めた習字手本のことを指す。いくつかに分類される往来物の中でも、手紙の往来の書式や語句、文例を集めた消息科往来は古典的なスタイルの往来物の形である。

学制期、往来物がそのまま習字の教科書として使用されたことは知られている。しかし、その後の習字教科書がどのように往来物的な要素を受け継いだのかについての検証はなされてこなかった。往来物は御家流のイメージが強い。御家流で書かれていない教科書は往来物的なものとの断絶を想起させるかもしれないが、筆で文字を書くことを継承していることからいっても、近世の学びを継承していることは明らかである。

筆で文字を書いているとはいっても、言うまでもなく習字が継承しているのは近世の学びの要素のほんの一部である。近代以降の学習のイメージから近世の学びをとらえることはできない。近世以前は、学習者によって使用するテキストが個々に異なっていることなど、学ぶこと⁶の概念が近代以降と異なっている。また、近世において、近代以降の「書式」に関わる学習事項として重要視されていたのは、「書札礼」の学習である。「書札礼」とは手紙についての種々の礼法である。近代以降の習字教育で行われた書式についての学習は、「書札礼」的な要素も受け継いでいたと考えるのが妥当である。

以上のように、習字教科書の書式教材の研究にあたっては、源が近世にあると思われる以上、まず往来物との連続について明らかにすることが必要であると考ええる。それを踏まえたうえで書方教育の転換期と

される国定第四期本とその周辺の書式教材がどのようなものであったかについて明らかにしていきたい。

二、国定第四期本以前の習字教科書の書式教材

(一) 制度史からみた習字教科書の往来物的要素の継承

国定第四期本はそれまでの教科書と全く性質の異なった教科書であるが、制度としてはあくまで国語科のなかに書方が位置づけられている時期の出版である。ここでは学制期から国語書方が成立し、国定教科書が登場する以前の書式の学習について、制度史を中心に往来物的要素の継承について整理したい。

往来物といえば流麗で平明な御家流で書かれた和本が頭に浮かぶ。明治政府には漢字の素養が高いものが要職に就任したこととも関連し、近代初期の習字教科書は巻菱湖系のものなど唐様のものが多く出版され、次第に御家流は影をひそめていく。明治初期に明らかに往来物を継承して書かれた福沢諭吉著の『世界国尽』等を書いた内田晋斎（嘉一）の筆跡はお家流に見えない。だが、これは様式としては一見して往来物的な構成で書かれており『往来物解題辞典』でも往来物に分類されている⁽⁷⁾。明治初期、唐様書きとしては、巻菱湖の流れを汲むものと顔法の流れを汲むものが主に教科書を執筆する。明治後半からは小野鷲堂など、和様の書風を能くするものや、中国六朝風の書風を学んだ日下部鳴鶴など多様な書風の書家が教科書を執筆し、日高秩父や香川松石などが国定教科書を執筆する。

一八七二（明治五）年、学制が頒布され、「習字」は綴字に次いで第二位に位置づけられ、「字形ヲ主トス」と記されている⁽⁸⁾。近世の手習では、入門期に師匠の肉筆手本から習い、その後学習者に応じて師匠が肉筆手本を書き与える場合や、版本の往来物を使用される場合があった。学制期の教科書は、この寺子屋（手習塾）で使用されたものがそのままテキストとして使われており、「明治以後になって編集されたものであっても、江戸時代の教科書の性格を強く残しているものが多い⁽⁹⁾」と評される。このような傾向は、各教科の教科書についても言えることであるが、特に習字の教科書はその性格が強かったと思われる。急に教

育法が切り替わることは困難であったのである。これを受けた「小学教則」では、習字教科書に関わる部分として上等小学の第六級の細字速写として「行草平仮名ノ手簡文ノ手本ヲ置キ、速ニ之ヲ書シ」と記される。手紙形式の手本が速写練習に用いられたようである。さらに明治六年の「小学用書目録」には、書名が間違っていたり、これから出版されたりすることを予想して掲げられたものもあるといわれるが、ここに挙げられた七種の中で比較的多く使用されたと考えられる、福沢諭吉著『啓蒙手習の文』も「文」、すなわち手紙ということから往来物の古典的性質を継承していることがわかる。一八七七（明治十）年、文部省から発行された『小学習字本』¹²は長三洲が揮毫した。楷書先習のため一見すると楷書や行書の大字練習部分が往来物的要素を有さないように見えるが、手紙の書式や使用する手紙の類語の分量はかなり多く、これも往来物的要素は具備していると見てよいであろう。

一八七九（明治十二）年、新たに教育令が公布され、さらに一八八〇（明治十三）年に改正される。明治十四年の小学校教則綱領で、初等科の習字手本については、「数字、十干、十二支、苗字、著名ノ地名、日用庶物ノ名称、口上書類、日用書類等民間日用ノ文字ヲ以テ之ニ充ツベシ」と記されている。ここにある「日用書類」では、手紙の書式学習が行われたと思われる。生活で使用するものの名称を書くこと自体書式学習的な要素を有していると言えるが、このような学習について明文化されたのであった。これについて、文部大書記官西村茂樹及び九鬼隆一の巡視報告書では、書式の学習を重視するべきであることがいち早く指摘されていた。¹³その後、小学校教則綱領に抛り、習字教科書は多数発行された。一八八一（明治十四）年には教科書の開申制、一八八三（明治十六）年から認可制が始まった。この時期に出版された習字教科書群は必ずしも『往来物解題辞典』に掲載されないが、「日用庶物ノ名称、口上書類」を書かせるということから読み取られるように往来物的な要素を継承しているといつて良いであろう。

教育令は一八八五（明治十八）年に改正され、一八八六（明治十九）年に初代文部大臣の森有礼は学校令を制定した。これを受け、「小学校の学科及其程度」として、尋常小学校の習字は「仮名日用文字口上書類及日用書類（行書）」を学習し、高等小学校の習字では「日用文字及日用書類（楷書行書草書）」が学習されることとなった。¹⁴また、一八九〇（明治二十三）年に改正された小学校令にもとづく小学校教則大綱では、

習字が「片仮名平仮名、近易ナル漢字交リノ短句、通常ノ人名、苗字、物名、地名等ノ日用書類ヲ習ハシムベシ」また、「高等小学校ニ於テハ前項ノ事項ヲ拡メ、更ニ日常ノ文字ヲ増シ、又日用書類ヲ習ハシムベシ」と規定されている¹⁵。その後、教科書の検定制度が一八八七（明治二十）年から開始される。このとき検定された教科書は、もはや往来物の一種とは区分できないであろう。印刷や製本の技術も向上し、明治初期の和本のイメージからすると大分刷新されてきた印象を受ける。学期から習字は近世の手習いをそのまま導入したわけではなく、西洋の教育思想を習字にもかなり反映させていたことが指摘されることは多い。とはいえ、ここまで見てきたように、「小学校の学科及其程度」や「小学校教則大綱」には、「日用書類」の表記が継続して掲載されている。教科書内容としては、往来物的なものが未だに継承されているとみることができる。

一九〇〇（明治三十三年）、小学校令が改正された。この改正により習字は新しく設置された国語科に書方として統合された。書方とは、読方、綴方と「教授時間ヲ区別スルコトヲ得ルモ、特ニ注意シテ相連絡セシメンコトヲ要ス」と規定されたものである。書方教科書は、基本的に読本の教科書の内容か、関連した語句を書くことであつた。小学校令施行規則には、今まで習字にあつた「日用書類」に関する指導事項は記されない。理念としては、あくまで国語科として読み方や綴り方と連携した書方の指導が目指されたのである。この期に出版され、のちに国定教科書の執筆者にも加わる玉木愛石が書いた『国語習字帖』¹⁶は、『尋常国語読本』¹⁶の文字を習熟させるために編集されたものである。第五巻以降には、大字で候文がいくつか掲載され、手紙の書き方教材といえるものが一応掲載されているが、大字のため、書式教材の要素は少ないといえるだろう。

その後、一九〇四（明治三十七）年から教科書は国定化された。国定第一期本の書方教科書の編纂趣意書を見ると、文部省は、書式教授に配慮していたことがうかがわれる。国定第一期本では、細字で書式が学習されたのであり、実用に即した、あるいはそれと近い文字の大きさの練習教材が教科書に掲載されたのである。国語書方の書式に関するものを抄出する。

又漢字ノ書体ハ楷書ヲ主トシタレトモ第四学年用下冊ニハ行書ヲ交ヘ出シ日用書類ハ普通書式ヲ出シテ実用ニ便ナラシメタリ

極メテ普通ナルモノノ外ハ字形ヲ変シ字画ヨリヤクセルモノヲ避ケタリ サレト日用書類ニ用ヒラルル「御」「候」ニ限リテハ特ニ略セル「」「」ヲ用ヒタリ

尋常小学読本ニ出テタル日用書類中夫々書式アルモノハ其書式ニ従ヒテ之ヲ出シ第三学年用上冊ニ初メテ日付宛名ヲ存セル手紙ノ書式出シ第四学年上冊ニ受取証書及送り状ノ書式ヲ出シタリ
又第四学年用下冊ニ封筒及葉書ノ認方ヲ練習セシメンカタメニ其雛形ヲ出シタリ¹⁹⁾

(以上尋常小学)

尚ホ又特別ナル書式ノ書キ方ニ通セシメンカタメニ書翰文ノ外尋常小学書キ方手本ニ出テサル外ノ種類ノ雛形モ収メタリ

(傍線筆者)

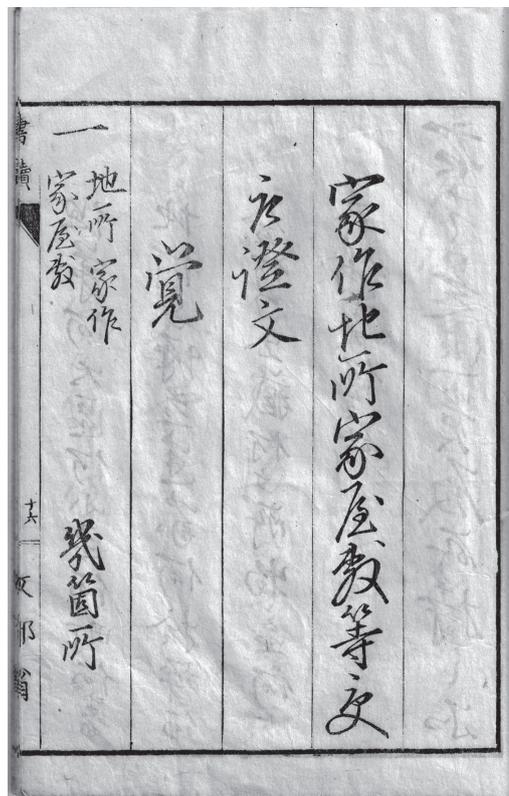
五 特別ナル書式ノ例トシテハ新ニ第二学年用下冊ニ入学願、第四学年用下冊ニ履歴書ノ雛形ヲ掲ゲタリ²⁰⁾

(以上高等小学)

国語科の成立により、それまで習字とともに書式教育を担ってきた「作文」(以前は書牘)が綴方になり、作文文例集が読本に掲載されることとなった。書式学習は読本と習字が担うことになったのであり、傍線部のように、読本にはない書式が習字で学習されることもあった。そもそも、学制期以降、往來物の書式文例集の要素を色濃く受け継いだのは「習字」よりも「書牘」であった。近世以前の手習いには習字と作文の要素が一体としてあり、これが分断されたのである。学制期、書牘の代表的教科書の『窮理捷徑十二

月帖²²』は往来物の流れを引くものである。これを揮毫した内田晋齋は、文部省が発行した『書牘』（図1）も揮毫しており、習字的な要素を含めて学習されていたと考えられる。この後、多数発行された作文の文例集は、読みもの教材としての系統や活版文字のものもあつたが、手書きのものは習字兼用としての学習要素を具備していた。国語科の成立により文例集が発行されなくなったことは、国定期以前に「作文」と「習字」が担っていた書式文例集的な要素を「読本」と「書方」が継承することになった要因の一つといえるのではないだろうか。

図1 文部省『書牘 四』一八七八年 西沢喜太郎翻刻



ここまで制度史を中心に往来物との連続性の視点で国定教科書成立までの書式教育をみてきた。書式学習として習字教育においては、手紙以外の書式の学習も行われてきたことについて補足する。例えば短冊や色紙、履歴書や領収書は、手紙と同様に書式の教材である。教科書に書かれている文字の配列法は、短冊や色紙の散らし書きにそのまま応用できるものがあつた。たとえば折本形式の教科書右半分に短歌が二行で書かれるとする。この場合は、上の句で改行し、二行目が下の句から始まる。これは伝統的な短冊の

書式に通じるものであり、広義の書式教材といえることができよう。ただし、色紙や短冊の形そのものを教科書に示す例はあまり見られず、特に初等教育段階においては、基本的には半紙に練習されることが前提となっていたと考えられる。

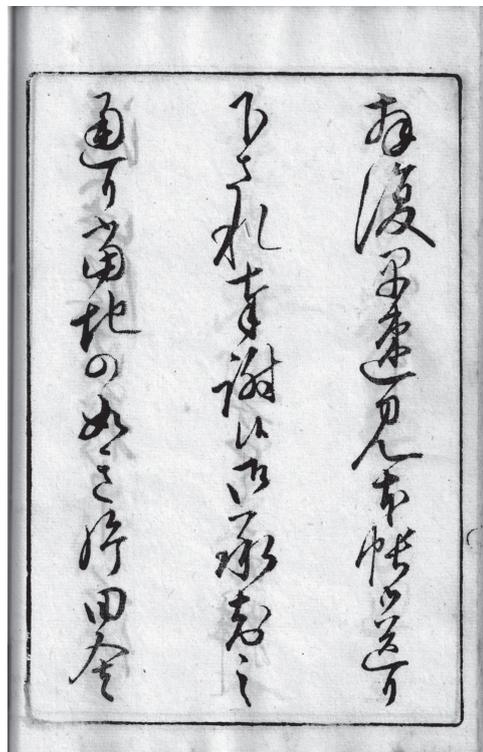
小学校令施行規則には、書方で書式学習をしなければならないということは記されていない。国語科としてはあくまでも読み方や綴り方と連携した書方学習がなされればよいのであり、書方として字形を中心とした学習が目指されたのであろう。国語科成立以降、手紙書式は時期によつて、あるいは教科書によつてかなりの増減がある。書式教材がなくなつても制度としては問題なかつたわけだが、管見のかぎりでは皆無になることはなかつたようである。

(二) 書式文例集の出版と書道界の活発化

明治中期ごろから大正期にかけて、地域差もあろうが、日常の筆記が毛筆から鉛筆などの硬筆筆記具に移り変わつていく。児童の日常の学習用具がノートと鉛筆に変わるにつれ、毛筆で読本と連携した書方を学習することに必然性が持たれなくなつてくるのである。綴方も筆で清書されなくなつてきた。

国語科の成立以後、小学校の作文教科書はほとんど出版されなくなつたが、中学校程度以上の様々な校種や一般用としても使用できるものなど、習字兼用の手紙の文例集はかなりの数発行されていたようである。一例として書名を挙げると、『女子消息文のてほどき』(明治三十六年)『実業教育習字書簡文』(明治四十年)『習字兼用少年手紙の文』(大正五年)がある。²⁸⁾『女子消息文のてほどき』は冒頭の「提要」によれば、「学校の内外を問はず、広く一般の女児に対して、書簡の書きぶりを示せる」ものである。図2には『実業教育習字書簡文』を掲載したが、習字手本の形式を強く受け継いでいることが見てとれるであろう。このような文例集としては大正期頃からペン字のものも出版されてくる。学校で使用されたというわけではないが、昭和初期には婦人雑誌が臨時増刊号や付録として発行する例も多い。多様な習字兼用の手紙書式の文例集は、書家が揮毫することがほとんどであり、教育界と書道界との関わりの一端をここに見ることができるともともと教育現場だけではなく、一般社会において手紙用に限らず幅広い書式文例集の二

図2 小笠原寛『実業教育習字書簡文』松村文海堂 一九〇七年



ズはあり、明治期のものは明らかに往来物の形式を受け継いで発展しているようである。⁽²³⁾

大正期から昭和初期にかけて書を習うものが増え、書道界は活発化した。これにともない、書道関係の著書は多数発行された。手紙などの実用書式に加え、色紙や短冊、さらに条幅の鑑賞の揮毫例集は、書道の歴史等全集的なものの一部として発行されている。たとえば雄山閣は一九三三(昭和八)年以降『書道学習帖』を出版した。筆者が確認した二十四冊のうち、直接的に書式に関係するものは「短冊・色紙の書き方(高塚竹堂)」「男子書翰文(岩田鶴皇)」「実用商業文(西脇呉石)」「額幅懐紙扇面書式(神郡晩秋)」「女子書翰文(山野紅蘭)」の五冊である。同種の書道講座はいくつかあり、書式についての冊子が作成されることが定番であった。

ほかに揮毫用の書式例集が単体で発行されることがあった。例えば、国定国語読本の文字原稿を書いていたといわれる井上千圃は一九三三(昭和八)年に『書道教範』を出版している。⁽²⁴⁾ 小野鷺堂は明治から大正期にかけて、自身の鷺堂流を普及させ、高等女学校等で使用される多くの女子用手本を揮毫した書道家である。小野は一九一五(大正四)年に五冊本の書式集を出版し、⁽²⁵⁾ 没後の一九二七(昭和二)年にこれを増

補した六冊本⁽²⁷⁾が鷺堂の創設した斯華会から発行されている。鈴木羽村は、小野の著書を文検受験の書式例としても紹介しており⁽²⁸⁾、文検受験者への影響力があったと思われる。この著書の増補にあたり、団扇・画帖・扁額・条幅の書式が手紙や短冊に加えて掲載されているのは、鑑賞物の作成を主眼とする書道界の活発化によって鑑賞的な書式に目を向けられてきたことによるものであろう。

(三) 大正期から昭和初期における書式学習についての教育者の見解

大正期から昭和初期にかけて書方教育界では、新教育運動の思潮のなかで、毛筆の廃止論（書方教育者の多くは尋常一年〜三年程度の部分的廃止を主張。）が説かれていた⁽²⁹⁾。筆者は毛筆の廃止論が新教育運動の一つと位置づけられるものであると考えている。書方教育の権威であった水戸部寅松は、書式教授について「書写の形式（書式）」と題し、書式についてまとめている。書式を「形式」と位置づけて整理するのは現代の学習指導要領と同様のとらえ方をしていたということができよう。水戸部は国語科の中にいかに書方を位置づけるかについて次のように記している。

本来をいはず、書方の手本なるものは、一字一字の標本を示すのみならず、普通の書式の模型となるべきものをも示すべきものであると吾々は考へる。併しながら今日の手本は一字一字の書方を示すことに主きを置いてあるので、書式の垂示に至つては殆ど考慮されてない。単なる文字の書方練習としてはそれでもよからうが、書方全体の任務としては、さらに体裁を整へること、即ち書式を適当に指導することは極めて重要なのである。鑑賞書写に至つてはそれが一層必要で、むしろその生命となつて居るのである。手本にはこれに関する垂示がないからといって、これを不問に附しておくことは甚だいはれないことである。従来この方面に於ける適切な指導がなかつたために、書写の体裁に関する児童の技能は、一般には極めて拙劣なことは幾多の事実が証明して居るのである⁽³⁰⁾。

当時、小学校の書方教科書には手紙の教材が必ずといっていいほど掲載されていた。短冊等の書式に通

じるものもある。だがその教材の分量は、水戸部から見ても少なかつたようである。しかも、書式教材として解釈できる教材であつたとしても、小学校では一般的に半紙練習を發展させ、巻紙や短冊等の練習に進むことは少なかつたのではないかと思われる。水戸部は新教育の思潮、特に自由教育の考え方には必ずしも同調していなかつたが、教育界全体で「鑑賞」について目が向けられていた時期であり、水戸部も鑑賞には着目していたのである。水戸部は鑑賞にも着目しながら各種書式について、まず「普通文の書写」の解説から始め、以降「手紙の書式」「葉書の認め方」「証書願届書類の書式」「諸帳簿表紙の認め方」「看板・表札」「贈物の上書」「目録の認め方」「儀礼文の書き方」「勅語・詔書の書き方」「條幅」「扁額」「色紙」「短冊」「懷紙」「詠草」「扇面」「碑銘」「付」「墓表」の順で解説する。始めの「普通文の書写」では、余白や行間、中心等について解説してから手紙等の書式、さらに条幅や扁額等の書式について取りあげている。東京高等師範学校附属小学校訓導の水戸部は、書方を担当する小学校教員の立場から、国語科の中であくまで実用性を重視した系統としての書式教授について整理・解説している。

辻本史邑は奈良県師範学校附属小学校訓導や奈良県師範学校教諭などを歴任し、教育者として活躍していたが、寧楽書道会を興すなど、書家としても著名であつた。辻本は教育者として新教育的な影響も取り入れた著書を発行している。辻本は手紙が上手になりたいものについての学習法として、次のように記している。

手紙の書く稽古をするよりも、乃至目録を書く稽古をするよりも、果た又日常書写の修練をするよりも、桿頭一步を進めて、條幅などの觀賞揮毫方面に研究を進めることが、最も意義あり、価値ある手習法だと思ふ。かくしてゐることによつて、自然手紙も上手になれば日常文書の書方も向上して行くものである。^⑪

辻本はこのような考えを児童にも適用して展覽会や競書会などで書式の指導を奨励し、實用觀のみにとられず、鑑賞書式を重視した習字指導を進めようとしていた。辻本は後に『少年条幅手本』『中等条幅手

本』『鑑賞物揮毫書範』（全て昭和十六年刊）を出版している。⁽³²⁾ 辻本は鑑賞物を作成する書家としての立場のほか、教育者として新教育運動の新教育の風を受けていたと考えられる。特に新教育運動の西の中心校、奈良女子高等師範学校附属小学校と間接的に関わっていたであろうことも影響していると思われる。水戸部は辻本と正反対のことを述べているようであるが鑑賞について述べていることから分かるように、極端な実用推進派だったというわけではない。

書道界の隆盛とも関連し、単に中等学校教員を目指すというだけではなく書家の登竜門でもあった文検習字科の参考書は多数出版され、文検の参考書に書式についての項目が立てられることがあったことも見逃せない。文検の予備試験の揮毫問題には手紙を巻紙に書くことや、短歌を規定のサイズの紙に書くことが出題されているのである。鈴木羽村は書式を「書簡」と「詠歌」「観賞物其の他」の三つに分けている。⁽³³⁾ このように、習字教育関係の著書で書式が整理されるとき、書式が整理・分類されることもあった。辻本史邑は書式を実用的書式と鑑賞的書式の二つに分類している。⁽³⁴⁾ すなわち、様々な立場の者が書式について整理したのである。このなかで水戸部が書式を一定の書式だけではなく、今日で言う配列の学習のようなものも書式の一つととらえ、そこから書式教授についてまとめていることは評価できよう。

水戸部を含め、書式について整理したものが、校種を超えた発達段階に配慮した書式学習の系統性や、書式教授の方法や評価等についてまで検討することはなかった。現在の書写教育の立場から検討するとすれば、書式学習は、発達段階に応じた書く文字の大きさ等、様々な視点から整理されなければならないであろう。

三、国定第四期本『小学書方手本』と周辺の教科書の書式教材

(一) 国語読本からの分離と実用的書式教材の減少

このように、国定第四期本が編纂され、実際に使用されていた昭和初期に教育者たちは書方における書

式教育について一応整理していた。だが、一九三三（昭和八）年に使用が開始された第四期本の書式教材は尋常科のものに六年生以外掲載されていない。これは芸術性を重視する四期本が細字練習を六年生まで行わない方針をとったためであろう。編纂趣意書にはあくまでも「普通書簡文の一例として」書簡文の用語の一例を載せたのみであることが記されている。

前述のように、国定書方教科書には、成立当初から比較的書式についての配慮があった。国定第一期本の時の手紙の書式の学習の開始学年は第三学年上からであった。一九一八（大正七）年に使用開始された国定第三期本では第五学年上からになっている。これは徐々に日常の筆記具が毛筆から硬筆に変わり、手紙が毛筆で書かれなくなったことや大字練習で基礎力を養ってから細字に進む考え方と関連しているであろうが、国定第三期本の段階でもかなり国語読本の手紙教材と連携している。大字の毛筆練習の段階から「至急お送り下さい。」と書かせるなど、徐々に手紙の書き方の学習に導入していく配慮もみられる。このような系統は国定第一期のときにも見られるものである。³⁵だが、表1にみられるように、国定第四期本では読本と連携した手紙の書式の学習がなくなったのである。毛筆が実用でなくなったのであれば、従来の学習を補完するためには硬筆の手紙見本が必要であろう。しかし、硬筆手本は発行されなかった。硬筆書方については、水戸部寅松の研究など一定の研究成果のほか、硬筆の手紙文例を含んだ練習帳も多く発行されていたが、結果として国定教科書には取り入れられなかった。文部省図書監修官として四期本の編纂にたずさわった各務虎雄は硬筆書方の要素が漢字の書き取りに一任できるとする考え方を示している。³⁶

各務は、自身の著述『書道教育』で特に書式学習について章立てて述べていない。書方教育者達が出版した著書には、書式学習について整理されることが多かったが書式について整理しただけにとどまることが多く、単に文検の試験対策のために掲載したと思えるものもある。想像に過ぎないが、各務は書方教育者たちの著書を文検の参考書ととらえ、「書式学習」に関する記述・整理などを参考にしようと思えなかったのかもしれない。小学校では、生活綴方運動の影響もあり、文例集を書き写すことは昭和初期までにはばなされなくなった。結果的に読本の手紙文教材自体も少なくなり、それを書き写す習字教科書の手紙書式の教材は、国語科として取り入れにくいものになったという見方もできる。

表1 国定第三期本・第四期本書式教材一覧

国定第三期本『尋常小学国語読本』		国定第三期本『尋常小学国語書キ方手本』	
巻	教材	巻	教材
1			
2		1	
3		2上	
4	13「ゑはがき」△	2下	
5	21「水見舞」 22「郵便函」△	3上	
6	11「入営した兄から」 26「伊勢参宮」	3下	
7	4「潮干狩」 12「大連だより」 26「注文」（注文の手紙）	4上	「至急お送り下さい。」（読本26）△
8	12「手紙」 18「アメリカだより」 27「人を招く手紙」	4下	「誕生日に人を招く。」（読本27）△ 「後来車を願ひます。」（読本27）△
9	2「トラック島便り」 12「弟から兄へ」 23「手紙」	5上	「佐野先生の御住所不明にて困り居り候。若し御承知に候はば…」（読本23）
10	4「馬市見物」 13「京城の友から」 20「手紙」	5下	「御手紙により御母上には御安産にて玉の様な女の御子…」（読本20）
11	10「手紙」（行書体） 23「南米より（父の通信）」	6上	「田舎にて不便には候へども御光来相成候はゞ御便宜相計り申すべく候。…」（読本10）
12	24「旧師に呈す」（行書体）	6下	「私の勤め居り候家は呉服店にてなかなか忙しく候。参りし当座は何事もわからず…」（読本24） 「記 一金壹円九捨貳銭五厘 かつを節百十匁代…」
国定第四期本『小学国語読本』		国定第四期本『小学書方手本』	
1			
2		1	
3		2上	
4	13「いうびん」△	2下	
5	2「参宮だより」	3上	
6	2「祭に招く」	3下	
7	12「兵営だより」	4上	
8	4「大連だより」	4下	
9	12「アメリカだより」△	5上	
10		5下	
11		6上	
12	26「静実院宮」△	6下	「拜啓 余寒なほ去り難く御座候折から…」
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・書式を提示していなくとも手紙に関連する教材には△印を付した。 ・短冊色紙等に応用できる俳句・短歌の書式教材は含まない。 		

国定第四期本書方教科書が芸術性重視の大字主義となった理由の一つには、教育思想や書道界隆盛の影響などもあるが、毛筆が実用ではなくなったことが直接的要因としてあるであろう。国定第四期本で実用的書式教材が減少したことは前述の通りだが、鑑賞的な書式としては、半紙に短歌を散らし書きする教材が掲載されており、色紙にも応用できる。³⁷⁾

(二) 読本の書式教材についての教育者の反応

書方教科書の手紙書式の教材が一つだけになり、手紙の文字など実用的文字を書き写す、本論で述べるところの往来物的要素の継承は第六学年用の一教材のみになってしまった。読本の手紙教材を学習する上で、筆で書き写す行為がなくなったことについて国語教育者はどのように考えていたのであるか。『国語教育』誌には新読本の各課の教材についての批評を四人程度の合評として連載し、手紙教材についても取り上げている。³⁸⁾ 四期本の国語読本には、表1にあるように「いうびん」から「静実院宮」まで七つの書式と関連する教材がある。手紙の学習は、四巻の「いうびん」から始まる。二年生の児童が郵便ごっこをするところから手紙学習に入る教材は、四人の批評者が概ね高く評価している。その後、三年生の「参宮だより」で実際の書簡文に触れ、本格的な指導は第三学年の「祭に招く」から始まる。四人の批評者のうち、一人は国語科全般の研究のほか、書方教育についての著述もある奈良女子高等師範学校附属小学校の河野伊三郎であり、附属小では書方の指導的立場であったと思われる人物である。³⁹⁾ 河野はこの手紙文を使用して「手紙文の礼法として、慣例に従ひ習俗に合う様に文章認め方の様式 1. 日付 2. 宛名 3. 発信者を認める位置等につき指導せねばならぬ」としているが、書方的な要素について説明しているとは読みとれないであろう。このほか全ての書式教材についての批評をみても、特に書方手本と手紙教材の連携がなくなったことについての言及はない。⁴⁰⁾

「祭に招く」が綴方との連携をねらった教材であることが編纂趣意書に記されているように、読本の手紙教材は綴方との連携が検討されることがあった。内容としては三期本の内容を取り上げているものであるが、四期本の使用開始年に出版された武藤要著『手紙・日記と綴り方教育』⁴¹⁾は、読本の手紙文を掲載し、

綴方指導と手紙について論じている。武藤は著書の中で書方や書方手本について言及していない。生活綴方運動を主導した者など、綴方教育を推進した国語教育者が書方をどのようにとらえていたかを詳細に検討することについては今後の課題としたいが、綴方教育を主導するものにとつて、ほとんど日常生活で使われなくなってきた毛筆の学習を主導する書方や書方教科書は、基本的に綴方とかなり分離した存在であったのである。

国定第三期本の読本の書式教材では図3にあるように、行書の文字を使用する配慮をしていた⁽⁴⁾。四期本の読本ではいわゆる教科書体活字が採用されたことも関係していると思われるが、手紙の書き方を行書で見せる配慮がなくなつてしまつた。管見のかぎりでは行書体による手紙の書き方見本がなくなつたことへの国語教育者側からの反応も特になかつたが、行書で書かれた手紙の書きぶりは、書方教科書の書式教材

図3

文部省『尋常小学国語読本 十二巻』
一九三七年 大阪書籍（第三期国定国語読本）

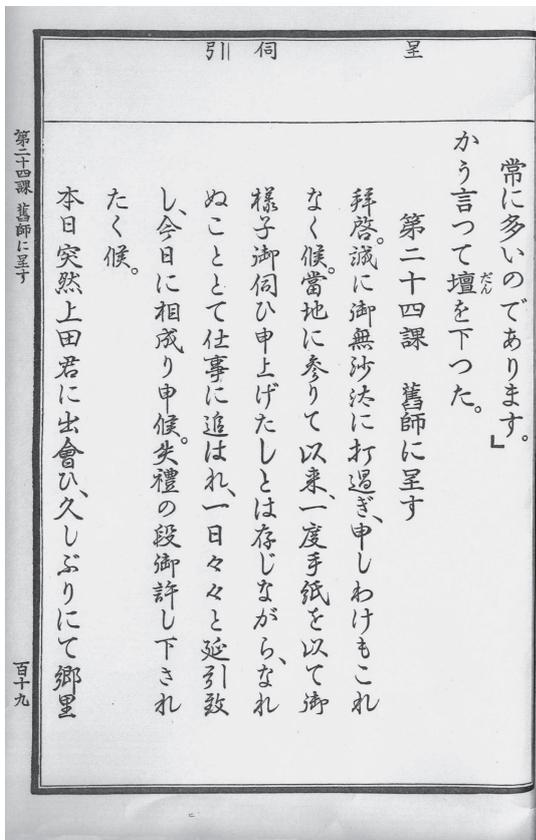
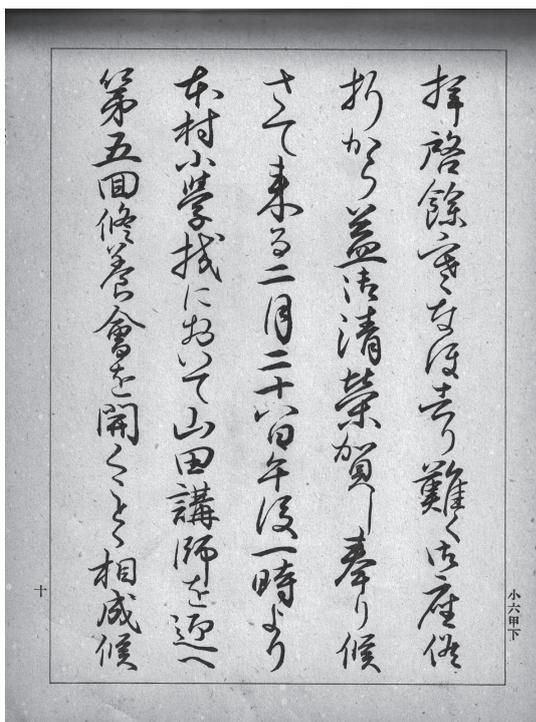


図4

文部省『小学書方手本 第六学年下』
一九三八年 大阪書籍（第四期国定国語書方手本）



(図4)で学ぶことができたのである。

(三) 同時期の高等女学校・中学校教科書の書式教材

短冊や色紙に應用できる書式教材を伝統的に掲載してきたのは、主として高等女学校用の教科書である。中学校や高等女学校の習字科は国語科であったが、中学校や高等女学校は「書キ方」ではなかったため、小学校のように読本で学習した内容を学習する意味での連携はしていなかった。中学校や高等女学校の習字教科書は読本の内容に縛られずに編集できることもあり、手紙文の練習教材は必ずといっていいほど掲載されていた。つまり中学校や高等女学校の教科書は、近世の往來物的な要素を小学校に比べてずっとよく継承していたのである。大正期から昭和初期にかけて、高等女学校教科書等には、原寸大の短冊教材を綴じこむものが増えてくる。これには、印刷や製本技術の発達ということもあろうが、ここまで述べてきたように書道界の活発化などにより、書式教育に目が向けられてきたことが主な要因であろう。高等女学校において習字は中学校に比べて重視され、習字が課される学年も女学校のほうが多かった。これは、整った文字や手紙を書くことが良妻賢母であるという考えと関連しているであろう。そして、高等女学校では流麗な文字が学ばれた。

高塚竹堂は、一九二九(昭和四)年に『女子新習字帖』を著し、一九三四(昭和九)年以降二回の修正を加え、『女子新習字帖 第二修正版』を発行している。奥山錦洞によれば、一九四一(昭和十六)年頃、全国的に最も多くの学校で使用された高等女学校用教科書であったという⁴³⁾。この教科書は、著者の高塚が指導書を発行しており⁴⁴⁾、指導の實際をうかがうことができる。表2は書式教材と書式例が指導書に掲載されている教材をまとめたものである。指導書では、和歌の散らし書きや書き初めについても書式として解説しているため、これも書式教材の一種として取り上げた。表からは、一見していかに高等女学校で書式教授が重視されていたかを読み取ることができる。特に書式の教材ではなくとも、指導書にあるように半紙練習から巻紙等の学習に進む場合もあったであろう。◎印は手紙や短冊のための枠を示している教材である。このような教材は高学年になるにつれて増えてくることを読み取ることができる。

表2 『女子新習字帖 第二修正版』 書式関連教材

巻	教材番号	書き出し	書式教材の種類 (◎印は書式の枠を掲載しているもの)	指導書掲載の 書式応用例
1	13	己所不欲勿施於人		扇面
	16	長生殿裏春秋富…	書初	奉書紙
	19	我が国は天照神の…	短歌散らし	色紙
	20	昭憲皇太宮御歌 呉竹の…		短冊
	21	去年今夜待清涼…		条幅
	22	三重県度会郡…	封書◎	
2	10	忠誠尊皇室孝敬事天神		扇面
	11	朝顔の咲くや親にも叱られず…	俳句	
	16	嘉辰令月歎無極…	書初	
	17	おもふこと うちつけにもふ…	短歌散らし	色紙
	18	桜さく みくにしらすと…	短歌散らし	
	19	庭の水仙の花が今ちやうど…	手紙	巻紙
22	山川草木…		条幅	
3	4	あさみとり すみわたりたる…	短歌散らし	半紙
	5	君がおましの大宮は…	短歌散らし	半紙
	8	皇天無親惟得是輔		半切・巻紙
	10	古池や蛙とびこむ水の音 ばせを…	俳句散らし	短冊
	11	何事のおほしますかはしらぬとも…	短歌散らし	色紙
	12	金剛石も磨かすは…	長歌の書式	
	13	時計のはりのたえまなく… (12の続き)	長歌の書式	
	16	わたつうみの はまのまさこを…	書初 (短歌散らし)	色紙
	21	元日や一糸の天子…	俳句	
22	神祇 目に見えぬ…	短冊◎		
4	3	きみか代を 思ふころの…	短歌散らし	
	4	明天子上にある野の…	俳句	
	5	埋火の あたりのとかに…	短歌散らし	色紙
	6	花のころ旅にありて…	短冊◎	
	7	池冷かにして…	短歌散らし	扇面
	11	こころなき みにも哀れは…	色紙◎	
	13	ゆみならて 逢ひかたきはゝの…	色紙◎	
	14	五十鈴の川のこほりとけ…		扇
	15	新年山 丘にめしたされし…	豎詠草◎	
	16	つつしみてとしのよろこびと…	葉書◎	葉書
17	田村の御時に事に…	詞書をもつ短歌		
18	一樹の陰一河の流これ…	手紙		
5	3	大いなるものゝちからに…	色紙◎	
	4	三五夜中新月色…	扇面 (漢字及び仮名) ◎	
	6	つくはねの こものかのものに…	短歌散らし	色紙
	7	不二の嶺…	色紙◎	
	8	うぐひすに…	俳句	
	11	夜ははや更けて候 上野のかね…	手紙	巻紙
	12	みたみ我 いけるしるしあり…	色紙 (短歌・書初) ◎	
	14	冬の歌 つらゆき…	色紙 (短歌) ◎	
	15	世の中に 思ひあれとも…	短歌の書式	短冊
	16	月のかつらも…		巻紙
	17	時雨に染まず… (16の続き)		巻紙
20	本夕は御父上様還曆の御祝…	手紙	巻紙	
21	かかみには うつらぬ人の まこころも…	短冊◎		

書式教材は中学校にも見られるが、高等女学校のように書式教材が多く掲載されることはなかった。学習される学年を見ても、中学校では習字の学習自体が低調であったのである。昭和初期、中学校で使用された教科書としてすぐれているとされる⁽⁴⁶⁾一九二七（昭和二年）発行の丹羽海鶴著『新書範』⁽⁴⁶⁾は一九三五（昭和十）年に改訂され⁽⁴⁷⁾、それまでなかった条幅教材が最終ページに綴じ込まれることとなった。中学校に鑑賞的な書式学習が必要とされてきたことが分かる一例である。辻本は条幅教材を重視していたが、同様の流れが中学校にもあったのであろう。一九三七（昭和十二年）年度の文検習字科の本試験において、それまで出題されなかった条幅揮毫が出題されたときに受験者の桶川は驚き「凡ての受験者が夢にも予想してゐなかつたであらう⁽⁴⁸⁾」と述べている。習字教育界で鑑賞書式の整理されているほか、教科書に条幅教材が導入されている例があることを考えると、出題は当然考えられることだった。

（四）国定第四期本以後の書式教材

一九四一（昭和十六）年には小学校が国民学校に改変される。そして書方は芸能科の習字として学習されることとなった。教科書の体裁や大字主義であることは四期本を継承した。第五学年には「実用教材として書翰文を加へる⁽⁴⁹⁾」ことが示され、初等科第五学年と六学年に書簡文が掲載された。第五学年の手紙の文は国民科国語の「水兵の母」の手紙の一節である。文部省督学官の松久は書簡について次のように述べている。

国民学校にあつては特に国民生活の實際に即して適切なる指導をなすことが肝要であり、実用としての習字につき大いに考慮するの要があるのである。（中略）更に日用の書翰や書式等の練習を加ふるを以て適当と考へてをるのである。而してこれらに關しては単に美しく書くといふだけでなく、正しく且つ速く書くことについても適當なる指導をなすべきである。⁽⁵⁰⁾

芸能科習字は編成や教育課程に合科学習の要素が導入されており、国語との関わりについても考えられ

ていた。手紙の書式教授については、同じ国語科にあった四期本のときよりむしろ連携が進んだのである。高等科でも手紙の学習が継続され、第二学年では松久が述べていたように「書式に留意し、且つ速写に熟させる⁽⁵¹⁾」ことが示された。現在見本としてみられる第二学年教科書を見ると、確かに受験願書や履歴書、請求書、祝儀袋などさまざまな書式に対応しようとしていたことが分かる⁽⁵²⁾。これはどちらかというと実用的な書式への対応が主となっている。

一九四三（昭和一八）年には中等学校令が公布され、中学校・高等女学校では芸能科書道が成立した。ここで書式は一年生で「書翰」、二年生で「書翰其ノ他」、三年生で「色紙・短冊・条幅」、四年生で「色紙・短冊・条幅・扁額」と系統づけられた⁽⁵³⁾。事実上の国定教科書にも様々な書式の図版が掲載された。鑑賞教材と書式の参考教材を兼ねていると思われるものが多い。前述の通り一九二七（昭和二）年発行の小野鷲堂の書式例集には条幅の掲載が追加されたり、その後条幅の揮毫例集が出版されたりもしていた。習字教育界や一般書道会で徐々に鑑賞的な書式、つまり条幅の書式が重視されてきたことは、芸能科書道において条幅が三年生以降に位置づけられる要因になったと思われる。ちなみに、師範学校でも中学校高等女学校と同様に書式教育が重視されており、教科書に条幅や扁額の教材が掲載された。このように、書式教育が重視されることとなったが、戦争末期であったことにより指導事例は明らかではない。

おわりに

学制以降、国語科の成立以前は一貫して往來物的な要素、つまり手紙の書式を含む習字教科書が使用されてきた。また、手書き文字の作文文集は習字兼用としての使用がなされたと考えられる。その後、国語科が成立し、書方では読方で学習する手紙の書式を練習する形式の教科書が出版された。大正期から昭和初期、書式教授について書式ごとに分類する動きはあったが、あくまで文検習字科の試験対策や書道の基礎知識としての書式の種類を知るといったレベルがほとんどであり、それぞれの書式の学習法や発達段階に応じた書式教材の提示等に踏み込んだ詳細な検討は行われなかった。戦後は新制中学校の文部省著作

教科書を一見して分かるように、単元のなかに書式をどう位置づけて学習するかという取り組みは芽生えていったように思われる。

一九三三（昭和八）年に使用が開始された昭和国定第四期本『尋常小学国語書方手本』では、芸術的な習字教育の推進のため、国定第四期本で細字学習が低調になった関係もあり、実用的書式学習教材が一気に減少する。一方、高等女学校では色紙や短冊の掲載が増えた。中学校教科書に条幅の書式が取り入れられることもあった。芸術的な習字教育の推進により、短冊や色紙など、鑑賞的な書式に目が向けられたのである。

現在国語科に位置づけられている「書写」の名称は、毛筆学習の手習いの要素からの脱却をはかつて採用されたものである。近世寺子屋（手習塾）等で使用された往来物の「往来」とは手紙のことであり、近代以降の書式学習史を考えるにあたり、文化的には書式を学ぶということが近世の手習いと連続していることに目が向けられてもよいであろう。現在、書写教科書には硬筆で手紙の手書き文字見本が掲載されている。各学年数ページであるが、往来物の書式教材の伝統が継続されているとみてよいだろう。今後は、戦後のものも含め、過去の書式研究を参考にし、現代の書写書道教育に適合した手書き文字の書式学習論の構築を目指してゆくこととしたい。

〈注〉

- (1) 「書写の要素と書写の学習要素の構造」全国大学書写書道教育学会『明解書写教育』萱原書房、二〇〇九、一一四ページ。
- (2) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 国語編』東洋館出版社、二〇〇八、三二二ページ。
- (3) 小学校学習指導要領においては、昭和四十三年度の改訂のとき、国語科の書くことにあつた「書式」が「形式」とされ、これは毛筆的ニュアンスの強い書式よりも広く社会一般に使用できる「形式」にしたとみるべきであることが『国語科書写指導講座第三巻硬筆指導』で解説されている。（藤原宏・細谷肇編『国語科書写指導講座第三巻硬筆指導』明治書院、一九六九、一六六ページ。）
- (4) 文部科学省『高等学校学習指導要領』東山書房、二〇〇九。
- (5) 書道Ⅲの新指導要領（前掲、文部科学省『高等学校学習指導要領』東山書房、二〇〇九。）には、様式美の鑑賞について鑑賞教育との関わりとして新たに記されることとなった。書道Ⅲの学習として、書道Ⅰ、Ⅱよりも一歩進んだ指導事項といえよう。

- (6) 小松茂美『日本書流全史』講談社、一九七〇、八一ページ。
- (7) 小泉吉永編著『往来物解題辞典 改題編』石川松太郎監修、大空社、二〇〇一、四七九〜四八〇ページ。
- (8) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第一巻』竜吟社、一九三八、二八三ページ。
- (9) 木下政久『習字教科書解説』『日本教科書大系近代編 第二七巻 習字その他』海後宗臣編、一九六七、三四五ページ。
- (10) 前掲、教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第一巻』四〇四ページ。
- (11) 前掲、木下「習字教科書解説」三四七ページ。
- (12) 文部省編『小学習字本』長光書、児玉少介、一八七七。
- (13) 前掲、教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第一巻』四六六〜四六八ページ。
 現行の楷書先習を批判し、「小学ニ入ルコトニ三年ニシテ受取書一ツヲモ書得ルコト能ハズ」また、「習字手本ノ文ハ、日用ノ往復文受取書送状証文願届等ノ日用ノ文ヲ教フベシ」と述べる。原文は文部省『日本帝国文部省年報』第四(明治九年)第一冊、四五〜四七ページに掲載。
- (14) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第三巻』竜吟社、一九三八、四一ページ。
- (15) 前掲、教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第三巻』九六〜九七ページ。
- (16) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第四巻』竜吟社、一九三八、六一ページ。
- (17) 金港堂書籍『尋常国語習字帖』玉木愛石書、金港堂出版、一九〇〇。
- (18) 金港堂書籍『尋常国語読本』金港堂出版、一九〇〇。
- (19) 仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法資料集成第十一巻編纂趣意書一』東京書籍、一九八二、二四三〜二四五。
- (20) 同前、二五六〜二五七。
- (21) 石川謙『日本庶民教育史』石川松太郎編、玉川大学出版部、一九七二、二二二ページ。
- (22) 内田晋斎『窮理捷徑十二月帖』玉養堂、一八七二。『往来物解題辞典 改題編』に掲載されている。
- (23) 小笠原寛『実業教育習字書翰文』松村文海堂、一九〇七。中村春堂『少年手紙の文』辰文館、一九二三。土谷圭堂編、小野鷺堂書『女子消息 文の手ほどき』山本文港堂、一九一〇。
- (24) 明治期、一般社会で使用された幅広い書式の文例集が往来物を受け継ぎ発展していることは、八楸氏が明らかにしている。
 (八楸友宏『明治期の往来物に関する研究——書式文例集の展開——』東北大学大学院教育学研究科研究年報、二〇一三。)
- (25) 井上千圃『書道教範』研文書院、一九三三。
- (26) 小野鷺堂『書道宝典』斯華会出版部、一九一五。
- (27) 小野鷺堂『増訂書道宝典』斯華会出版部、一九二七。
- (28) 鈴木羽村『増訂文検習字科精義』東洋図書、一九三七。
- (29) 拙稿「大正期から昭和初期における書方教育の理論と実践——書方と大正新教育運動の関わりを中心として——」全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究二七号』萱原書房、二〇一三。
- (30) 水戸部寅松『毛筆書法及教授之実際』目黒書店、一九三二、二二〇〜二二二ページ。

- (31) 辻本史邑『習字教育の根本的革新』駈々堂書店、一九三六、二三三ページ。
- (32) 辻本史邑『少年条幅手本』駈々堂書店、一九四一。辻本史邑『中等条幅手本』駈々堂書店、一九四一。辻本史邑『鑑賞物揮毫書範』駈々堂書店、一九四一。
- (33) 前掲、鈴木『増訂文検習字科精義』、一四六～一五九ページ。
- (34) 前掲、辻本史邑『習字教育の根本的革新』一六一ページ。
- (35) 二年生の下巻で「手紙ヲ書イテ出ス。」と書かれてから三年生の手紙の学習に進んだのである。
- (36) 各務虎雄『書道教育』東洋図書、一九三八、七四ページ。
- (37) このような教材は高等科用にも掲載されている。
- (38) 国語研究会編『国語教育』育英書院。書式教材についての合評は二十巻一号以降からである。
- (39) 拙稿「奈良女子高等師範学校附属小学校における書方の実践——木下竹次の「学習法」を中心として——」全国大学書写書道教育学会編『書写書道教育研究二八号』萱原書房、二〇二四。
- (40) 字形や書体についての書方的な要素への関心があまりなかったほか、毛筆での手本が必要とされていなかったなどの理由が考えられるが、三期本の段階から既に細字教材が五年生から始まるため長文練習が少なくなるなど、読本との分離は強まってきたといつて良いだろう。
- (41) 武藤要『手紙・日記と綴り方教育』厚生閣、一九三九。
- (42) 国定第三期本に使用されていた文字は木版からの製版印刷であるといわれている。はじめて組み直しがきく活字が作成、使用されたのは四期本からである。
- (43) 奥山錦洞『日本書道教育史』清教社、一九五三、三四五ページ。
- (44) 高塚錠二『女子新習字帖第二修正版教授資料』東京開成館、一九三三。
- (45) 前掲、奥山『日本書道教育史』三〇五ページ。
- (46) 丹羽正長『新書範』富山房、一九二七。
- (47) 丹羽正長『新書範 改修版』富山房、一九三五。
- (48) 桶川玲峯「文検受験とその準備」『書道教育一卷六号』啓文社。桶川は中等学校においてそれまで条幅の指導があまりなかったと述べている。展覧会での展示のほか席書的な揮毫では条幅が使用されることは多かったと思われる。
- (49) 文部省『テホン上教師用』日本書籍、一九四一、二九ページ。
- (50) 松久義平「芸能科に就いて」『国民学校教則案説明要領及解説』日本放送協会、一九四〇、八六ページ。
- (51) 前掲、文部省『テホン上教師用』三二二ページ。
- (52) 文部省『高等科習字二男子用』一九四五。文部省『高等科習字二女子用』一九四五。これらは実際に供給はされなかったと思われる。
- (53) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料第二巻』大日本雄弁会講談社、一九五六、五五六～五五七ページ。ここに挙げた中学校の芸能科書道の指導要目と高等女学校のものとは同一である。
- (54) 中等学校教科書株式会社『書道 中等学校男子用』一九四四。中等学校教科書株式会社『書道 中等学校女子用』一九四

(55) 四。
文部省『師範書道(本科用卷一・二)』師範学校教科書株式会社、一九四四。